

会報 日食 協

Vol.179 May. 23. 2013



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4(江戸ビル4階)

電話: 03(3241)6568 FAX: 03(3241)1469

目次

平成24年度事業報告	概況	1
総務関係	監査/登記/定時総会/理事会/正・副会長会議	5
本部事業活動		19
	[政策委員会/食品取引改善協議会]・[賛助会員幹事店会]・[環境数値算定標準化協議会]・[執行運営委員会]	
	・ワーキング・グループ活動	55
	[食育に関するWG]・[環境問題対応WG]・[EDIWG]・[税務問題対応WG]	
	・研究会活動	63
	[情報システム研究会]・[物流問題研究会]・[商品開発研究会]・[法務研究会]・[労務管理研究会]	
	・ネットワーク検討会	
支部活動		76
	中国・東北・東海・関東・近畿・四国・北海道・九州沖縄・北陸/各県ブロック動向	
事務局活動		102
◇関連省庁・諸団体		102
◇庶務事項		103
◇平成24年度活動内容		104
◇会員動向		110
	会員・事業所・賛助会員動向推移表/平成24年度入・退会 会員一覧表/支部別会員及び事業所会員内訳/平成24年度入・退会 会員一覧表	
◇平成24年度決算		113
	平成24年度 本部 貸借対照表/平成24年度 本部 正味財産増減計算書/平成24年度 本部 正味財産増減計算書内訳表/監査報告書/平成24年度 本部・支部 貸借対照表/平成24年度 本部・支部 正味財産増減計算書/平成24年度 本部・支部 正味財産増減計算書内訳表/平成24年度 支部 貸借対照表/平成24年度 支部 正味財産増減計算書/公益目的支出計画実施報告書等の提出について	
◇平成25年度事業計画		129
◇平成25年度実施計画		130
◇平成25年度運営組織図		131
◇平成25年度運営組織名簿		132
◇平成25年度収支予算		140
新年度事業活動		146
	・正・副会長会議開催	146
	・理事会開催	146
	・環境数値算定標準化協議会開催	149

回									
覧									

無断転載・引用を禁ず

定 時 総 会

日 時 平成25年 5月23日（木）15時00分～16時20分

場 所 レベル21 東京會館 スタールーム
東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネットビル21階
電話（03）5255－1515

議 案

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成24年度事業報告に関する件 |
| 第2号議案 | 平成24年度収支決算報告に関する件 |
| 第3号議案 | 会員の動向に関する件 |
| 第4号議案 | 会費の額及び徴収の方法に関する件 |
| 第5号議案 | 平成25年度事業計画案に関する件 |
| 第6号議案 | 平成25年度収支予算案に関する件 |
| 第7号議案 | 役員の一部改選に関する件 |
| 第8号議案 | その他 |

懇 親 会 16時30分 ～ 17時30分

以 上

平成24年度事業報告

概 況

平成 24 年度を顧みると、未曾有の東日本大震災・原発事故から 2 年目で、本格的復興に動き出した年度であり、この復興需要が下支えして、年半ばまでは緩やかな景気回復を見込めるような状況でしたが、欧州危機に端を発した海外景気の変調や急激な円高、不透明な原子力発電の再稼働、日中関係の緊張化などからしだいに減速感が強まりました。また長年の政策課題であった、社会保障と税の一体改革法案が成立し、消費税は現行の 5% が 2014 年 4 月に 8 %、2015 年 10 月に 10% に段階的に引き上げられることになった。また原発の取り扱いなど、エネルギー・環境行政の先行きが不透明の中で、電力需給は厳しい状況が継続し、東京電力の電力料金は引き上げられた。

食品業界も天候不順など明るい材料が少ない中で個人消費は、より経済性志向を強め、低価格競争や PB 化の動きが進み、デフレ基調からの脱却が出来ず、原料高の製品安の厳しい年度であった。

こうした状況の中、弊協会は 4 月より公益法人制度改革への対応として、名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更して新たなスタートをきり、制度改革の理念に基づき事業活動を行い、食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤整備に取り組みました。各支部においても地域事情に応じた事業計画を実践して支部活動に取り組んだ。

こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なご指導とご協力、加えて（一財）流通システム開発センター、（公財）食品流通構造改善促進機構、（公社）日本缶詰協会、（社）日本パインアップル協会、日本製罐協会、（一財）食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げます。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別にする。

I. 調査研究事業

食品流通業界は、長引く景気の低迷等から消費マインドも冷え込み、更には少子高齢化の顕在化などから、業種・業態間の競争が激化し、厳しい経営環境となっている。また、経済社会が高度化・成熟化している中で、消費者ニーズが多様化・高度化して需要動向が変化し、宅配やネット事業など新たなチャネルが台頭し、大手小売業の PB 商品の強化策、外食・中食産業の拡大等食品流通業は著しい環境変化の中にある。

こうした中で弊協会は、市場・流通構造の変化に伴う新しい枠組みの協働体制の中で積極的に情報を共有化し、優先的対応策の調査、研究を行った。

具体的には、「生団連（国民生活産業・消費者団体連合会）」における食品廃棄物対策委員会、災害対策委員会への参加、「食品ロス削減のための商慣習検討 WT」への委員推薦、「製・配・販連携協議会」及び「日本 TCGF」との情報共有化、連携などがある。「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」からは中間取りまとめがだされた。この検討チームは、個別企業等の取

り組みだけでは解決が難しく、フードチェーン全体で解決していく必要のある課題として、メーカー、卸、小売による商慣習を中心に検討するというのが基本スタンスになっているが、特に今回は加工食品の取引慣行になっている「1/3のルール」について取り上げられ検討された。中間とりまとめでは、平成25年度以降も順次取り組みが進められ、業界団体の会員企業に取り組みの輪を広げ食品業界全体に普及推進していくことを決定した。納品期限の見直しについては、当面、菓子、飲料を含め効果検証の可能な品目の納品期限を「賞味期限の1/2残し」に変更した場合の食品ロス削減効果を検証する事になった。賞味期限の見直しについては、メーカーにおいて既存製品の賞味期限について科学的な知見に基づく再検証を行って、得られた結果に基づいて、賞味期限の延長に取り組むとし、その結果を企業ごとに積極的に公表することになった。表示方法の見直しでは、賞味期限が3ヶ月以上の品目については、「年月」表示が法律上も認められているところから、賞味期限が長い品目については、「年月」へ変更するなど消費者にわかりやすい期限表示になるよう各社で工夫することになった。

消費税の増税に関する対応としては、定時総会、理事会において日食協の基本スタンスについて確認後、独自に関連省庁である財務省、農林水産省、経済産業省の大臣宛「消費税の増税に関する要望書」を提出した。また今年に入り業界を越えて卸全体で要望書を取りまとめるべく日本卸売協会に働きかけを行い、経済産業省の中小企業庁にも日本卸売協会として要望書を提出した、内容的には弊協会の要望書と同様であり、日本卸売協会傘下の団体、企業名をつけて提出した。現在国会で審議されている、転嫁対策特別措置法（案）の内容は、資本金3億円以下の納入企業に対し、消費税増税分の上乗せを拒むこと、大規模小売店は継続して取引している取引企業に対して、規模にかかわらず転嫁拒否の禁止、総額表示は条件付で緩和され外税方式もできること、「消費税は本店が負担」など消費税と関連づけた宣伝や広告を禁止することなどが含まれている。

東日本大震災で経験した緊急時の物流面での課題を大きな教訓として、緊急災害時、特に初動時にプッシュ型の食料供給体制を点検し、いのちを支えるネットワークとして緊急災害時の加工食品卸売業者の食料供給体制について執行運営委員会にプロジェクトを設けて「**緊急災害時の食料供給に関するガイドライン**」の作成を行った。

新型インフルエンザ対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」により特定の事業者を対象に優先的にワクチン接種を行う仕組みになっているが、ワクチンの数量の制約により特定接種の対象者を医療関係者のみに限定すべきとの厳しい意見もあり、現在内閣官房新型インフルエンザ等対策室が、「食料品製造・販売・流通業者」が特定の業種に含まれるかどうか検討をしている。その検討資料として新型インフルエンザ等発生時に加工食品卸売業が社会的役割と考える業務内容や業務が停滞、破断したときの国民生活への影響、発生時に縮小する業務、優先する業務、業界のBCPの作成状況等について資料をまとめ行政に提出した。資料の提出の出来ない場合は、その業種については特定業種からはずすとの情報もあり、時間的制約の厳しい状況ではあったがプロジェクト委員のご理解、ご協力をいただき提出することが出来た。

農林水産省主催の「**これからの介護食品をめぐる論点整理の会**」について。介護食品のニーズは、要介護者数などから2.5兆円と試算されているが、現時点の介護食品の市場規模は約1千億円に留まっており、介護食品に係る潜在的ニーズなどにどのように対応していくかが喫緊の課題となっている。具体的には、食事のあり方、介護食品等の開発動向、介護食品の普及等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、介護食品に係る現状や課題及び対応方向等について論点整理を行い、将来を見据えた介護食品のあり方を検討するため有識者を集めて論点整理の会が開催され

た。弊協会にもオブザーバー委員として参加の要請があった。この会では企業ごとに異なる規格や表示の統一問題が論じられることになるが、メーカーとして成長市場を取り込むため介護食品の品揃えを強化していく方向性にあるので我々卸も今後注目していきたい。資料としては、平成23年度12月に食品産業センターが作成した「高齢者向け加工食品の製造・流通推進に向けて ガイドライン」がある。（日食協会報：平成24年7月175号掲載）

環境問題では、2012年度（2011.4～2012.3）の弊協会の環境自主行動計画についての環境数値をとりまとめ農林水産省食品産業環境対策室に提出した。環境自主行動計画の最終年度であったが特定荷主部門は、大震災の影響もあって加工食品の需要が旺盛で売り上げが増加し、また物流受託事業も大幅に拡大、この成長に伴いエネルギー消費量も大幅に増加するも、エネルギー使用の効率指標となるエネルギー消費原単位では順調に低減することが出来た。特定事業者部門は使用面積が102.1%と増加するも、エネルギー使用量は東日本エリアで電力が前年比15%の削減目標の需要抑制策が講じられ前年比で95.2%と大幅に減少し、エネルギー消費原単位も2009年度水準に戻した。また行政から「環境自主行動計画」に替わる「低炭素社会実行計画」の作成と実行が求められていることから環境数値算定標準化協議会及び環境問題ワーキンググループにて新実行計画をまとめるべく調査研究を行った。

情報システム・EDIの分野においては、インターネットを使用した流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」に継続して参画し、協議会活動の要となる運営委員長に引き続き情報システム研究会の座長が就任した。また普及拡大に向けて小売の流通4団体と連携して、普及セミナーに参加し卸の立場から流通BMSの有効性を主張した。また情報処理コストの実態調査を継続して行い、平成23年度として調査以来最低のコスト水準であることを確認したが、将来の飛躍に備えたシステム基盤の整備を進めると再び上昇に転じることも予測されると分析した。

物流問題研究会では、協働体制組織の検討テーマと連動して「小売業様への納品与件緩和の議論」を実践テーマとして調査研究し、委員企業を対象にアンケート調査を行った。また協働体制の検討結果について情報の共有化に務めた。

商品開発研究会は、継続事業として日本蜜柑缶詰工業組合と国産蜜柑缶詰に関する意見交換会を行い、日本パインアップル缶詰協会の開缶テストに参加した。

法務研究会は、「卸売業における倉庫業の適用について」「所有権留保契約と第三者対抗要件」「大規模情報システム開発契約のリスクとその対応」等時宜にあった法務問題を取り上げ意見交換を行った。また法令遵守と公正取引推進のため「下請け法」「取引慣行のガイドライン」については継続して議論し、「下請け法の簡易テスト」を公開した。「優越的地位の濫用防止ガイドライン」の作成については、公正取引委員会のご指導をいただき来期に向けての課題を整理した。

労務管理研究会では、「人事評価制度」「障害者雇用について」「各社の福利厚生制度について」「改正高年齢雇用安定法について」等流通産業における労務問題について幅広く議論を行った。

支部活動では、**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続事業として、「物流コスト」「返品実態」「在庫の回転状況」「庸車及び物流動向」について実態調査を行い、各担当企業が分析を行った。

Ⅱ．研修・普及・啓発・実践事業

本部として各支部の定時総会や研修会時に日食協事業活動を行い、情報の共有化を図った。

今年も継続して、**情報システム研修会**を全国卸売酒販中央会と共催して行い、「流通 BMS 協議会の活動について」「製・配・販連携協議会の活動成果報告」「販促金請求データの PDF 転換サービスについて」「サントリーグループのデジタルマーケティングの事例」について研修し、情報システム部門として共有すべきテーマについて知見を深めた。また伝票の利用範囲は相対的に低下しているものの依然使用範囲は根強く残っていることから弊協会として卸経営のローコスト化を目指して「酒類食品統一伝票（単票）」制定し普及啓発を行った。販売促進金請求業務の効率化を目指して、これまでの販促金 EDI の推進に加えて「紙帳票」の電子化を図る PDF 変換サービス（販売促進金請求書）が新たにシステム化され急速に展開が拡大した。

環境問題では、食品リサイクル法や産業廃棄物に関する法律が改定されたので、従前協会が作成した「食品リサイクル法への対応ガイドライン」と「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の改訂版を作成し廃棄物対策の普及啓発事業とした。

この他研修事業としては、中国支部が 6 月 5 日、関東支部が 6 月 15 日、東海支部が 6 月 14 日、四国支部が 6 月 19 日、北海道支部が 7 月 4 日、九州沖縄支部が 7 月 6 日、関東支部が 11 月 9 日、北陸支部が 11 月 22 日、東北支部が 3 月 5 日に経営実務研修会を開催した。東海支部と近畿支部はそれぞれ地域の食品卸同業会との共催で実務研修会を開催した。また今年初めて北海道支部のワーキンググループが九州沖縄支部福岡地区協議会を訪ねて支部交流会を行い、地域事情にあった支部活動について有意義な意見交換を行った。また商品開発研修会としてメーカーの工場見学会を例年通り関東支部、東海支部で行われた。

Ⅲ．本部活動

公益法人制度改革への対応として、弊協会は平成 24 年 4 月 1 日より名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更してあらたなスタートをきった。

国内加工食品市場全体を俯瞰できる公益性の高い販売統計データである平成 24 年度の加工食品卸売統計調査は、参加会員卸企業数が 78 社となり、その販売高は 103,923 億円前年比 103,26% であった。特に今年度は温度帯管理商品が常温品に比べ大幅に伸長した。

総務関係

上半期（平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日）については、10 月 31 日（水）に、下半期（平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）については 4 月 15 日（月）に監事の方にて監査が実施された。

平成 24 年 4 月 1 日社団法人日本加工食品卸協会を名称変更し、移行したことにより設立の登記を行う。平成 24 年 5 月 24 日（木）の定時総会終了後、登記事項について、平成 24 年 6 月 26 日（火）東京法務局にて登記を完了した。

平成 24 年度の定時総会は、平成 24 年 5 月 24 日（木）東京大手町レベル 21 東京會館に於いて 15 時より開催された。主な議案内容は、協会の一般社団法人への移行認可と運営について、平成 23 年度事業活動報告、平成 24 年度事業計画及び役員員の改選に関する件等であった。

総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を開催した。以下に議事録を掲載する。

議	案	第1号議案	協会の一般社団法人への移行認可と運営について
		第2号議案	平成23年度事業報告に関する件
		第3号議案	平成23年度収支決算報告に関する件
		第4号議案	会員の動向に関する件
		第5号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
		第6号議案	平成24年度事業計画案に関する件
		第7号議案	平成24年度収支予算案に関する件
		第8号議案	役員の改選に関する件
		第9号議案	その他

出欠状況 会員総数 135社中 出席会員 31社 委任状出席 86社 合計 117社
出席賛助会員 94名 事業所会員 2名

来賓出席	農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課課長	長井 俊彦 殿
	〃 当協会窓口担当	尾川 大輔 殿

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の定足数の確認と報告をし、会の成立と共に、定款第15条により会長を議長に推薦し満場一致で選出、会長は議長席に着席した。

議長は早速議案の検討に入った。

第1号議案 協会の一般社団への移行認可と運営について

議長より、事務局に対し、説明報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料に則り、新法人移行後のポイントについて次の内容を報告した。

- ① 名称は「一般社団法人日本加工食品卸協会」となること
- ② 正会員・事業所会員・賛助会員・団体賛助会員の定義付けを行ったこと
- ③ 総会は全ての「正会員」をもって構成すること
- ④ 総会の議事録は議長及び出席理事全員が記名押印すること
- ⑤ 理事会への委任状による出席や代理出席は認められないこと
- ⑥ 3月に次期事業計画及び予算審議の為の理事会開催が必要になること

議長より、全会員に以上のような新運営体制を理解して戴くよう要請。

第2号議案 平成23年度事業報告に関する件

第3号議案 平成23年度収支決算報告に関する件

第2号議案と第3号議案は関連があるので併せて事務局より説明するよう議長から要請があり、それを受けて事務局は、手元に配布した資料冊子の日食協会報174号をもとに下記内容を報告した。

1. 調査研究事業並びに研修・普及・啓発・実践事業

- ① 市場・流通構造の変化に伴う協働体制としての新しい製・配・販の連携
- ② TPP問題に関するメーカー様との意見交換
- ③ 東日本大震災をきっかけに行政機関との各種検討会への参画
- ④ 電力節電抑制に対応した食品流通の在り方の再構築と小売業団体への呼び掛け
- ⑤ 大口需要の物流拠点に対して、経産省・エネルギー庁から節電の免責を受ける
- ⑥ 環境自主行動計画作成等により「発生抑制の業界目標」が設定された
- ⑦ その他「クールビズの服装推奨ガイドラインの作成」「小売業様との納品与件緩和の議論」「長期休暇時の配送体制確認書の策定」「公正取引に関する研修会」「食育と食品選択のためのハンドブック改訂版」の作成、食品に含まれる放射性物質の新基準値が施行されることを受け酒類・食品製造業者と製造業者団体に、新基準値の認識と対応要請の文書を配信、「加工食品卸売統計調査」の実施、本部事務所の移転件等、主要活動内容を報告する。

引き続き 第3号議案の収支決算報告について、

平成23年度 本部収支計算書の内容を報告（収入合計54,498,913円及びその内訳・予算比、支出合計55,193,175円及びその内訳・予算比、当期収支差額△694,262円、次期繰越収支差額14,793,268円を報告、但し、次年度の活動に向けた研修・普及啓発事業引当預金16,000,000円の設定により予算値との乖離が発生した経緯を説明、次いで貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表について報告）。

同時に4月13日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の小原監事は「去る4月15日に監事2名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長は、両議案に関する質疑を求めたが、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第4号議案の説明を事務局に求めた。

第4号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成24年3月末現在の会員数について報告し承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては、本年自主申告いただいた売上額に基づく会費区分にて算定した額と同額を、また徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成24年6月29日（金）

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第6号議案 平成24年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成24年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第6号議案の平成24年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成24年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

昨年は東日本大震災で日本全体が大きな打撃を受けましたが、本年はその痛手から本格的に立

ち直る重要な年であります。震災復興を優先政策とする中で、色々な政策課題に迅速に取り組み。社会変革に向けて確かな前進を確保したいものと考えます。こうした環境の中で、食品流通業界はサプライチェーンの協働体制をより発展させ、食品流通に求められる今日的価値・満足に貢献することがより重要なテーマと考え、事業計画を策定いたしました。

調査研究事業では、食品流通のサプライチェーンの協働体制の中で今日的な中間流通機能のあり方を研究するテーマについては、製・配・販連携協議会等と充分情報を共有化して進めて参ります。

昨年私達の業界は、公正取引委員会から取引の適正化について要請を受けましたが、この要請を真摯に受け止め、公正取引推進のための制度や関連法規への適正な対応を図るため業界としての遵守マニュアルを作成していく調査研究を行います。

また昨年の大震災時に経験した緊急時の食料供給のあり方については、毎年行政に報告している緊急災害時に備えた食料調達可能数量等の調査について、行政と充分協議検討しながら有事に備えるため、この調査を基礎として緊急食料支援の機能性、機動性を高めて具体的実現性のある形を研究したいと思います。TPPに関する情報は、現状極めて乏しい状況にありますが、TPPは我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので引き続きどのような影響が考えられるかについて調査して参ります。

環境問題については、暫定版としての「環境自主行動計画」をまとめてありますが、原発の問題の結着のあり方で我が国の環境事情は大きく変化して参りますので、行政のご指導をいただいて最終的にまとめ直して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるため昨年の日食協のHPをリニューアルいたしております。是非ご関心をもってご覧いただきたいと思ひます。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきましては食品卸売業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」

事務局より補足として、執行運営プロジェクトとして、緊急災害時食料供給に関する新たな委員会が設置されたことを報告する。

続いて平成24年度本部収支予算案について事務局より今回の制度改革により、「本・支部総収支予算」「本部」「支部合計」の3枚の予算表になっているが、ここでは本部の収支予算を報告。

三年に一度の会費の見直しを実施、自主申告による売上高から収入を予算計上した。

収入は、前年より多少増の54,459,000円、支出は、前期の活動実績をベースに前年同規模の56,396,000円結果、事業活動収支差額は△1,937,000円、当期収支差額は8,179,000円、これにより次期繰越収支差額は22,972,268円となる予算案が説明された。なお、昨年同様に平成24年1月の臨時理事会で承認された4・5月の年初収支暫定予算数値を含んだ予算数値で有ることも説明された。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第8号議案 役員の改選に関する件

議長より、今年度は任期満了に伴う役員の改選期でありますが、事前に事務局より役員各位にご意向を伺わせたところ、一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出があった事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より理事・監事の全候補者案について報告を行った。

[退任理事・監事]			[新任理事・監事]		
三菱食品(株)	後藤 雅治	理事	三菱食品(株)	中野 勘治	氏
コンタツ(株)	津久浦慶之	理事	コンタツ(株)	津久浦慶明	氏
伊藤忠食品(株)	足立 誠	理事	伊藤忠食品(株)	青山 裕一	氏
廣屋国分(株)	濱口吉右衛門	監事	(株)升喜	升本 正	氏

報告を受けた議長は事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

従って本年度は、23名の理事及び2名の監事、合計25名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。

なお、再任についても異議なく承認され、被選任者全員がその就任を承諾した。

引き続き新たな運営体制について、総会前の理事会において、全候補者がこの定時総会で選任されることを前提に互選した結果を披露するよう、議長から事務局に指示があり来場者全員に配布される。

國分理事を会長に、濱口理事・田中理事・中野理事の3名を副会長に、専務理事には引き続き奥山理事をとという運営体制を報告し全員から拍手を持って承認された。

第9号議案 その他

第9号議案に何も提起事項がないので、事務局から何かあれば報告するよう議長から指示があり事務局より2点の案件が報告された。

1点目は「電力需要抑制の対策について」、現在のところ行政からは節電目標の数値は出ていないが、厳しい状況に変わりはなく、数値目標は除き、業界として昨年同様の「電力需要抑制の対策」を掲げて行くこと。

2点目の「消費税の増税に関する件」については、東京商工会議所税制検討委員会の平成24年度税制改正に関する意見を踏襲し、消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠であり、講じなければならない措置が6点ほどあるので継続して主張して行くことを報告。

議長は、以上の二点に関して意見等が無かったので、承認をいただけるか確認したところ、拍手をもって承認された。

他に何も無いので、議長は、本日出席されている三人の退任役員から、順次挨拶するようお願い

いし、後藤・足立・濱口の三氏から永年のご協力に対し、御礼の挨拶があった。

議長より長時間の審議に対する御礼と、今後のご協力ならびにこの後の懇親会に引き続き参加していただくようお願いし、16時20分定時総会は無事閉会された。

[理事会]

平成24年度は理事会を4回開催した。

以下に議事録を収録する。

◆第1回 理事会 平成24年4月19日（木）

議 案	第1号議案	協会的一般社団への移行認可と運営について
	第2号議案	平成23年度事業報告に関する件
	第3号議案	平成23年度収支決算報告に関する件
	第4号議案	会員の動向に関する件
	第5号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第6号議案	平成24年度事業計画案に関する件
	第7号議案	平成24年度収支予算案に関する件
	第8号議案	役員の改選に関する件
	第9号議案	定時総会の開催に関する件
	第10号議案	その他

出欠状況	理事総数	23名中	出席理事16名	計16名
	監事総数	2名中	出席監事 2名	計 2名
	オブザーバー		2名	

来賓出席	農林水産省	食料産業局食品製造卸売課
		食料産業調査官 山田啓二様
		食品第2班 尾川大輔様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に議長に会長を指名し、列席者の承認を受け、國分会長が議長席に就いた。また、今後の理事会に関しても、議長については、今回を慣例として会長に議長を務めて戴くことで全員の了承を得た。
議長は早速議事に入った。

第1号議案 協会的一般社団への移行認可と運営について

議長より、第1号議案を事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、一般社団への移行後のガバナンス等について説明された。

理事会開催時期や権限等、従来とは変わる点を詳細にわたり説明し、異議なしの掛け声にて承認を得た。

第2号議案 平成23年度事業報告に関する件

第3号議案 平成23年度収支決算報告に関する件

続いて関連のある、第2号議案と第3号議案の説明をするよう、事務局に要請。

それを受けて、専務理事より、それぞれの内容を、配布した参考資料に基づき説明する。特に今期の収支決算に係る特別事項（管理費から事業費への振替、引当預金の設定）について詳細を報告した。同時に4月13日に監事各位より監査を受けた経緯を報告。

議長はここで、監事に監査報告を求め、濱口監事より「去る4月13日に専務理事より業務報告を受けたのち、監事2名にて行なった監査の結果、財務諸表及び帳票・証憑に関して、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告。

議長は、両議案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め拍手で承認された。

続いて、議長は第4号議案の説明を事務局に求めた。

第4号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成23年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成24年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては、本年が3年に一度の見直し時期であり、過日、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成24年6月29日（金）

との説明が有り、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第6号議案 平成24年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成24年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成24年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成24年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

昨年は東日本大震災で日本全体が大きな打撃を受けましたが、本年はその痛手から本格的に立ち直る重要な年であります。震災復興を優先政策とする中で、色々な政策課題に迅速に取り組み、社会変革に向けて確かな前進を確保したいものと考えます。

こうした環境の中で、食品流通業界はサプライチェーンの協働体制をより発展させ、食品流通に求められる今日的価値・満足に貢献することがより重要なテーマと考え、事業計画を策定いたしました。

調査研究事業では、食品流通のサプライチェーンの協働体制の中で今日的な中間流通機能のあり方を研究するテーマについては、製・配・販連携協議会等と充分情報を共有化して進めて参ります。

昨年私達の業界は、公正取引委員会から取引の適正化について要請を受けましたが、この要請を真摯に受け止め、公正取引推進のための制度や関連法規への適正な対応を図るため業界としての遵守マニュアルを作成していく調査研究を行います。

また昨年の大震災時に経験した緊急時の食料供給のあり方については、毎年行政に報告している緊急災害時に備えた食料調達可能数量等の調査について、行政と充分協議検討しながら有事に備えるため、この調査を基礎として緊急食料支援の機能性、機動性を高めて具体的実現性のある形を研究したいと思います。TPPに関する情報は、現状極めて乏しい状況にありますが、TPPは我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので引き続きどのような影響が考えられるかについて調査して参ります。

環境問題については、暫定版としての「環境自主行動計画」をまとめてありますが、原発の問題の結着のあり方で我が国の環境事情は大きく変化して参りますので、行政のご指導をいただき最終的にまとめ直して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるため昨年の日食協のHPをリニューアルいたしております。是非ご関心をもってご覧いただきたいと思います。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきましては食品卸売業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」

事務局からの補足として本年度の事業計画に基づく新組織案を説明し、これを含めて承認された。

第7号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第8号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は役員全員任期満了に伴う改選期であると同時に、新法人として最初の役員就任の年になる事、また、あらかじめ事務局に命じ、各位にご意向を伺わせたところ、一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出があったが、大半の皆さまから内諾を頂戴した事の報

告が有り、その詳細の説明を事務局に促した。

事務局よりその内容が報告された。

[退任理事・監事]			[新任理事・監事]		
三菱食品(株)	後藤 雅治	氏	三菱食品(株)	中野 勘治	氏
コンタツ(株)	津久浦慶之	氏	コンタツ(株)	津久浦慶明	氏
伊藤忠食品(株)	足立 誠	氏	伊藤忠食品(株)	青山 裕一	氏
廣屋国分(株)	濱口吉右衛門	氏	(株)升喜	升本 正	氏

報告を受け議長より、理事3名及び監事1名の退任、並びに事務局の新任者案について承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。なお、再任についても異議なく承認された。

第9号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成24年5月24日（木）15時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

なお事務局より一般社団法人としての認可後の理事会の開催時期等について説明する。

それを受けて、3月の理事会は、特に多くの酒類系卸問屋等の決算期等により非常に多忙な時期なので、理事本人の出席が困難な事態が想定されるので、開催の時期に関しては慎重に対応するよう、また、今後の状況によっては当協会自体の事業年度の変更も視野に入れた検討を行うこととする。

第10号議案 その他

事務局より、他に2点の報告がなされた。

一点は、次回の理事会（5月24日）の席上、理事候補者全員が総会において、承認をいただくという前提で、理事各位の互選により会長・副会長・専務理事の三役の人事について検討いただくこと、二点目は今夏の業界の電力需要抑制対策として、クールビズの開始を、5月に前倒しをして9月まで推進したい旨の説明が有り全員の賛同を得た。

議長より、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時35分に閉会となった。

◆第2回 理事会 平成24年5月24日（金）

議 案	第1号議案	定時総会提出議案の確認の件 ・理事会の新運営体制について
	第2号議案	その他

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

理事総数 23名中 22名出席 監事総数 2名中 2名出席

ここで本日の会の成立と共に前回の慣例を受けて会長を議長に指名し審議に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布した資料の中で、前回の理事会に間に合わず掲載できなかった本部・支部の合計の財務諸表に、前期分を入れて当期分と比較できるようにした事、また、平成24年度の本部収支予算の内、投資活動収支の部で、前年引き当てた16百万円を全額取り崩して収入とした点は、今年確実に研修・普及事業として、費用化される金額だけを取り崩し予算とするよう会計士より指導があり、16百万円から12百万円に変更した事、したがって、当期収支差額予算及び次期繰り越し収支予算額が4百万円減少した事を説明し了解を求めた。

また、本日新たに配布した平成24年度収支予算内訳表は、公益法人会計の新会計基準により、本部予算を4事業に分割した、事業別の収支内訳表で、本来なら前回報告すべきことであったが遅れた点をお詫びし了解を求めた。

また、前回の理事会で意見があった来年3月の理事会開催時期の問題は、理事企業各位の決算時期等の確認により支障が少ない事、また決算年度の変更には定款変更やそれに伴う業務負荷もあるため、理事会開催日程には充分配慮することでご理解ご協力をお願いする。

また4月以降の入・退会動向については、前回の報告以降全く動きが無かったことを報告し承認をお願いする。

議長が全員に声を掛けたところ、全員から賛同を得た。

次に議長は、理事会の新運営体制について意見を求めたが何も無いので、事務局より何か提言があれば報告するよう要請する。

それを受けて事務局は添付資料に則り、國分勘兵衛理事を会長に、濱口泰三理事・田中茂治理事・中野勘治理事の三氏を副会長に、また、専務理事には引き続き、奥山理事という新運営体制案を提示し、全員から承認を得た。

代表理事 國分勘兵衛、同濱口泰三、同田中茂治、同中野勘治、尚非選任者全員がその就任を承諾した。

第2号議案 その他

第2号議案として提起事項がないので、事務局から以下の二点の報告がなされた。

- ・第一点目 「電力需要抑制の対策について」は現在のところ行政より節電目標を入れた自主行動計画の作成要請が来ていないが厳しい状況には変わり無く、当面は数値目標を除き、昨年同様の「電力需要抑制の対策」を掲げて節電に協力して行く

所存で有る事。

- ・第二点目 「消費税の増税に関する件」は東京商工会議所税制検討委員会の平成24年度税制改正に関する意見を踏襲し、消費税増税の実施に際しては、①価格転嫁の確保に万全を期すこと ②事業所間取引の経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理方式の統一化を図る事 ③複数税率とインボイスの導入は行わない事等の措置を実施する事が必要であることを説明し、理事会において了解を得られたら総会にて諮りたいと説明、全員から賛同を得る。

最後に、各支部長より本部への要望事項や今年度の活動予定等に関して発表を要請、今年度は南の九州・沖縄支部長より、順次北海道支部長まで総会日程や行事予定等発表された。

國分会長より各支部長への労いの一言を最後に、無事終了する

◆第3回 理事会 平成24年11月8日（木）

議 案 第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件
(1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について
(2) 半期収支決算報告
(3) 監査報告

開 会 第2号議案 その他
定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

出欠状況 理事総数 23名 出席理事 19名 ・欠席理事 4名
監事総数 2名 出席監事 2名 計 21名
他にオブザーバー 1名 同席

来賓者 農林水産省食料産業局製造卸売課 商業調査官 山田 啓二 様
担当 尾川 大輔 様

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに慣例に則り、議長に会長を指名し議事の進行をお願いする。

それを受けて議長は議事に入った。

第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

1. 会員動向の件
2. 公益目的財産額の確定について
3. 農林水産省食品産業環境対策室事業「食品ロスの削減取組」について

4. 農林水産省食品安全保障課事業「不足時の食料安全保障マニュアル」に見直しについて
5. 消費税の増税に対する要望書
6. 食品トレーサビリティの取り組み促進に関する法律案（仮称）要綱（案）について
7. 2012 年度「環境自主行動計画」の調査票について
8. 「今後の環境自主行動計画」について
9. 販売促進金請求書の業界統一書式について
10. 複写式伝票を A4 カット紙に（漢字ライン[®]リンターの削減に向けて）
11. 流通 BMS の普及推進に向けて小売団体との連携について
12. 「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」について
13. 食品リサイクル法」への対応ガイドライン」について
14. 上半期の収支決算並びに監査報告
15. 事業予定表

※資料 一般社団法人 日本卸売協会認定「卸売管理士」について
“「卸売管理士」取得のための総合講座”

以上の項目が順を追って説明された。

同時に上半期の収支決算の内容を説明し、更に、10 月 31 日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、升本 正 監事は「去る 10 月 31 日に実施した監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、事務局より報告が有った全ての事業活動及び収支決算の内容に対しての質問・意見等求めたが、異議なしの掛け声を以って承認された。

第 2 号議案 その他

議長から、用意した議案は以上であるが折角の機会であるので何か意見・質問等有ればと声を掛けたところ、堀内理事より、消費税の増税に関して、複数税率に対する日食協の見解について質問が有ったが、事務局の説明で了解を得た。

また 今後の理事会等の開催予定は

正・副会長会議及び理事会	平成 25 年	3 月 28 日（木）
	平成 25 年	4 月 25 日（木）
理事会・定時総会	平成 25 年	5 月 23 日（木）

であることが事務局より報告され、13 時 20 分閉会となる。

◆第4回 理事会 平成25年3月28日(木)

- | | | |
|-----|---------|---------------------------|
| 議 案 | 第 1 号議案 | (1) 平成 2 4 年度下期事業活動報告について |
| | | (2) 平成 2 5 年度事業計画について |
| | | (3) 平成 2 5 年度事業予算について |
| | 第 2 号議案 | その他 |
| | | (1) 今後の予定（理事会・総会等の日程） |
| | | (2) その他 |

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
冒頭に國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

出欠状況 理事総数 23名 出席理事 18名 ・ 欠席理事 5名
出席監事 1名 計 19名
他にオブザーバー 2名 同席

会の成立とともに慣例に則り、議長に会長を指名し議事の進行をお願いする。
それを受けて議長は議事に入った。

- 第 1 号議案 (1) 平成 24 年度下半期事業活動に関する件
(2) 平成 25 年度事業計画について
(3) 平成 25 年度事業予算について

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料に則り事業活動のポイントが報告された。

- ①会員動向の件
- ②消費税の増税に関する件
- ③「食品ロスの削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめについて
- ④「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」について
- ⑤新型インフルエンザ等対策検討にあたっての資料の作成・提供について
- ⑥平成23年度情報処理費用調査について
- ⑦平成24年度「加工食品卸売統計調査」について
- ⑧下請法に関する簡易テストについて
- ⑨一般社団法人 日本卸売協会 の解散について
- ⑩省エネ人材育成を目的としたセミナーの開催について
- ⑪「食べて応援しよう！」の取り組み参加について
- ⑫事業予定表について

以上の事業活動が順を追って説明された。

さらに 新年度より中嶋政策委員長に変わり後任に予定されている、オブザーバー参加の新政策委員長 宮田 善康氏 から、平成25年度の事業計画（案）が力強く報告された。

引き続き専務理事から資料に基き新年度の収支予算（案）に関する説明がなされた。

議長はここで、事務局より報告の有った下期の事業活動及び新年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）に対しての質問・意見等求めたが、異議なく拍手を以って承認された。

第2号議案 その他

議長よりその他の連絡事項に関する報告要請を受けて、専務理事より

正・副会長会議及び理事会	平成25年 3月28日（木）
	平成25年 4月25日（木）
	平成25年11月 7日（木）
理事会・定時総会	平成25年 5月23日（木）

以上の日程が報告された。

議長は、用意した議案は以上であるが折角の機会であるので何か意見・質問等が有ればと声を掛けたところ、荒木理事より、消費税の増税に関して質問があったが、会長並びに専務理事より業態ごとの現状や現在までの経緯の説明が有り、今後も各位が状況を注視し連携を更に密にして対応していくことで了承され、13時30分閉会となる。

【正副会長会議】

今年度から従前より回数が増えて理事会の前に年3回（4月、11月、3月）開催した。また専務理事から会長に毎月定期的に活動状況について業務報告を行いご意見をいただいた。

◆第1回 正副会長会議 平成24年4月19日（木）

当日に開催される理事会の内容の確認が主要な議案であるが、特に今回は一般社団法人に移行しての初めての会議となるため、新たな運営ガバナンスについて詳細を確認した。また任期満了に伴い役員全員が改選となるため、事務局から各役員のご意向について報告し役員候補者の事務局案について説明を行った。

◆第2回 正副会長会議 平成24年11月8日（木）

当日に開催される理事会の内容について専務理事から報告し、意見交換を行った。特に今回は消費税の増税に対する当協会の基本スタンスについて確認を行った。

◆第3回 正副会長会議 平成24年3月28日（木）

当日に開催される理事会の内容の確認が主な議案ではあるが、今回から初めてこの時機に正副会長会議を行うので特に平成25年度の収支予算案についての確認を行った。

本部事業活動

〔政策委員会・食品取引改善協議会〕

◆第1回 平成24年5月15日（火）

平成24年度第1回目の政策委員会・食品取引改善協議会を5月15日（火）午前10時から日本橋精養軒会議室にて開催した。

主要議題は、4月19日に開催された理事会の内容の情報共有化や当日行われる賛助会員幹事店会の運営内容であったが、消費税の増税や今夏の電力需要抑制策について業界としての考え方をまとめるべく意見の交換を行い、5月24日に開催される理事会、総会に提言することとした。

また一部委員の交替もあり年間の活動日程や政策委員会の協会における位置づけ等について再確認を行った。

◆第2回 平成24年10月23日（火）

平成24年10月23日（火）午前9時半より日食協会議室に於いて開催。主要議案は上半期を終了しての事業総括と下半期の活動に向けての事案検討であった。

*主要上半期活動報告

- ① 公益目的財産額の確定及び公益目的支出計画について
- ② 農林水産省食品産業環境対策室事業「食品ロスの削減取り組み」について
- ③ 農林水産省食品安全保障課事業「不測時の食料安全保障マニュアル」の見直しについて
- ④ 食品トレーサビリティの取り組みの促進に関する法律案（仮称）要綱（案）について
- ⑤ 販売促進金請求書の業界統一書式について
- ⑥ 卸の発注情報のクラウドコンピュータープール for Web サービスについて
- ⑦ 複写式伝票をA4カット紙に（漢字ラインプリンターの削減に向けて）
- ⑧ 流通BMSの普及推進に向けた小売団体との連携について
- ⑨ 2012年度「環境自主行動計画」についての調査票について
- ⑩ 「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」について
- ⑪ 「食品リサイクル法への対応ガイドライン」の改訂版について
- ⑫ 一般社団法人日本卸売協会認定「卸売管理士」について

◆第3回 平成24年11月15日（木）

平成24年11月15日（木）午前10時よりアーバンネット大手町ビル東京會館の会議室に於いて本年度第3回の政策委員会兼食品取引改善協議会を開催した。人事異動により新しく政策委員となったメンバーが初参加しての会議となった。主要な議案は11月8日に行われた正・副会長会議及び理事会の内容についての報告と情報の共有化であったが、消費税の増税に対する対応策については行政に対する要望書について詳細を確認した。また当日行われる賛助会員幹事店会の運営と今後の日程についても確認を行った。また新メンバーにて政策委員会の運営体制を強化すべく検討し、協会の正・副会長店4社で委員長・副委員長を担うことを決めた。

◆第4回 平成25年3月14日（木）

午後3時より日食協会議室にて開催。

主要な議題は、平成24年度の事業総括と平成25年度の事業計画・予算案・組織案についての審議検討であったが、人事異動に伴う政策委員会の新運営体制についての確認も行った。

[賛助会員幹事店会]

◆第14回 賛助会員幹事店会 平成24年5月15日（火）

第14回賛助会員幹事店会を5月15日（火）午前11時30分より日本橋精養軒会議室にて開催された。

会議は、冒頭当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（三菱食品(株)）と賛助会員幹事企業を代表して小原利郎氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた後、事務局の司会進行で議事に入った。

議題は、(1)平成24年4月19日に開催された理事会の報告として、事務局から① 平成23年度事業報告、② 一般社団法人への移行と運営ガバナンスについて、③ 平成24年度事業活動計画、④ 役員の改選等を説明した。ついで(2)意見交換テーマとして「小売業の本部手数料（割戻金）制度」について参加賛助会員幹事企業からご発表をいただき意見の交換を行った。

次回開催を平成24年11月13日（火）に予定して閉会とした。

◆第15回 賛助会員幹事店会 平成24年11月15日（木）

平成24年11月15日（木）午前11時30分より今まで永年会場として使用してきた精養軒日本橋店が閉鎖となったので会場をアーバンネット大手町ビル東京會館に移して第15回賛助会員幹事店会を開催した。会議は、昼食後奥山専務理事の司会進行で冒頭、弊協会を代表して政策委員長 中嶋隆夫氏（三菱食品（株））と賛助会員幹事店を代表して小原利郎氏（味の素（株））からご挨拶をいただいた。ついで事務局から理事会の概要報告を行った。次いで本日の意見交換テーマに入り、「消費税の増税に対する対応について」出席された賛助会員幹事企業全員が発言された。概ね弊協会の基本スタンスと同調される意見が大半であったが、メーカーとして「値ごろ感」を重視した商品、価格政策が重要なのでシニア向けの小量容量化や新商品の開発などが進展する可能性も高いなど現状における対応策について貴重なご意見をうかがうことができた。

[環境数値算定標準化協議会]

平成24年10月22日（月）午後4時から、日食協会議室に於いて開催した。

議案内容は、①農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に提出する2012年度（2011.4～2012.3）日食協「環境自主行動計画についての調査票」の環境数値について確認 ②「食品リサイクル法」への対応ガイドラインの改訂版作成について ③「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の改訂版作成についての意見交換 ④「環境自主行動計画」に替わる「低炭素社会実行計画」の作成についての考え方及び作成に向けての今後の日程等であった。

2012年度 一般社団法人日本加工食品卸協会の環境自主行動計画 についての調査票提出の内容骨子 (2011.4~2012.3)

(提出先：農林水産省食品産業環境対策室)

－ 環境数値算定標準化協議会・環境問題対応WG －

＊一般社団法人 日本加工食品卸協会の会員数 正会員 135 名 (平成 24 年 3 月末現在)

I. 温暖化対策 (CO₂排出抑制対策)

①特定荷主 (輸配送部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び売上高 (倉出売上高他)
10 社 76,645 億円 (前年比 112.6%)
- ・ フォローアップカバー数 正会員の 7.4% (10 社/135 社)
(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・ヤマエ久野・三菱食品)

②特定事業者 (事業場部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び使用面積 (延床)
16 社 4,433,135 m² (前年比 102.1%)
- ・ フォローアップカバー数 正会員の 11.9% (16 社/135 社)
(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・佐藤・昭和・トークン・日本アクセス・三菱食品・日本酒類販売・藤徳物産・マルイチ産商・三井食品・ヤマエ久野・ユアサフナショク)

1. 自主行動計画における目標

各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度 2006 年度に対し、2011 年度に於いて事業所毎に 95%の水準にすることを目標とする。

2. 目標達成のための取り組み

(特定荷主)

- ・ 着荷主との取引慣行の見直し
- ・ 物流センターの統廃合
- ・ 配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進
- ・ 積載効率良化のための配送頻度の見直し
- ・ ASP サービス運行管理システムを委託物流会社に提供
- ・ 共配事業拡大に伴う卸売業界全体の CO₂削減

(特定事業者)

- ・使用エネルギーの見える化推進
- ・デマンド管理システムの導入
- ・窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ・OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・パソコンの省電力設定、離席時のノートパソコンの蓋締め
- ・空調の効率運転、設定温度の調整
- ・不要時間照明消灯の徹底やエレベーターの使用削減
- ・クールビズ、ウォームビズの導入、実施と扇風機・サーキュレーターを活用した設定温度の調整
- ・ボイラーのエネルギー転換（A重油⇒都市ガス）

3. エネルギー消費量・CO₂排出量の実績

*（特定荷主企業 10 社合計数値）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年度	2011 年度
生産高 (倉出売上高他/億円)	55,546	65,355	66,385	66,079	68,090	76,645
エネルギー消費量 (原油換算 kl)	130,200	142,576	137,952	134,726	138,517	151,015
エネルギー消費量原単位 (原油換算/億円)	2.34	2.18	2.08	2.04	2.03	1.97
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	345,786	378,371	366,226	357,592	367,240	400,961
CO ₂ 排出原単位 (t-CO ₂ /億円)	6.23	5.79	5.51	5.41	5.39	5.23

*（特定事業者企業 16 社合計数値）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
使用面積 (m ²)	4,400,240 m ²	4,342,886 m ²	4,433,135 m ²
エネルギー消費量 (原油換算 kl)	137,347kl	145,547kl	138,528kl
エネルギー消費量原単位% (原油換算/使用面積)	3.120	3.350	3.125
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	240,827	234,904	233,882
調整後 CO ₂ 排出量	205,027	205,179	204,626
CO ₂ 排出原単位 (t-CO ₂ /使用面積)	0.0547	0.0541	0.0528
調整後 CO ₂ 排出原単位	0.0466	0.0472	0.0462

【2011 年度のエネルギー消費量・CO₂ 排出量増減の理由】

(特定荷主)

- ・2011 年度における加工食品卸業界は、大震災の影響もあって加工食品の需要が旺盛で売上げ増加し、また物流受託事業も大幅に拡大して総体の売上高は 76,645 億円前年比 112.6%となる。この成長に伴いエネルギー消費量も大幅に増加するも、エネルギー使用の効率指標となる原単位では順調に低減化することが出来た。また CO₂ の排出量も売上伸長率を下回る（前年比 109.2%）伸びに抑制された。

(特定事業者)

- ・使用面積は前年から 102.1%と増加するも、エネルギー使用量は東日本エリアで電力が前年比 15%

の削減目標の需要抑制策が講じられ前年比 95.2%と大幅に減少し、CO₂の排出量も低減された。

4. クレジット等の活用状況と今後の予定

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち1社は、J-VER 物流分野のクレジットを 13 t CO₂ 創出（2010 年～）。2012 年までに 57 t CO₂ 創出。J-VER 森林分野クレジットは 9 t CO₂ 創出（2009 年～）2012 年末までに 1,054 t CO₂ 創出する見込み。一部オフセットに使用している。国内クレジットは、物流分野で2方法論を作成。J-VER、国内クレジットの統合クレジットの動きと連動し更にクレジットを取得して活用を検討。

5. 森林吸収に関して

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち1社は、関係者が保有する三重県松阪市の山林を J-VER の間伐促進型プロジェクトとして認証を受け、5 年計画で手入れを進めています。その山林は森林吸収の観点だけでなく生物多様性の面も考慮に入れて管理を行っています。

II. 廃棄物対策

1. 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

2. 目標達成のための主要な取り組み

- ・事務消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ・コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
- ・電子化による紙類の使用減を図る
- ・分別収集による資源リサイクルの推進
- ・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
- ・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ・「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
 - ①電子マニフェスト化による「見える化」促進
 - ②廃棄物処理ルートの見直し

3. 2011 年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

- ・2007 年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」「産業廃棄物の処理について」の改訂版を活用した啓蒙・普及活動
- ・食品廃棄物の発生抑制の原単位設定への取り組み

4. 廃棄物・再資源化量等の実績

- ・フォローアップに参加している会員卸数及び売上高

8 社 5,831,434 百万円

- ・フォローアップカバー数 正会員の 5.9% (8 社/135 社)
- (伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・トーカン・藤徳物産・マルイチ産商・三菱食品)
- * (定期報告事業者 8 社の合計数値)

	2009 年度実績 (7 社)	2010 年度実績 (6 社)	2011 年度実績 (8 社)
食品廃棄物	1,358 t	1,384 t	3,512 t
再資源量	639 t	784 t	1,167 t
再資源化率	47.0%	56.6%	33.2%
売上高合計(百万円)			5,831,223 百万円
発生原単位 (kg/百万円)			0.60223kg/百万円

【廃棄物排出量増減要因分析】

- ・食り法の改正から食品廃棄物の排出量の定期報告制度ができ、業界の食品廃棄物排出量が把握できるようになった。この定期報告事業者の数値を集計して業界の食品廃棄物排出量としている。2011 年度は東日本大震災の商品廃棄物を多く含んで大幅に増加した。

尚、前年まで継続した OA 用紙の使用量は、流通の再編・統合により継続把握が困難となり集計を中止とした。

以上

自主行動計画の推進・強化

計画策定主体別の目標・進捗状況(20業種)

	計画策定主体	基準年	目標			実績(基準年比)		(参考)CO ₂ 排出量: 万t - CO ₂		
			指標	年度	数値	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	前年比
産 										

注1 目標年度・基準年の欄の*は、目標年度の到達に伴い、自主行動計画を変更し、更新を行った。

注2 日本パン工業会及び全日本菓子協会の2010年の値は、旧自主行動計画による数値。

注3 日本ハンバーガー・ハンパ* -協会は、「ハンバーガー」部門の取組であり、「ハンパ*」部門は、外食産業として日本フードサービス協会にて計上。

注4 「(参考)CO₂排出量」は、集計企業数の変動により、前年度との単純比較ができない場合がある。

進捗状況に関する評価

- ・東日本大震災の影響による電力排出係数の悪化の中、コージェネレーション設備の導入、都市ガスへのエネルギー転換等の省エネ設備の導入等の取組を通じて、2011年度において目標水準を達成している業種は 8 業種(※上記表の青色の業種)。
- 各業種に対しては、自主行動計画に基づき取組推進を促す。

加工食品卸売業の

「低炭素社会実行計画」

〔一般社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」・「廃棄物対策」〕

平成 2 5 年 5 月



一般社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

1999年3月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間卸売業としての日常業務を通じて、CO₂の排出抑制をより強く意識し、我が国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

その後、環境関連法律の改定や地球温暖化の危機意識の高揚或いは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々企業に自己主張を求める動きが一層強まった。従ってこうした環境問題の状況変化を踏まえ、また生産と消費を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、改めて協会会員企業が個々の計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を2008年7月に策定した。

この新環境自主行動計画は、2006年度を基準年度として2011年度における目標を計画したものであった。そのため2011年度終了後、速やかに2012年度から2017年度までの新たな「環境自主行動計画」の策定が必要となりましたが、東日本大震災による原子力発電の見直しから、国のエネルギー政策が大きく変わる可能性があり、環境数値にも大きな影響が出るため、暫定的措置として「暫定版 新環境自主行動計画」を策定した。

その後、平成24年10月に内閣官房から依頼を受けた経済産業省より、「環境自主行動計画」の後継に相当する、「低炭素社会実行計画」の様式が配布され、当協会には農林水産省食料産業局 食品産業環境対策室から「低炭素社会実行計画」の記載例を参考に本様式の策定、提出を要請された。

我が国は、2013年以降の京都議定書第2約束期間には参加しないものの、将来の枠組み構築に向け尽力して行くこととしている中で、この低炭素社会実行計画は、京都議定書目標達成計画に基づく自主行動計画の後継であり、今後の産業界における地球温暖化対策の柱として、2013年以降の「地球温暖化対策の計画」に位置づけされるものである。

当協会としては、行政からのご指導等を踏まえて環境数値算定標準化協議会及び環境問題対応ワーキングチームで策定に向けての検討を重ね、この加工食品卸売業の「低炭素社会実行計画」をまとめた。

I. 温暖化対策

基本スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費原単位を基準年度 2011 年度に対し、2020 年度においては事業所毎に 95%の水準にすることを目標とする。（特定荷主の輸配送・特定事業者の事業場の両部門で）

このために、次の対策を計画し実行する。

＊原単位とは、エネルギー消費量削減目標を立てて管理する場合の基礎となる指標で、加工食品卸売業では、輸配送部門では倉出売上高、事業場部門では使用面積当たりのエネルギー消費原単位を基準指標としている。

1. 二酸化炭素の排出量の測定

・二酸化炭素（CO₂）の排出量の測定方法

エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数

＝エネルギー使用による二酸化炭素（CO₂）排出量

＊排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行例に基づく

2. エネルギー消費原単位の削減

エネルギー消費原単位を、毎年基準年度比 0.5%づつ削減し、結果として 2020 年度には、2011 年度比 5%減を目標とする。

◇削減対象エネルギーとは

①電力 ②ガス ③ガソリン・灯油・軽油・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を実行する。

◇二酸化炭素排出量の削減対策

・オフィス活動では

①省エネ設備の導入

②OA 機器、照明器具等の省エネ機器への変更

③ガラスへの遮光フィルム貼付

④空調の効率運転、設定温度の調整

⑤不在場所の消灯やエレベーターの使用制限

⑥営業車両の低公害車導入や効率利用

・物流活動では

①多頻度小量配送システムの効率化

②商品管理システムの見直し

③輸送トラックの大型化や積載率向上による物流効率の改善

④共同化による車両数と延べ走行距離数の削減

- ⑤流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減
- ⑥調達物流の合理化、配達物流の共同配送化
- ⑦鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
- ⑧低燃費車、ハイブリッド自動車等の導入
- ⑨アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行

Ⅱ. 廃棄物対策

事業所毎に発生する廃棄物の発生を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。特に、食品廃棄物については、「食品リサイクル法」に定める業種別再生利用等の実施率目標（食品卸売業 70%）、発生抑制の目標値（業種別基準発生原単位 4.78 kg/100万円）に向けて取り組む。

◇ 具体的削減対策

・ オフィス活動では

- ①事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ②コピー用紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進
- ③電子化による紙類の使用減を図る
- ④分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進

・ 物流活動では

【川上（仕入先）への対策】

- ①過剰梱包材/配送資材の廃止依頼
- ②環境に配慮した梱包材/配送材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

- ①資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃棄金属等）
- ②資源物リサイクル業者の開拓と資源リサイクル推進
- ③環境に配慮した梱包材/配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ④流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ⑤食品残渣の再生利用

【川下（得意先）への対策】

- ①環境に配慮した梱包材/配送資材の採用提案（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ②返品削減

Ⅲ. 推進体制の明確化

低炭素社会実行計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を担当する部署を設置し、また分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー消費量の削減と廃棄物対策の「環境問題」についての意識の高揚を図る。

以上

省エネ人材育成セミナーを開催

本年から「環境自主行動計画」に代わり「低炭素社会実行計画」を業界として作成し実行することが求められています。協会として参加各社の省エネ法「報告書」「計画書」を取りまとめ報告してきましたが、今までのところ会員各社の努力の元で数値は順調に推移してきました。

しかしながら 3:11 以降原発の稼動を前提にしていた電力の原単位の悪化等不測の要因があり、今までのトレンドで省エネ・環境負荷低減を進めていく先には赤信号が点滅しています。運用レベルの省エネから投資を必要とする省エネに切り替えていく段階にあります。

そこで各企業で省エネ法の「報告書」、「計画書」を作成している方々の省エネ技術のスキルアップを図るため「省エネ人材育成セミナー」を実施しました。

3月21日、22日の2日間に渡り省エネルギーセンターから製鉄会社で30年来省エネ技術に磨きを掛けられている日鉄住金マネジメント㈱鹿島省エネ事業部教育室、堀川室長と名雪参事を講師にお招きしました。特定事業者の企業の方々にお声掛けしたところ年度末という悪条件にも拘らず遠方からいらっしゃった方を含めて9社、13名の方々の参加を得ました。

講義は、事前に自社で改善をしようと考えている事業所のデータをそれぞれが用意しておき、講習の内容を現場に持ち帰って活かすという考えで、受講者参加型で進めました。

講師が下見をしていた国分株式会社の物流センターの画像による省エネポイントの講義と2日目の会場となった国分本社ビルの設備をウォークスルーし、自分たちの事業所の問題点を発掘し省エネ対策をグループ討議するといった形で研修を行いました。現場では、CO₂の測定器、照度計、ワットチェッカー、アネモメーター（風速計）、温度計を受講者自身が使って数値の見える化によって空調、照明、ポンプ等今まで気づかなかった多くの省エネの気づきがありました。

このセミナーを契機に参加企業それぞれの省エネが一層前進し作成された各企業の省エネ法「計画書」が「低炭素社会実効計画」に結びつき実効性のある「報告書」数値を出していくことで名実共に卸の産業化が進んでいくことと思います。



日鉄住金マネジメント㈱
鹿島省エネ事業部教育室
堀川室長



省エネ人材育成セミナー会場



国分本社ビルの設備をウォークスルー

[執行運営委員会]

◆第1回 4月20日（金）

16時より開催。議案は、①4月19日開催の理事会について ②「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」の運営状況について ③平成24年度各委員会・研究会・ワーキンググループ・PJのエントリーについて ④5月15日賛助会員幹事店会の意見交換テーマについて ⑤商談見積書の標準化について ⑥5月24日 定時総会の開催について

◆第2回 6月27日（金）

午前11時より開催。議案は、①平成23年食品産業における取引慣行の実態調査について ②「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」の運営状況について ③計画停電回避のお願いの件

◆第3回 7月31日（火）

午前11時より開催。議案は、①産業構造審議会流通部会要旨について ②食の6次産業化プロデューサーのキャリア段位制度について ③情報システム研究会からの提言について（販売促進金請求書の業界統一書式・統一伝票（単票））④「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」の運営状況について ⑤「高齢者向け加工食品の製造・流通」に関する意見交換会について ⑥「食べて応援しよう」について

◆第4回 8月30日（木）

16時より開催。議案は、①緊急時企業間連携に係る指針検討会について ②「商取引慣行改善WT」の設置について ③流通BMSの普及推進に向けての取り組みについて ④緊急災害時の食料供給に関するガイドライン（案）について ④「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」の運営状況について ⑤一般社団法人日本卸売協会認定卸売管理士制度について

◆第5回 9月25日（火）

16時より開催。議案は、①2012年度環境自主行動計画についての調査票提出内容の骨子について ②公正取引委員会制作DVD「そうだったのか！よくわかる下請法」の配布について ③「改正労働契約説明会」の開催について ④流通BMS普及推進に向けてのアンケート調査について ⑤情報システム研修会の開催内容について ⑥11月15日開催の「賛助会員幹事店会」の意見交換テーマについて

◆第6回 10月29日（月）

16時より開催。議案は、①6次産業化推進協力事業に関する関東農政局との意見交換 ②今後の「環境自主行動計画」について ③「消費税の増税に対する要望書」について ④韓国産即席麺の回収について ⑤緊急災害時対応食料調達可能量調査の調査品目について

◆第7回 11月27日（火）

16時より開催。議案は、①「消費税の増税に関する要望書」の提出について ②賛助会員幹事店会の意見交換テーマの要約について ③日本TCGFサステナビリティプロジェクト「清涼飲

料の賞味期限表示の自主ガイドライン」について ④生団連の委員会設置並びに委員の募集について ⑤「6次産業化の推進に係る相談体制の整備について

◆第8回 1月30日（水）

15時より開催。議案は、①「酒類食品統一伝票（単票）」の制定について ②トラックドライバー等の荷役作業時における労働災害防止対策へのご協力のお願いの件 ③「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の議事要旨について ④「緊急時における企業連携にかかわる考え方」について ⑤平成23年度センターフィーのアンケート調査について（全国卸売酒販組合中央会）⑥平成25年度の事業計画（案）について

◆第9回 3月1日（金）

15時より開催。議案は、①平成25年度事業計画案及び運営組織案について ②「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめについて ③「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」について ④新型インフルエンザ等対策検討にあたっての対応について ⑤消費税の増税に関する情報について ⑥平成24年の補正予算について ⑦省エネ人材育成を目的としたセミナー開催について

電力需要抑制の対策について

平成 25 年 5 月 吉日

平成 25 年夏期電力需要抑制の対策について

一般社団法人日本加工食品卸協会

省エネ法と「低炭素社会実行計画」の遵守を基本的な考え方として、以下の施策の実行により今夏の電力の需要を抑制する。

施策 1．電力需給対策全般

- ① クールビズ期間の前倒し（6 月～9 月 ⇒ 5 月～10 月）
- ② 照明の省エネ化推進
- ③ 不要な照明の消灯徹底、屋外広告・看板の照明消灯
- ④ 自家発電設備の導入
- ⑤ 電力デマンド監視サービスの導入
- ⑥ 扇風機やサーキュレーターを導入
- ⑦ 空調設備の 28℃の設定遵守

施策 2．流通 SCM の改善

個々の取引内容について、電力需要抑制策に適した流通 SCM の再構築

施策 3．省エネ施策の情報収集を行い HP に掲載

* 平成 25 年度夏季の節電要請期間

7 月 1 日（月）から 9 月 30 日（月）までの平日（8 月 13 日（火）～15 日（木）を除く）9:00-20:00

* 平成 25 年度夏季の定着節電見込み（2010 年度比）

- ・東北▲3.8% ・東京▲10.5% ・中部▲4.0% ・関西▲8.7% ・北陸▲3.6%
- ・中国▲3.6% ・四国▲5.2% ・九州▲8.5%

以上

緊急災害時の食料供給に関する ガイドライン



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

緊急災害時食料供給に関する PJ

はじめに

平成23年3月11日発生した未曾有の東日本大震災は、地域産業と生活に大きな影響を与えた。また生活インフラを支える物流面においても、物流施設が被災し、加えて道路の寸断や通信網の混乱、燃料や電力の供給不足といった複合的要因が重なって、機能不全に陥り円滑な物流を回復するまでに時間を要した。我々加工食品卸売業者は、こうした災害時にも食のライフラインを維持するため法律に基づき社会的機能維持者として食料供給の使命を担っているが、被災地に対する非被災地域からの緊急食料供給も予期せぬような事態の発生もあり、行政を含めて必ずしも円滑な初動ができなかった。したがってこの震災による物流面の課題を大きな教訓として、行政と連携協力して緊急災害時、特に初動時のプッシュ型の食料供給の体制を点検し「いのちを支えるネットワーク」として加工食品卸売業者の食料供給体制について執行運営委員会にプロジェクトを設けガイドラインの作成に向けて活動を行った。特に、毎年農林水産省からの「緊急災害時等緊急時に備えた食料調達可能数量等調査」を起点として有事に具体的な供給体制が構築出来るようなガイドラインを検討した。

平成 25 年 3 月

緊急災害時の食料供給に関するプロジェクト

伊藤忠食品(株)	桂 裕之
加藤産業(株)	入江 幸徳
国 分(株)	松本 啓輔
(株)日本アクセス	宇佐美文俊
三井食品(株)	牧村 高志
三菱食品(株)	宮地 行夫

事務局 一般社団法人日本加工食品卸協会

第一章 東日本大震災時に起きた問題

1. 東日本大震災における食品流通業への影響

- 東日本大震災では、被災地域における流通業者の多数の店舗、物流拠点が地震・津波による直接的な被害を受けた他、停電や商品の供給途絶、原発事故に伴う避難休業などの影響もあり、多くの店舗が営業を停止する事態となった。
- 他方、全国展開している大手小売や卸売業者を中心に、多くの流通業者が災害対策本部を設置するなど復旧に向けた素早い対策を講じた結果、震災から1～2週間以内に多数の店舗で営業を再開することができた。
- 商品の供給が滞り、店頭からの発注に対して納品が確実に行えない状態が続いた。また、輸入等の代替調達を行ったものの、最終的に在庫として積み上がった事例も見られた。公的主体においても、支援物資調達に関して、関係団体に対して直接電話で提供可能性を確認する等といった膨大な作業が発生した。

2. 緊急食料支援・食品流通復旧にあたっての課題

- 今回の震災で明らかになった緊急食料支援・食品流通の復旧にあたり解決すべき課題としては、燃料の安定供給、情報の取得・共有化と物流の効率化、緊急車両の通行許可、仮設店舗設営への配慮等が挙げられる。

【燃料の安定調達】

- ・非常時のエネルギー対策が不十分。
- ・許可証を有する車両が優先的に給油を受けられると聞いたものの、具体的な情報がわからなかった。
- ・自治体との協定の中で燃料に関する条項も入れるべきだった。

【緊急車両の通行許可】

- ・物資輸送車両だけではなく、生活インフラである店舗や物流拠点の被災状況を確認するための車両や他地域からの配送者に併走するための車両等にも通行許可書の発行が必要。
- ・初期段階において通行許可を発行する警察署で運用に差があった。
- ・初期段階では避難所や自治体に送る生活物資のみの通行許可発行であったので、店舗を通じて商品を供給する輸送車には通行許可が出ず、交渉して発行された。

【関連規制の柔軟な運用】

- ・調理設備付移動販売車の活用を考えて他地域から持ち込んだが、設置する水タンクの容量が自治体により異なり、結果として使用できなかった。
- ・飲料水の表示に関して法規制が緩和された。

【情報の取得・共有化と物流の効率化】

- ・通信手段の脆弱性が露呈し、緊急連絡や従業員の安否確認等に苦労した。
- ・物資の供給にあたり、対象物資の所在地や在庫状況が把握できなかったため、過剰調達や品不足等、調達面で混乱が生じた。
- ・通信途絶などからきめ細かな被災状況の確認が困難なため、被災者数を予測し、生活物資

をプッシュ型で送り込む必要があった。

- ・様々な主体から支援物資が送られたが、事前の調整や物資の内容が明記されておらず、集積拠点での処理能力が大幅に低下した。
- ・物流業者の活用、受け入れ物資の選別と適切な在庫管理、情報管理機能の導入が必要であった。
- ・全国から物資を調達しても、店舗に仕分けるための温度管理が可能な物流拠点が被災して機能しなかった。
- ・地域における物流拠点に関する情報（設備能力や余剰スペース）の共有や、緊急時の共同利用が可能となれば対応も円滑になる。
- ・今回初めて国において物資調達が実施されたが、メーカーへの物資の発注、トラックの手配といった業務に関するノウハウを有する者が参画していなかったことから混乱が生じた。
- ・行政からの要請で緊急食料支援として一定量の供給量を確保したものの、実際の輸送にあたり無償提供のものが優先されたことから、一時在庫を保有したが、品薄状況が強まり、結果として保有を解除し一般出荷とした。
- ・緊急食料支援のトラック輸送が燃料の調達や道路網の毀損から混乱し、最終的に自己完結力のある自衛隊の輸送力に依存したが、航空力を使うか海上力を使うか指示が混乱し、指定送荷場所が二、三転した。
- ・自動化、機械化に対し、機械や設備の損壊時の代替的な対応策が不十分。
- ・在庫の極小化の結果、生産停止時に在庫により需要に対応することが出来なかった。
- ・物流拠点施設等の耐震性が不十分。
- ・在庫極小化の結果、他の物流拠点に被災した物流拠点の機能を代替できる在庫がなかった。
- ・物流情報システム、データ等の損壊時のバックアップが不十分だった。

【仮設店舗設営への配慮】

- ・店舗設営には電力、水道等のインフラが必要。
- ・自治体との連携のみならず、電力会社等の関連事業者とも事前に連携を行うべきだった。
- ・優先的なインフラ復旧への配慮があれば、よりスムーズに展開が可能と考え行政に要望した。

3. 災害時の機能維持に向けた課題に対する改善対応策

①災害時の迅速な対応を行う体制構築

- ・災害発生時の物流機能維持対策を的確に、迅速に行う BCP の策定・充実化。
- ・自治体との連携の強化。
- ・物流業者、流通業者の能力・ノウハウを発災直後から活用できるような災害時対応体制の制度作り。
- ・特定ルートが処断された場合の代替輸送ルートの検討、確保。
- ・物流作業機械の損壊時の代替的な対応策。
- ・物流拠点施設等の耐震補強。

②情報共有システムの構築・事業者間の連携の促進

- ・物流情報システムのバックアップ体制の整備

③燃料の安定供給体制の確立・緊急車両認定の円滑化

- ・自家発電装置や燃料の備蓄など物流拠点等における非常時のエネルギー対策

＊被害日本大震災で学んだ緊急救援物資輸配送の課題

（一般社団法人 全国物流ネットワーク協会 資料）

□自治体職員の事務負担軽減と物流効率化の仕組み

・行政機関の指揮の下に緊急救援物資輸配送に関する実務を物流専門業者に委託

□物資の滞留・作業の混乱を生じさせない災害ロジスティクスの仕組み

・個人と企業の提供物資を混在させない受付・保管の徹底と、被災地に拘らない物資集積地の設定

□被災者の需要に即時対応するプル型の緊急救援物資輸配送の仕組み

・被災者（避難所施設）の必要物資を、必要量、必要日時にお届けする災害ロジスティクスの整備

第二章 緊急災害時等緊急時に備えた食料調達可能数量等調査への対応

1. 根拠となる法律等

- ①「災害対策基本法」
- ②「防災基本計画」
- ③「農林水産省防災業務計画」
- ④「緊急食料調達・供給体制整備要綱」
- ⑤「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」
- ⑥「国民の保護に関する基本指針」
- ⑦「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」
- ⑧「農林水産省新型インフルエンザ行動計画」

2. 調査対象品目

一般社団法人日本加工食品卸協会の調査対象品目とその単位。

（個）

・乾めん・パスタ・缶詰・レトルト食品・乾パン（＝100 g）

他の調査対象団体と品目

- ・一般社団法人日本パン工業会（米飯・弁当・おにぎり・パン）
- ・全日本パン協同組合連合会（米飯・弁当・おにぎり・パン）
- ・公益社団法人日本べんとう振興協会（米飯・弁当・おにぎり）
- ・社団法人日本惣菜協会（米飯・弁当・おにぎり）
- ・一般社団法人日本弁当サービス協会（米飯・弁当・おにぎり）
- ・一般社団法人日本即席食品工業協会（即席めん）
- ・公益社団法人日本缶詰協会（缶詰・レトルト食品）
- ・社団法人全国包装米飯協会（包装米飯）
- ・日本ミネラルウォーター協会（水（ペットボトル））

- ・一般社団法人全国清涼飲料工業会（水(ペットボトル)）
- ・一般社団法人日本ビスケット協会（乾パン）
- ・全国乾麺協同組合連合会（乾めん）
- ・社団法人日本冷凍食品協会（冷凍食品）

3. 調査対象企業及び時期

- ①一般社団法人日本加工食品卸協会加入卸企業
- ②調査時期
 - ・農林水産省が毎年実施する食料調達可能数量調査時

4. 調査内容

- ①汎用物流センターの所在地（小売業の専用センターは対象外）・TEL・FAX
- ②責任者氏名(役職)・補助者氏名（役職）

災害等発生時の対応責任者及び責任者不在時に対応できる補助者の氏名を記名
- ③品目細分
 - ・缶詰 「野菜類」「魚介類」「肉類」「卵類」「豆類」「果物」「調理缶」
 - ・レトルト食品「米飯類」「その他 → カレー、丼の具」
- ④年間販売量（1年当たりの販売量）
 - ・集計単位「年」は、一年間の期間を有するものであれば、事業年度ベースでも暦年ベースでも可とする。
- ⑤緊急時供給可能数量
 - ・商品在庫のうち災害時に供給可能な数量
(災害時には、発生場所や災害の種類・規模等によって必要な数量が異なってくるため本調査における「緊急時供給可能数量」はあくまで目安として記入していただくものであり、災害時に要請する数量としての割り当てを意味するものではありません。)
 - ・緊急時供給可能数量の標準的計算式

$$\text{年間販売量} \div 12 \text{ ヶ月} \times 1/3 \times 20\% (\text{最大値})$$
 但し、水は、 $\text{年間販売量} \div 12 \text{ ヶ月} \times 1/10 \times 20\% (\text{最大値})$
- ⑥輸送手段の保有状況

物流センター毎に以下の区分に応じて、A,B 又は C を記入。

 - ・自社で輸送手段を保有している場合 → A
 - ・子会社や関連会社が輸送手段を保有している場合 → B
 - ・上記以外 → C

第三章 実際の供給時にあたっての運用手順

【前提】

1. 災害発生時の食料供給に関する運用手順
2. 農林水産省から日食協への食料供給要請にもとづく供給手順
3. 有償による商品供給の手順

【運用手順】

- ①農林水産省から日食協事務局に緊急災害時の食料品の供給を要請
災害等で日食協事務局と農林水産省の連絡が取れない場合は、非被災地の日食協支部事務局に連絡をとる
- ②日食協事務局は、緊急災害時食料供給可能数量調査リストにもとづき災害発生地域を考慮して、非被災地域からの食料供給先を選定し食料品の供給を要請する（日食協事務局→災害時加工食品食料供給可能リスト提出企業窓口）
- ③食料品供給可能先は、商品在庫を確認し供給可能数量を日食協事務局に報告する（メーカーの供給状況も確認して）
- ④日食協事務局は、食料品供給可能数量をとりまとめ農林水産省に報告する
- ⑤日食協事務局は、農林水産省から被災地送付先別発注数量を受ける
- ⑥食料品の供給可能先は商品毎の見積書（標準卸価格）を日食協事務局に提出し、日食協事務局はこの見積価格について農林水産省と確認する
（この手順は緊急性を考慮して輸送後になる場合もある）
- ⑦日食協事務局は、被災地送付先と輸送手段の事前取り決め（商品の引き取り、配送、燃油の調達、流通パレットの回収、緊急通行許可等）を確認して食料品供給可能先に要請する
- ⑧食料供給可能先は、日食協事務局からの要請内容にもとづき商品を出庫する
- ⑨食料供給可能先は、回収した商品受領書にもとづき農林水産省に請求書を提出し商品代金の精算を行う

第四章 全国において今後発生の可能性のある地震と地域

- ①東海地震
 - ②東南海・南海地震対策
 - ③南海トラフ巨大地震
 - ④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ⑤首都圏直下型地震
 - ⑥中部圏・近畿圏直下地震
- ＊「災害時に提供可能な加工食品数量等の記入表」

News Release

平成 25 年 3 月 5 日
一般社団法人日本有機資源協会
財団法人流通経済研究所

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームが中間とりまとめを公表 平成25年度に納品期限見直しの実証実験、賞味期限・表示方法の見直し等に着手

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームは、フードチェーンに関連する食品製造業・卸売業・小売業の各業界団体から推薦された企業が参加し、商慣習の実態について情報交換するとともに、取組むべき課題を把握し、ワーキングチームで検討・協議した取組を業界全体へ普及させ、食品業界の体制整備のあり方を検討しています。

このほど今年度の活動成果として「中間とりまとめ」を取りまとめ、平成 25 年度以降も順次取組を進めるとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していくことを決定いたしました。ポイントについて、以下でご紹介いたします。（「中間とりまとめ」全文は「別紙資料」参照）

平成 25 年度以降に取り組む内容

- (1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施
- (2) 賞味期限の見直し
- (3) 表示方法の見直し
- (4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進
- (5) その他の食品ロス削減に向けた取組

今後の推進体制について

関係省庁（内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省）と連携を図るとともに、民間企業の取組（製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本 TCGF）とも連携して参ります。

特に、上記（1）のパイロットプロジェクトについては、製・配・販連携協議会返品削減WGと共同で、より多くの企業の参加を得て実施いたします。

【本件についてのお問い合わせ先】

財団法人 流通経済研究所：石川、重富（しげどみ）、東（あづま）

メール：foodwt@dei.or.jp

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-21 山脇ビル 10 階 電話：03-5213-4533

以上

食品ロス削減のための商慣習検討WT 中間とりまとめ

1. 基本的考え方

世界の食料生産量の1/3にあたる13億トンの食料が毎年廃棄され、世界の穀物需給が逼迫する中、食品ロスの削減は世界的に大きな課題となっている。

「もったいない」という言葉の発祥の地である我が国においても、食品ロスは年間500～800万トン（事業系300～400万トン、家庭系200～400万トン）発生していると推計されている。この食品ロス発生の実態は、規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、過剰除去、直接廃棄などと多様であり、それぞれの関係者が食品ロス削減に向けた取組を着実に進めていくことが必要である。

このうち、本WTでは、個別企業等の取組だけでは解決が難しく、フードチェーン全体で解決していく必要のある課題として、製造業・卸売業・小売業による商慣習を中心に検討をしているところである。

現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく必要があり、製・配・販各社の壁を越えつつ、消費者の理解を得ながら、優先順位をつけた取組を進めていくことが必要である。

平成24年度のワーキングチームの活動として次の事項を決定し、平成25年度以降も順次取組を進めるとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していく。

2. 取組の内容

(1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施

WTでの加工食品の返品・廃棄に関する調査の結果、①返品の発生理由は、商品の汚損・破損、店舗での納品・販売期限切れ、定番カットによる商品入れ替え等であること。②飲料・菓子で未出荷廃棄割合が高いこと。③未出荷廃棄の発生理由は出荷予測精度の低さ、納品期限切れ等であること。④店舗への納品期限は概ね賞味期限の3分の1とする割合が高いこと、等の実態が把握された。

返品や未出荷廃棄の発生理由は、商品の汚損・破損、商品入れ替え、出荷予測精度の低さ等複合的であるが、食品業界の商慣習として各企業間で取り決められている取引条件の一つである納品期限も返品や未出荷廃棄の発生理由のひとつと考えられることから、関係者の合意を得られやすい品目から順に、納品期限を緩和する方向で業界団体の協力を得つつ、パイロットプロジェクト（実証実験）を行う。

具体的には、平成25年度から、フードチェーンを構成する製・配・販企業によるパイロットプロジェクトを実施し、この効果を検証し、効果的であることが実証された場合には普及拡大を図る。パイロットプロジェクトの詳細な対象範囲、実施方法等については、引き続き関係者で打ち合わせを行い、4月以降に実施するための

準備を始める。パイロットプロジェクトは納品期限について一定の仮説を立てその検証を行う観点から実施するものであり、当面は、菓子、飲料を含め効果検証の可能な品目の納品期限を、「賞味期限の1/2残し」に変更した場合の食品ロス削減効果、CO₂削減効果、納品期限切れの発生数等を検証するなど、実証実験の具体的な設計を検討していく。

併せて、現在多くの小売業で設定されている消費者に対する販売期限についても必要に応じそのあり方について検討を進めることとする。

(2) 賞味期限の見直し

近年、食品の製造過程における生産・衛生技術の向上や日持ちのする包装資材の開発など、商品の品質を保持するための技術開発が行われてきた。しかし、既存製品の中には賞味期限の見直しが行われなかったものもあり、必ずしもこうした現状を反映したものとなっていない場合もあると考えられる。

このため、食品ロス削減の観点から、食品製造業において、既存製品の賞味期限について科学的な知見に基づく再検証（業界団体が作成する期限の設定に関するガイドラインマニュアルや安全係数の見直し等も含む）を行うとともに、得られた結果に基づき、消費者の理解を得つつ賞味期限の延長に取り組む。

なお、その進捗状況は企業毎に積極的に公表していくこととするが、各業界団体の協力を得て、本WTにおいても進捗状況を把握・公表することとする。

(3) 表示方法の見直し

賞味期限の長い品目については、品質劣化のスピードが遅く、消費段階で日付管理する意味が乏しい反面、日付順に納入される流通段階で食品ロスの発生につながる場合がある。

また、賞味期限が3ヶ月以上の品目については、「年月」表示も認められているところである。

このため、賞味期限が長い品目については、「年月」表示へ変更するなど消費者にとってわかりやすい期限表示となるように各社で工夫する。

なお、その進捗状況は企業毎に積極的に公表していくこととするが、各業界団体の協力を得て、本WTにおいても進捗状況を把握・公表することとする。

(4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進

消費者に、「もったいない」の観点から、食品ロス削減の重要性や食品の期限表示（消費期限・賞味期限）について十分理解してもらえるよう、関係府省庁とも連携して、取組を進める。

(5) その他の食品ロス削減に向けた取組

当面、引き続き賞味期限が比較的長い加工食品を対象として食品ロスの発生要因

となる商慣習の実態把握と検討を行い、食品ロス削減に有効な商慣習の検討について、上記（１）～（４）以外の取組についても進めていく。また、今後は食品ロス削減の観点から日配品も対象に実態把握と検討を行うこととする。

また、商慣習の見直しを行ってもなお生じる未出荷廃棄等については、フードバンクを活用し、社会全体で食品ロス削減に努める。食品ロス削減に努めても、なお排出される食品廃棄物については、積極的にリサイクルを行う。

３． 推進体制

関係省庁（内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省）と連携を図るとともに、共通課題の解決のため組織された民間企業の取組（製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本 TCGF）とも連携して、ワーキングチームの取組との相乗効果を目指す。

特に、２（１）のパイロットプロジェクトについては、製・配・販連携協議会返品削減WGと共同で、より多くの企業の参加を得て実施する。

以上

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム 委員 (50音順、敬称略)

(企業名)

(推薦業界団体)

【食品製造業】

味の素株式会社	風味調味料協議会
江崎グリコ株式会社	全日本菓子協会
キッコーマン食品株式会社	日本醤油協会
コカ・コーラ カスタマーマーケティング株式会社	全国清涼飲料工業会
サントリー食品インターナショナル株式会社	全国清涼飲料工業会
日清食品株式会社	日本即席食品工業協会
ハウス食品株式会社	全日本カレー工業協同組合
株式会社マルハニチロ食品	日本缶詰協会
雪印メグミルク株式会社	日本乳業協会

【食品卸売業】

国分株式会社	日本加工食品卸協会
三菱食品株式会社	日本加工食品卸協会
株式会社山星屋	全国菓子卸商業組合連合会

【食品小売業】

イオンリテール株式会社	日本チェーンストア協会
株式会社イトーヨーカ堂	日本チェーンストア協会
株式会社東急ストア	日本スーパーマーケット協会
株式会社ファミリーマート	日本フランチャイズチェーン協会

【学識経験者】

明治大学専門職大学院	教授	上原 征彦	※座長
専修大学商学部	教授	渡辺 達朗	※副座長

(オブザーバー) 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室、農林水産政策研究所

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課

(事務局) 財団法人 流通経済研究所 加藤 弘貴 (専務理事)、石川 友博 (主任研究員)、重富 貴子 (研究員)

(事業実施者) 一般社団法人 日本有機資源協会 児玉 徹 (会長)、今井 伸治 (専務理事)、嶋本 浩治 (主幹)

新型インフルエンザ等発生時に社会的役割を遂行するための 事業継続計画概要

【業種小分類名：食品卸売業】（一社）日本加工食品卸協会

別紙2

新型インフルエンザ等発生時に社会的役割を遂行するための事業継続計画概要

新型インフルエンザ等発生時に、社会的役割と考える業務、その業務を遂行するための事業継続計画について記載願います。

※記載できる部分のみで結構です。

□業務の概要（特に特殊技術・技能を必要とする業務の有無・内容、必要不可欠な委託事業者等との関係など）

- ・加工食品卸売業は、国民に食品を円滑に供給するため、食品流通の中間流通機能を担って多くの食品製造業者と小売業者とを結ぶ機能を果たしている。
- 機能を概略すると、「食品製造業者からの単品大量入庫」と「小売業への多品種少量配送」といえる。
- ・物流業務を果たすために多くの物流専門業者と委託契約を締結している。

（業務の内、特に社会的役割と考える業務の概要）

食品の供給機能を果たすための物流業務

- ・食品製造業者に対する発注業務
- ・商品入庫と在庫管理
- ・小売業者からの受注業務
- ・商品のピッキング、店別仕分け、検品・出荷業務
- ・店着配送

□業務の内、特に社会的役割と考える業務が停滞した場合に国民生活・国民経済に及ぶと想定される影響

（停滞により影響を受ける地域・人口規模を定量的に記載すること）

（停滞後1日～3日）

加工食品卸売業者の操業度の低下或いは破断は、小売業の店頭欠品となり、国民の食生活に即影響が生じる。加工食品卸売業者は、地域密着の取引が大半であり操業度の低下、破断はその地域の住民に多大な影響を及ぼす。（特定される地域という認識ではなく全国規模で同条件下にある）特に、現状の小売在庫は店頭在庫が大半であり、停滞後、即影響が出始め、停滞が1週間も続けば店頭を維持できない状況を想定する。

（停滞後1週間）

1

【業種小分類名：食品卸売業】（一社）日本加工食品卸協会

新型インフルエンザ等発生時に社会的役割を遂行するための事業継続計画概要

□業界単位でのBCP策定状況（業界ガイドライン、代表的各社の策定状況など）

- ・平成21年3月「新型インフルエンザ対策」業界ガイドライン作成
- ・平成22年7月「事業継続計画策定のイメージと解説」【加工食品卸売業】を配布
- ・策定済み企業（詳細版・簡易版）23企業（グループ企業含む）
- ・策定中29企業（グループ企業含む）

□現在策定しているBCPの前提条件（流行期間、職員の欠勤率の想定など）

- ・新型インフルエンザの流行の波は約2ヶ月と想定し、国内まん延期における卸売関連業務の操業率を平常時の60%を維持できるようにする。

□事業継続に向けて実施している主な社内対策

- ・緊急対策本部の設立ルール、発生時各フェーズでの対応指針の策定
- ・マスク等の備蓄品の確保
- ・在宅勤務体制への移行検討
- ・物流業務及びシステム管理業務は、作業レベルを外部事業者へ委託しているケースが多いので、委託先事業者名・連絡先名を把握する。

2

関係団体各位

農林水産省食料産業局

企画課企画第 2 班

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）につきましては平成 24 年 5 月 11 日に公布されたところですが、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令」（平成 25 年制令第 121 号）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」（平成 25 年政令第 122 号）が 4 月 12 日に閣議決定し、同日公布されたところです。

本施行令等の概要については、別添資料のとおりですが、関係各位におかれましては、その趣旨を御理解の上、御査収くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件に関する関係資料等の情報につきましては、内閣官房新型インフルエンザ等対策のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/120511houritu.html>）を参照ください。

（別添資料 1）新型インフルエンザ等対策特別措置法等の概要

（別添資料 2）内閣官房インフルエンザ等対策室からの通知文（写し）

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

- (1) 行動計画等の作成
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
 - ② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種（登録事業者（※）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資 等



○ 施行期日：公布の日（平成 24 年 5 月 11 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等について

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(1) 指定(地方)行政機関

各省及び各省の主要出先機関を指定

(2) 指定公共機関 (P2)

災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮し、電気事業者、ガス事業者、日本医師会等を指定 (←内閣総理大臣公示にて別途公示)

(3) 医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者等

○医療関係者の範囲

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

(4) 緊急事態宣言の要件 (P3)

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

(5) 感染拡大防止のための施設の使用制限等の対象施設等 (P4)

(6) 売渡しの要請・収用等の対象となる特定物資

医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が定めるもの

(7) その他

実費弁償・損害補償の手続、特定物資の収用等の際の公用令書の交付手続 等
(←公用令書等の様式を内閣総理大臣公示にて公示)

2. 施行期日政令

特措法は平成25年4月13日(土)から施行する。

指定公共機関

災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮

業種	事業者名	業種	事業者名	業種	事業者名
医療	独立行政法人労働者健康福祉機構	ガス	大阪瓦斯株式会社	航空	全日本空輸株式会社
	独立行政法人国立病院機構		西部瓦斯株式会社		日本航空株式会社
	独立行政法人国立国際医療研究センター		東京瓦斯株式会社	水運	オーシャントランス株式会社
	日本赤十字社		東邦瓦斯株式会社		商船三井フェリー株式会社
	公益社団法人日本医師会	鉄道	北海道旅客鉄道株式会社		新日本海フェリー株式会社
	公益社団法人日本歯科医師会		四国旅客鉄道株式会社		太平洋フェリー株式会社
	公益社団法人日本薬剤師会		九州旅客鉄道株式会社		マルエーフェリー株式会社
	公益社団法人日本看護協会		日本貨物鉄道株式会社		株式会社商船三井
	公益社団法人全日本病院協会		東京地下鉄株式会社		川崎汽船株式会社
	一般社団法人日本医療法人協会		東海旅客鉄道株式会社		日本郵船株式会社
	一般社団法人日本病院会		西日本旅客鉄道株式会社		旭タンカー株式会社
	一般財団法人化学及血清療法研究所		東日本旅客鉄道株式会社		井本商運株式会社
	北里第一三共ワクチン株式会社		小田急電鉄株式会社		上野トランステック株式会社
	武田薬品工業株式会社		近畿日本鉄道株式会社		川崎近海汽船株式会社
	グラクソ・スミスクライン株式会社		京王電鉄株式会社		近海郵船物流株式会社
	塩野義製薬株式会社		京成電鉄株式会社		栗林商船株式会社
	第一三共株式会社		京阪電気鉄道株式会社		鶴見サンマリン株式会社
	中外製薬株式会社		京浜急行電鉄株式会社		日本海運株式会社
	株式会社ジェイ・エム・エス		首都圏新都市鉄道株式会社		琉球海運株式会社
	株式会社トップ		西武鉄道株式会社	金融	日本銀行
	テルモ株式会社		東京急行電鉄株式会社	報道	日本放送協会
	ニプロ株式会社		東武鉄道株式会社	通信	日本電信電話株式会社
電気	一般社団法人日本ワクチン産業協会		名古屋鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社
	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会		南海電気鉄道株式会社		西日本電信電話株式会社
	沖縄電力株式会社	貨物運送	阪急電鉄株式会社		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	関西電力株式会社		阪神電気鉄道株式会社		KDDI株式会社
	九州電力株式会社		佐川急便株式会社		ソフトバンクテレコム株式会社
	四国電力株式会社		西濃運輸株式会社	郵便	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	中国電力株式会社		日本通運株式会社		ソフトバンクモバイル株式会社
	中部電力株式会社	空港管理	福山通運株式会社	郵便	日本郵便株式会社
	東京電力株式会社		ヤマト運輸株式会社		
	東北電力株式会社		新関西国際空港株式会社		
	北陸電力株式会社		中部国際空港株式会社		
	北海道電力株式会社		成田国際空港株式会社		
	電源開発株式会社				
	日本原子力発電株式会社				

緊急事態宣言の要件

(法律要件1) 国内で新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見のある者の報告

(法律要件2) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件Ⅰ) 重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。
※ 感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

(法律要件3) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件Ⅱ) ①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合

or

②上記①の場合のほか、患者等が不特定の者に対して感染させる行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

※ 患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

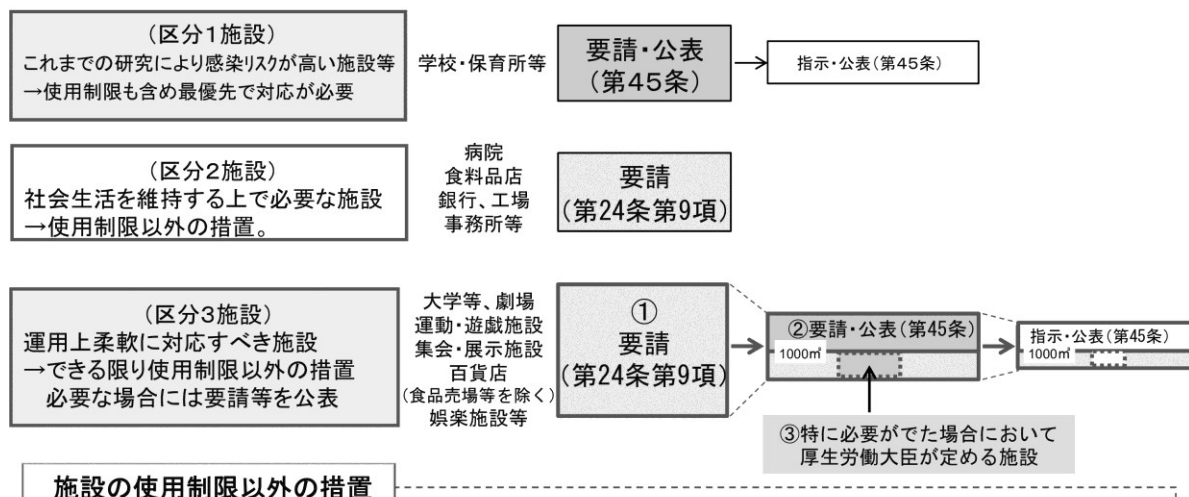
3

感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の要請は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の要請は、指示まで至らない措置。また公表もされない。



4

「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」開催要領**第 1 趣旨**

元気な高齢者は、三食規則正しく食事をとることにより、1日に必要なエネルギー摂取ができていると見られる。一方で、加齢に伴う身体機能の低下などにより、特に、在宅介護者などが栄養不足の状態にあるとの指摘もある。

このような中、介護食品のニーズは、要介護者等から約2.5兆円と試算されているものの、現時点の介護食品市場は約1千億円に留まっており、介護食品に係る潜在的ニーズなどに対してどのように対応していくかが喫緊の課題となっている。

具体的には、例えば、食事摂取のあり方、介護食品等の開発の動向、介護食品の普及などが課題として考えられる。

こうした状況を踏まえ、介護食品に係る現状や課題及び対応方向等について論点整理を行い、将来を見据えた介護食品のあり方等の検討を行うため、学識経験者、医療関係者、マスコミ、栄養士、ホームヘルパー、消費者団体等を構成員とする「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」（以下、「論点整理の会」とする。）を開催する。

第 2 構成

- 1 論点整理の会は委員は、別紙のとおりとする。
- 2 論点整理の会は、必要に応じ、関係者の出席者を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

第 3 運営

- 1 論点整理の会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、論点整理の会の議事を運営する。
また、座長は、論点整理の会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 2 論点整理の会の会合は、公開とする。ただし、論点整理の会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、論点整理の会に諮って、会合を非公開とすることができる。
- 3 論点整理の会の議事概要については、会議の終了後、農林水産省のホームページにより公表する。

第 4 事務局

論点整理の会に関する庶務は、食料産業局食品製造卸売課において行う。

これからの介護食品をめぐる論点整理の会 委員名簿

いわた 睦夫	岩元 睦夫	(社)日本フードスペシャリスト協会 会長
いん 利恵	因 利恵	日本ホームヘルパー協会 会長
おおごし ひろ	大越 ひろ	日本女子大学 家政学部食物学科 教授
かわさき たかこ	川崎 理子	日清医療食品(株) 営業本部受託管理部受託業務課 係長
かん いづみ	菅 いづみ	全国消費者団体連絡会
きくたに たけし	菊谷 武	日本歯科大学 教授(大学院生命歯学研究科臨床口腔機能学)
		日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長
こうやま かおる	神山 かおる	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所 食品機能研究領域 上席研究員
さこ かずこ	迫 和子	(公社)日本栄養士会 専務理事
しだ えいじ	信太 英治	(財)食品産業センター企画調査部 部長
たけ み	武見 ゆかり	女子栄養大学大学院教授 食生態学研究室 博士(栄養学)
ひがしぐち たかし	東口 高志	藤田保健衛生大学医学部 外科・緩和医療学講座 教授
ふかつ かずひこ	深柄 和彦	東京大学医学部附属病院 手術部 准教授
ふくしま あつこ	福島 厚子	(株)日本食糧新聞社 取締役 営業本部長
ますだ あつこ	増田 淳子	ジャーナリスト(元NHKプロデューサー)

(五十音順、敬称略)

これからの介護食品をめぐる論点整理の会 オブザーバー名簿

いしがき たかき	石垣 孝樹	イーエヌ大塚製薬(株) 取締役会長
おおつか あきら	大塚 明	日本スーパーマーケット協会 専務理事
おくやま のりやす	奥山 則康	(一社)日本加工食品卸協会 専務理事
くろだ たかし	黒田 賢	ヘルシーフード(株) 代表取締役
たけむら しげき	竹村 茂樹	キューピー(株) 加工食品事業担当 取締役
まきの たろう	牧野 太郎	旭松食品(株) 大阪支店長兼業務用・医療用食材部 部長
むなかた まもる	宗像 守	日本チェーンドラッグストア協会 事務総長
よしだ かつひこ	吉田 克彦	全国病院用食材卸売業協同組合 理事

(五十音順、敬称略)

今後の検討スケジュールについて（案）

第 2 回 3 月 予 定

- ・ 関係者との意見交換等（介護施設関係者、製造事業者等）

第 3 回 4 月 予 定

- ・ 関係者との意見交換等（流通事業者、地域で取り組んでいる事業者等）

第 4 回 5 月 予 定

- ・ 意見交換等を踏まえた課題の整理について
- ・ これまでの議論を踏まえた介護食品のあり方の検討について

第 5 回 6 月 予 定

- ・ 今後の介護食品をめぐる論点の整理について

※ 今後の議論の状況により変更があり得る。

第 1 回論点整理において出された主な意見

1 高齢者の食をめぐる状況について（特に栄養面）

- ・ 1 日 3 食の食事を摂っているといっても、食事の内容、特に栄養のバランスがとれているかといったことが問題。（因委員）
- ・ 高齢者のエネルギー摂取量について、平均値では問題ないが、バラつき（標準偏差）が大きく低栄養の問題に直結。（迫委員）
- ・ 栄養などの問題については、特に高齢者の場合には、年齢で区切った平均ではなく、生活状態や摂食能力などで区分してみていくことが必要。（神山委員）
- ・ 在宅の方々への支援を考えたときには、介護食品について、栄養量としてどれだけのものが含んでいるのかを明らかにすることが重要。（迫委員）
- ・ 今後、栄養の基準を明確にして、その人の身体に合わせ、又は疾病の状況に合わせたエビデンスに基づいた栄養基準を作っていくことが必要。（迫委員）
- ・ 栄養の考え方として、高齢期になったらしっかり食べて栄養を摂ることであるが、その知識の浸透が不十分。統計データの中では低栄養の問題は分からない。（武見委員）
- ・ 低栄養が及ぼす影響についての認知度が低いため、国民に周知していく仕組みづくりが必要。食欲のないことがどれだけ悪いのか知ってもらうことが必要。（深柄委員）

2 介護食品に求められるものについて

- ・ 公金を使ってヘルパーが食事を手作りすることが贅沢という意見もあり、代替として市販の介護食品を利用することも考えられると思料。（因委員）
- ・ 介護食品は、安全性と美味しさの両立が重要であり、介護食品の製造企業はその両立を十分考慮すべき。（大越委員）
- ・ 介護食品において重要だと考えられるのは、美味しさと安全性であり、手作りの場合には衛生面の問題も重要。（川崎委員）
- ・ 本人の食べる能力と実際の食形態とのミスマッチから事故が起こっていることから、噛む能力などに合わせた介護食品の提供が重要。（菊谷委員）
- ・ 介護食品は、身体機能の未発達な子どもも多く利用しており、高齢者ばかりでなく、そういった子どもにも視点を当てる必要がある。（菊谷委員）
- ・ 各家庭での味付けなどの工夫ができるような半製品のものの開発を期待。（菊谷委員）

委員)

- ・ 半加工品のように自分で少し手を加えるという形の介護食品のニーズもあるのではないか。(武見委員)
- ・ 食事は継続されるものであるから、おいしさや品質とともに、コスト面や、入手しやすいことも大事。(神山委員)
- ・ 食品の中に薬を飲む量を減らすことができるような成分が含まれてくれば、食事に対する意欲も沸いてくると思料。(因委員)

3 介護食品の定義等について

- ・ 各施設で作っている介護食品は、施設ごとに様々な基準、形態があることから、栄養士に対する教育が中々できず、個別にすりあわせをしないと進められないのが現状。(川崎委員)
- ・ 介護食品の定義がないので、どういう範囲のものを対象にするのか整理が必要。(神山委員)
- ・ 介護食品が対象とする問題を「咀嚼のみ」、「咀嚼と嚥下」のどちらとするのか、若しくは一般高齢者も含めるのか考えることが必要。嚥下を含めるとするのであれば、特別用途食品との棲み分けについても考えることが必要。(迫委員)
- ・ 介護食品には、いろいろな種類や用途があることから、どれを使用すればよいのか分からないので定義付けは大事。定義付けにあたっては、高齢者の健康維持が目的で行うのか、嚥下に問題がある人を対象にするのか、咀嚼に異常がある人を対象とするのかを分類し、問題点を整理することが必要。(深柄委員)
- ・ 介護食品をメインの食品又は補助食品と位置づけるのか、はっきりさせることが必要。(深柄委員)
- ・ 消費者に分かりやすい規格・基準の統一ができるかが課題。(信太委員)
- ・ 介護食品の固さなどの基準だけでなく、適切に使う仕組み作りが必要。(武見委員)

4 介護食品に対するニーズについて

- ・ 利用者のニーズが供給者側に正しく伝わる仕組み作りが必要。とりわけ、在宅で介護食品を必要としている方の要望が伝わりにくいのが問題。(神山委員)
- ・ 自分がどういう状態だったらどういう食事を摂ればよいのか、どういう介護食品を摂ればよいのかを分かるようにすることが大切。(深柄委員)
- ・ 特に在宅においては、介護食品の適切な利用について専門家が判断する局面を設ける仕組み作りが必要。(武見委員)
- ・ 介護食品の多様なニーズをいかに把握していくかが大きな課題であり、そのためには、メーカー、医療関係、ホームヘルパー等の連携や行政の支援が必要。(信太委員)

- ・ 高齢者は食へのこだわりが強いので、そうしたニーズにどう応えるかが重要。(増田委員)

5 介護食品の普及について

- ・ 介護食品についての認知度の向上が一番大事であり、官民を挙げた PR 活動や国民運動が必要。(信太委員)
- ・ 介護食品がどこで売っているか分からなかったので、普及させることが必要。(増田委員)
- ・ ネーミングについては、高齢者とか介護の用語が敬遠されており、ベビーフードのように良いイメージの名称を考えていくことが必要。(信太委員)
- ・ 地域包括支援センターや市町村の保健センターなどをつないで、介護食品を使っていく仕組み作りが必要。(武見委員)
- ・ 介護食品の製造事業者と医師、ヘルパーなどとの連携強化のための仕掛けが必要(信太委員)

6 その他

- ・ 地産地消が介護食品にもつながることを期待。(増田委員)
- ・ 介護食品の価格が高いため、例えば介護保険の保険点数の対象にするなど、国から何らかの補助・補填ができないか。(信太委員)
- ・ 独居老人が周囲の人々とのつながりが薄れてるというのも深刻な問題であり、こういった方々を含め周囲のコミュニティが連携して食事の機会を設け、その際に栄養の教育などを行うといった取組も必要と思料。(深柄委員)

ワーキング・グループ活動報告

【食育に関するワーキング・グループ】

平成 24 年 3 月に完成した「食育と食品選択のためのハンドブック（加工食品に関するわかりやすい法律知識）」改訂第 2 版を活用して支部総会や研修会時に普及啓発活動を行った。また消費者向けに協会の HP にハンドブックテストを公開した。

【環境問題対応ワーキング・グループ】

A チームは、再生利用等実施率に加えて、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が業種毎に設定されたこともあり「食品リサイクル法」への対応ガイドラインの再改訂版を編集した。この編集に当たっては、ワーキング・グループで方向性を集中的に論議し、また行政サイドの資料や会員企業における具体的対応事例、種々の問題点等を研究し、共通認識とした上で、各章を分担して改訂版をまとめた。また、平成 23 年に産業廃棄物排出者による産業廃棄物処理場実地確認等を盛り込んだ改正廃棄物処理法が施行されたことを機に、再度「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の改訂版を編集した。廃棄物の適法処理は企業にとって一番重要で、かつ一番複雑な環境問題対応といえる。当協会の会員企業各社にとって当ガイドラインが廃棄物処理対応の一助になることを願っている。また農林水産省から「食品産業を巡る環境対策等について」という演題でご講演をいただき、エネルギー環境会議の動向や政府の 2013 年以降の「地球温暖化対策の計画」などについてご説明を受けた。

B チームは、「環境自主行動計画」の温暖化対策として最終年度にあたる 2011 年度の特定荷主企業 10 社と特定事業者企業 16 社のエネルギー消費量・原単位を集計し分析を行った。また「環境自主行動計画」の後継となる「低炭素社会実行計画」の作成と実行にあたり省エネ人材を育成するため一般財団省エネルギーセンターに講師をお願いして環境セミナーを主催した。

【EDI ワーキング・グループ】

流通 BMS が本格的に普及拡大が進展する中で、卸・小売間のシステム課題についての意見交換や情報システム研究会システム専門部会からの検討依頼事項の研究、日食協フォーマット個別対応標準化検討部会の情報共有化など幅広い分野のテーマについて議論を交わした。

【税務問題対応ワーキング・グループ】

消費税増税法案が成立し、経済環境の好転を条件に 2014 年 4 月に 8 %、2015 年 10 月には 10 %と 2 段階で引き上げられることになった。卸売業としては、その税率の引き上げに際して消費税を円滑且つ適正に転嫁しやすい環境を整備することが重要と考え協会として定時総会時に「消費税の増税に関する件」を採択、さらに 11 月の理事会において「消費税の増税に対する要望書」をまとめ関連省庁に提出した。内容としては価格転嫁の確保に万全をきすため事業所間取引の外税化と連動して、表示を「外税方式」に一本化すべきと主張した。

平成24年 5 月 吉日

消費税の増税について

一般社団法人 日本加工食品卸協会

消費税の引上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠

少子高齢化の進展を鑑みれば、将来的には、社会保障制度の見直し、徹底的な行財政改革を進めても財源不足が見込まれることから、消費税を引き上げざるを得ない考える。しかし、社会保障制度の効率化・重点化を徹底的に進めない限り、いずれ財源不足となり、さらなる増税が必要となる。

消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めつつ、その導入のタイミングや仕組みについては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分検討すべきである。

消費税制度の信頼性確保のための課税の適正化が検討課題にあがっているが、免税点や簡易課税制度については、数次にわたり見直しを行ってきており、中小企業の益税問題は十分適正化が図られているものとする。むしろ、長引く景気低迷とデフレのもと、厳しい値下げ要請や価格競争により、仕入れに係る消費税の価格への転嫁も困難となっており、結果的に損税が生じているとの声もある。また、益税が指摘される簡易課税事業者や免税事業者の多くは、従業員が2～3名の事業者であり、その所得水準を考慮すれば、免税点や簡易課税制度の縮減は、これら事業者に対して過度な納税事務負担を新たに課すものである。

こうした観点から、中小企業への負担軽減措置等を講じることなしに消費税の引き上げを行うことは容認できない。具体的には、以下の措置の確実な実施が必要である。

①価格転嫁の確保に万全を期すこと。

②事業所間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化を図ること。

③事業者はもとより、徴税側の事務負担やコスト増にもつながる複数税率とインボイスの導入は行わないこと。特に、インボイスの導入は、免税事業者が取引から排除されるなど中小企業に深刻な影響をあたえることが懸念される。

④逆進性対策は、当面は社会保障給付等の歳出面で対応し、将来的には「給付付き税額控除」を検討すること。

⑤価格転嫁が困難な中小企業の負担軽減のために存在する中小企業特例（免税点制度、簡易課税制度）は拡充すること。

⑥社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すること。ただし、地方自治体は、徹底した行財政改革とともに、具体的な使途と財源の必要性を説明する必要がある。

以 上

平成 24 年 11 月吉日

農林水産省

大臣 郡司 彰 殿

消費税の増税に対する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から加工食品卸業界に対しまして、格別のご指導とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。早速ですが、消費税の増税につきまして要望事項がございますので申し述べさせていただきます。

消費税増税法案は、経済環境の好転を条件に 2014 年 4 月に 8 %、2015 年には 10%と段階で引き上げられることになりました。今般の税率引き上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引き上げであり、かつ、二段階にわたり実施されることを踏まえ卸売業としては、その税率の引き上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することがより重要な課題であります。

消費税の増税が実行された場合は、卸売業が取引上の大きなマイナスの負担が課せられることがないよう、細心かつ慎重な運用方法が不可欠であります。特に負担の大きい中小卸売事業者への負担軽減措置等に十分な対策を講じることが重要であります。

つきましては以上を鑑みて、卸売業界として、以下の措置を講じられることを要望いたします。

- ① 価格転嫁の確保にあらゆる施策を検討して万全を期すこと。
- ② 事業所間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理方式の統一化を図ること。
- ③ 事業所間取引の外税化と連動し、価格転嫁の確保も踏まえ表示を「外税方式」に一本化すべき。
- ④ 事業者はもとより、徴税側の事務負担やコスト増にもつながる複数税率とインボイスの導入は行わないこと。特に、インボイスの導入は、免税事業者が取引から排除されるなど中小企業に深刻な影響をあたえることが懸念される。
- ⑤ 逆進性対策は、当面は社会保障給付等の歳出面で対応し、将来的には「給付付き税額控除」を検討すること。
- ⑥ 価格転嫁が困難な中小企業負担軽減のために存在する中小企業特例（免税点制度、簡易課税制度）は拡充すること。
- ⑦ 社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すること。ただし、地方自治体は、徹底した行財政改革とともに、具体的な使途と財源の必要性を説明する必要がある。

敬具

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」の閣議決定について

平成25年3月22日
公正取引委員会

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」について、本日、閣議決定された。

1 経緯

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）において、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講じることとされている。

これを踏まえ、消費税率の引上げに際し消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関して所要の特別措置を講じるものである。

2 法律案の概要（別紙参照）

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- (3) 価格の表示に関する特別措置
- (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

3 施行期日

税制抜本改革法の施行の日前の政令で定める日
（平成29年3月31日までの時限的措置とする。）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
電話 03-3581-3371（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(別紙)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法案(概要)

<目的>

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

<概要> ※本法は平成29年3月31日限りでその効力を失う。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者 (①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)
特定供給事業者 (①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、③個人事業者)

1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。)

- (1) 減額・買いたたき
- (2) 購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制
- (3) 税抜き価格での交渉の拒否
- (4) 報復行為

2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (2) 指導・助言(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (3) 措置請求(主務大臣・中小企業庁長官)
- (4) 勧告・公表(公正取引委員会)

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- (2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示
- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

第3 価格の表示に関する特別措置

1 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。

※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

2 事業者が、税込価格に併せて、税抜き価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)

○転嫁カルテル＝転嫁の方法の決定に係る共同行為 (例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)

○表示カルテル＝表示の方法の決定に係る共同行為 (例：価格について統一的な表示方法を用いること)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行 為の是正等に関する特別措置法案(仮称)

法律案の目的及び概要

1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う>

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

1. 法律案の対象となる事業者

特定事業者：特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者
特定供給事業者：資本金等の額が3億円以下でありかつ特定事業者より資本金等の額が小さい法人である事業者や、個人事業者等

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対して、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額

商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 買いたたき

商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

③ 購入強制、役務の利用強制

消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること

④ 不当な利益提供の強制

消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

(2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

2

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置②

3. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

(1) 報告・検査（公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官）

特定事業者等に対して報告徴収、立入検査を行う。

(2) 指導・助言（公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官）

特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

(3) 措置請求（主務大臣、中小企業庁長官）

違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとることを求めることができる。

(4) 勧告・公表（公正取引委員会）

違反行為があると認めるときは、特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表する。

（注1）特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは、独占禁止法による措置はとらない。

（注2）主務大臣は、特定事業者又は特定供給事業者の事業を所管する大臣をいう。

4. その他

(1) 省庁間での情報共有等

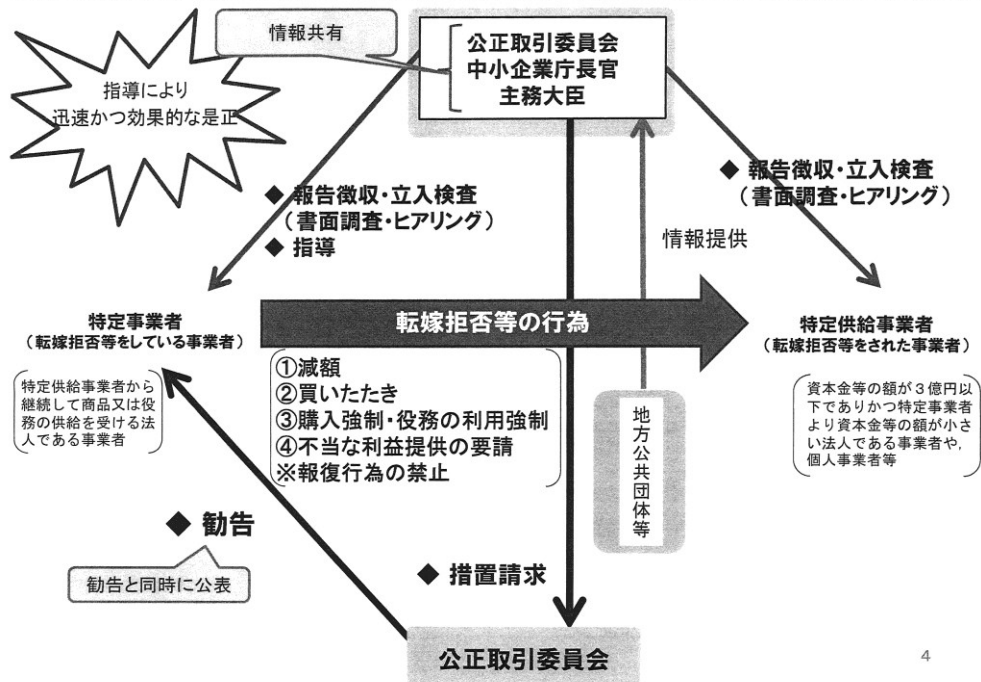
公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、違反行為の防止又は是正のために相互に情報又は資料を提供することができる。

(2) 公正取引委員会等への通知

国の行政機関の長・地方公共団体の長は、違反行為があると疑う事実について、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、通知する。

3

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



4

第2 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける(公正取引委員会への届出制)。

2. 独占禁止法の適用除外とする共同行為

(1) 転嫁カルテル: 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (例) ① 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
② 消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

(注) 「本体価格を統一することの決定」は、適用除外の対象にはならない。

※ 参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要

(2) 表示カルテル: 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

- (例) 税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
- ・「消費税込み価格」と「消費税額」とを並べて表示
 - ・「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」とを並べて表示

5

研究会活動報告

【情報システム研究会】

定期的に研究会を開催し、業界内外の情報システムに関連する各種団体の活動内容について情報の共有化を図り、情報システムの標準化や効率化に向けて意見交換を行った。また情報システムを活用した業務の合理化を目指して「販売促進金請求書の PDF 変換サービス」の実用化を図り普及啓発を行った。

「酒類食品統一伝票」の利用範囲は総体的に低下したとはいえ、業態によっては根強いニーズがあるので複写伝票を減少させてローコスト化に寄与すべく「酒類食品統一伝票（単票）」を制定し公開した。

研究会の下部組織として「システム専門部会」「商品画像専門部会」を設置して、それぞれ専門的分野における課題について検討し成果を得た。

毎年恒例で全国卸売酒販組合中央会と共催している「情報システム研修会」は、10月26日（金）東京日暮里にあるホテルラングウッドにて行われた。

【物流問題研究会】

引き続き実践テーマとした「小売業様との納品与件緩和の議論」については協働体制で検討されている経過について情報を共有化し、研究会としても実務者委員会を主体にいわゆる 1/3 ルールについて委員企業に実態調査を依頼し現状を把握した。また前期作成した「長期休暇配送体制確認書」の活用状況についての確認を行い普及啓発を図った。。

【商品開発研究会】

公益社団法人日本缶詰協会と缶詰の普及啓発活動等についての意見交換会を開催、また毎年恒例の日本蜜柑缶詰工業組合との情報交換会を実施し情報を共有化した。関連団体である日本パイナップル缶詰協会の開缶テストに参加した。

【法務研究会】

基本的に2ヶ月の1回の定期開催を継続して行い、座長は持ち廻り制として運営し、会の前半は債権管理に関するテーマ、後半は流通に関した法務問題を取り上げ意見の交換を行った。主なテーマは「卸における倉庫業の考え方」「所有権留保契約と第三者対抗要件について」「下請法の社内指導とチェックについて」「大規模情報システム開発契約のリスクとその対応」等であった。また公正取引の推進を目指して公正取引委員会からのご指導もいただき「優越的地位の濫用防止」ガイドラインの作成に注力したが、来期に向けた課題の整理とどまり来期に持ち越した。

【労務管理研究会】

今年度も継続して2ヶ月の1回の定期開催で研究会を行った。座長は持ち廻り制として事前にテーマを決めて開催した。主な研究テーマは「人事評価制度」「障害者雇用について」「自動車の管理について」「福利厚生制度について」「改正高年齢雇用安定法について」「従業員の定義

について」「裁判員制度への対応について」「携帯電話の貸与について」「各社の退職記念品及びセレモニーについて」「弔慰金制度」「社宅、借り上げ社宅制度について」等であった。

【ネットワーク検討会】

第 149 回のネットワーク検討会を 6 月 7 日（木）午前 10 時から日食協会議室にて開催した。当日は、報告事項として、①日食協事業活動報告 ②EDI W・G 活動報告 ③F 研活動報告 ④製・配・販連携協議会活動報告 ⑤標準会普及推進協議会活動報告があり、業界の情報システムの課題について情報を共有化した。

【研究会資料】

平成24年度情報システム研修会開催 — 標準化推進を共有化 —

— 10月26日 —

平成 24 年 10 月 26 日（金）午後 1 時 30 分より東京日暮里にあるホテルラングウッドに於いて会員卸の情報システム担当者らを対象とした平成 24 年度情報システム研修会を全国卸売酒販組合中央会との共催で開催した。標準化推進団体の幹部らを講師に招き、システム回りの最新情報を共有するもの。当日は冒頭、日食協情報システム研究会座長の竹腰雅一（伊藤忠食品（株））氏が「売り上げや利益確保のために WEB 利用が常識的になっている。業務やデータの仕組みが標準化となるよう『流通 BMS』と協働していく」と挨拶。ついで奥山専務理事が直近の協会活動報告として消費税増税に対する協会方針を説明。「小売業の中には現行価格の維持に向けて商品の仕様変更やコスト構造の見直しを取引先に求める動きがあるが、卸業界としては価格転嫁を基本に考えている」と述べ、低所得層の負担緩和策として議論されている複数税率の導入に対しては「事務負担やコスト増につながる」として反対の立場を取り、社会保障給付などによる対応を政府に求めていく。続いて行われた講演では、製配販連携協議会（消費財大手 43 社が参加する全体最適推進組織）の事務局を務める流通経済研究所専務理事の加藤弘貴氏が同協議会の 2011 年度の活動成果を披露。昨年の 3 分の 1 ルールの改善研究に続き、今年度は農林水産省を交えて食品ロス削減検討ワーキンググループを設置し、この問題をさらに掘り下げるといふ。一方、ファイネット企画・開発部専任部長の太田岳秀氏は、同社 EDI 事業の一環として 11 月に導入する販促金請求データの PDF 変換サービスを紹介。卸が業界標準の日食協フォーマットで作成した請求データを PDF に置き換えてメーカーに提供するもので、紙帳票からの移行によって郵送費の低減や請求・支払業務の合理化が期待できる。国分と加藤産業は、サービス開始と同時にこの仕組みを活用し、EDI 未対応の中小メーカーなどと販促金処理業務の合理化を進める考え。ついで「サントリーグループのデジタルマーケティングの事例」を山

内雄彦氏（サントリービジネスエキスパート（株））が講演した。その後懇親会では、開会挨拶を塩本 昇氏（全国卸売り酒販組合中央会）が、中締めを竹内恒夫氏（旭食品（株））が行って閉会した。

平成 24 年度情報システム研修会 講師・演題

- | | |
|--|---------|
| (1) 「流通システム標準普及推進協議会」の活動について | |
| 一般財団法人 流通システム開発センター 研究開発部主任研究員 | 坂本 真人 氏 |
| (2) 「製・配・販連携協議会」の活動状況について | |
| 財団法人 流通経済研究所 専務理事 | 加藤 弘貴 氏 |
| (3) 販売促進金の EDI の現状と請求書の PDF 変換サービスについて | |
| 株式会社 ファイネット 企画・開発部 専任部長 | 太田 岳秀 氏 |
| (4) 「サントリーグループのデジタルマーケティングの事例」について | |
| サントリービジネスエキスパート株式会社 グループ情報部 部長 | 山内 雄彦 氏 |

平成 23 年度情報処理コストの実態調査について

— 情報システム研究会システム専門部会 —

（調査目的）

“EDP 費の妥当性把握”

情報システム研究会システム専門部会は、情報システム部門の経費の妥当性を客観的に評価するため、また EDP 費のトレンドを把握し情報システム部門の将来に向けての基礎情報を蓄積するため平成 19 年度から情報システム処理コストの実態調査を今年度も継続して行った。

実態調査参加卸企業 8 社（順不同）

- ・（株）日本アクセス ・（株）トーカン ・三井食品（株） ・伊藤忠食品（株）
- ・国分（株） ・三菱食品（株） ・加藤産業（株） ・日本酒類販売（株）

（調査手順）

情報システム部門で管理している費用でも各社間で EDP 費目に差異があるため、経済産業省情報処理実態調査における費用分類にマッピングし、ついで各社の EDP 費の金額を調査した。調査結果のまとめは EDP 費の分類構成毎の売上比率と構成比で実施した。尚、この実態コストの中には物流に関するシステムの直接コストと得意先との EDI 関連費用は含まれていない。

（調査結果分析）

平成 23 年度の EDP の情報処理コストは、前年から 0.015%低下した対売上比率 0.273%と過去最低水準となる。内容的には構成比の高いソフトウェア関連費用の低減とハードウェア関連費用が拠点の統廃合による集約化やハードウェアの契約内容の変更からコスト圧縮されたのが寄与。

EDP 費は継続した削減努力の結果、低水準の推移になっているが将来の飛躍に備えたシステム基盤の整備を進めると再び上昇する事が予測される。

情報処理費用調査票（平成 20 年度～ 23 年度）

（単位：％）

費用区分	項 目	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		総合計	構成比	総合計	構成比	総合計	構成比	総合計	構成比
ハードウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル／リース料、導入諸掛・その他	0.065	22.03	0.057	19.52	0.053	18.4	0.047	17.22
ソフトウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル／リース料、情報システムの企画・設計コンサルタント料、ソフトウェア作成・システム開発料、システムの機能変更・拡張などの改善費用	0.066	22.37	0.069	23.63	0.067	23.26	0.060	21.98
サービス関連費用	データ作成／入力費（データ入力委託料）等、運用・保守委託料、処理・サービス料、一般社員の教育・訓練等費用、情報処理要員の教育・訓練等費用、外部派遣要員人件費、その他サービス料	0.102	34.58	0.099	33.90	0.101	35.07	0.101	36.99
通信関連費用	電話回線使用料、ネットワーク関連通信回線使用料	0.020	6.78	0.021	7.19	0.021	7.29	0.020	7.33
人件費	情報システム部門等の社内要員（専従者）人件費	0.035	11.86	0.039	13.36	0.038	13.19	0.038	13.92
その他費用		0.007	2.38	0.007	2.40	0.008	2.78	0.007	2.56
E D P 費対売上高比率		0.295	100.0	0.292	100.0	0.288	100.0	0.273	100.0

（情報システム研究会参加会員卸の合計数値 H 20 ～ 22 年＝ 9 企業：H 23 年＝ 8 企業）

「酒類食品統一伝票（単票）」の制定について

－ 情報システム研究会 －

「酒類食品統一伝票」は業界別統一伝票として昭和 54 年に制定され、以来 30 有余年に亘って利用されてきました。

その間、チェーンストア統一伝票の拡大、流通 BMS 導入に代表される伝票レスの推進によって「酒類食品統一伝票」の利用範囲は相対的に低下したとはいえ酒販店、食料品店向け、あるいは社内伝票での利用等、根強く残っています。

一方、卸を取り巻く環境は益々厳しさを増しており、より一層のローコスト運営が求められているところです。

そこで情報システム研究会では「酒類食品統一伝票（単票）」フォーマットを検討し、これを利用拡大することによって複写伝票の割合を相対的に減少させ、最終的には各会員卸のローコスト化に寄与できないかとの仮説をたてました。

そして下記の通り、過去三回、検討を続けてまいりました。

2012/7/25 ①伝票運用の現状 ②非複写式伝票の検討 について国分より提案

- ・ A 4 カット紙の利用
- ・ 納品書・受領書の二枚つづり（縦上下）
- ・ 酒類食品統一伝票、ターンアラウンド 6 行伝票／9 行伝票、百貨店伝票

2012/10/18 酒類食品統一伝票（単票縦版）の罫線あり版と罫線なし版のレイアウトを提示
次回までに各社意見をまとめてもらうこととする

2012/12/6 ①各社意見交換

②国分より酒類食品統一伝票につき横上下利用の単票横版案を提案

2013/1/18 単票横版のフォーマット、レイアウトの最終検討

最終検討の結果、各卸の自由利用スペースを確保することで、単票横版を酒類食品統一伝票として売上伝票、社内伝票、直送伝票等に利用することは充分可能であると判断し、日食協としてこれを正式制定することとした次第です。

今回制定した「酒類食品統一伝票（単票）」は、既に一部の会員卸において利用が始まっており、ローコストへの寄与は大変大きいものがあります。

是非、日食協各会員の皆様におかれましては積極的な採用への取り組みをお願い申し上げます。

尚、伝票フォーマット、用紙等のお問い合わせは日食協事務局までお願いいたします。

① 納品書												
住 所												
得意先名		様 12年11月17日										
届先住所												
届先名		取引先コード		事務所		倉庫		納品日		伝票番号		発注番号
								121117				
行	商品コード	品 名	規格	入数	数量	単位	単価	金額	備考			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
請 要		配送形態		配送地区		重量		合計金額				

毎度ありがとうございます。上記の通り納品申し上げます

② 物品受領書												
住 所												
得意先名		様 12年11月17日										
届先住所												
届先名		取引先コード		事務所		倉庫		納品日		伝票番号		発注番号
								121117				
行	商品コード	品 名	規格	入数	数量	単位	単価	金額	備考		受領印	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
請 要		配送形態		配送地区		重量		合計金額				

特記事項

用紙はA4横のカット紙を使用し、ファイル用の穴や、納品書と受領書の境にミシン目が入ったものが望ましい。
 印字内容は酒類食品統一伝票を基本とする。
 但し、A4汎用紙に印字するため、罫線及び各項目のタイトルも自社システムで印字することとする。
 用紙余白については、お得意先様と協議の上、各社自由に使用できるものとする。
 代行先への伝票が必要な場合などは、本伝の次頁に差込印刷することも可とする。

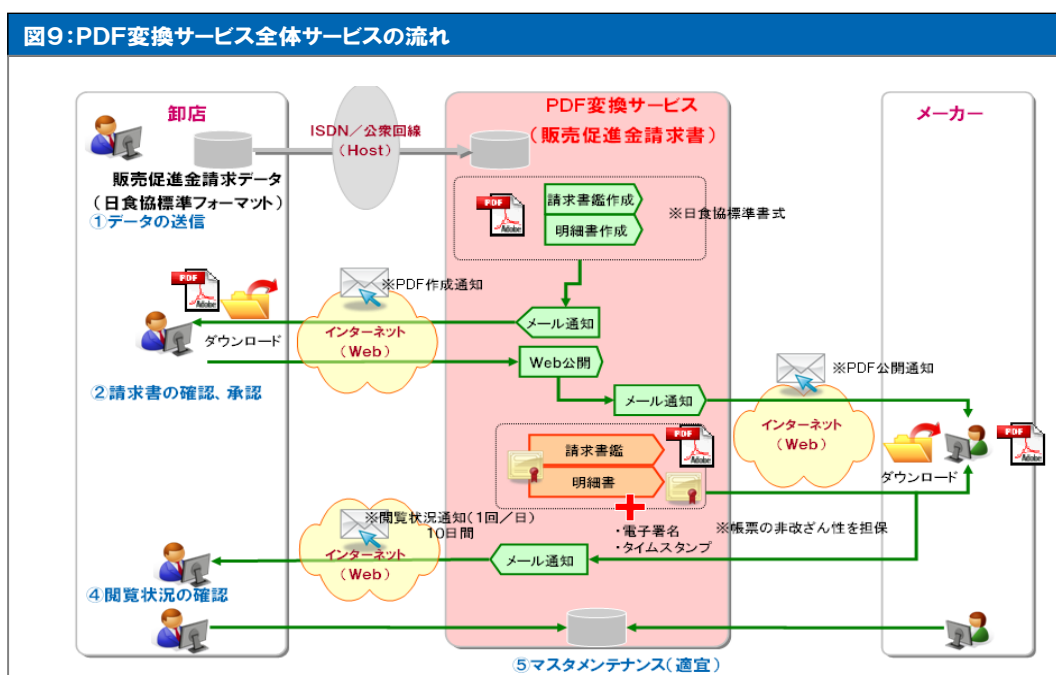
期待される販売促進金請求業務の効率化

— 情報システム研究会・株式会社ファイネット —

要 約

1. 昨年11月からサービスを開始したPDF変換サービス（販売促進金請求書）が、着実に酒類・加工食品業界内に浸透し始めている。これまでの郵便に替わる新たな郵送手段として、帳票の電子化は業界内に認知され、利用する卸店が拡大し始めた。

2. 国分株式会社、加藤産業株式会社は、11月～3月まで東京、関東エリアを中心に展開しており、今後、2013年9月までに全国エリア展開、グループ企業展開を進める。また、この2社に続き、三井食品株式会社も2月からの利用を開始、さらに4月以降でも、複数の広域卸店が利用を予定しているなど、卸店が積極的に導入を検討し始めた。三井食品は、2月の開始以降、国分株式会社、加藤産業株式会社の2社のエリア拡大と同期を取りながら、実施エリアを拡大していく意向だ。
3. こうした拡大の背景には、国内消費市場が停滞する中、卸店のコスト削減意識が非常に強くなっていることに加え、メーカーの酒類・加工食品業界全体の全体コスト削減に向けた多大なるご協力などがあげられる。加藤産業株式会社の実績では、11月から2月までの4ヶ月でメーカーの対応率は、数%上昇し、2月時点では50%を超えた。この拡大傾向は続くと思われる。
4. 今回、(株)ファイネットは、メーカーの負担をより一層軽減するべく、卸店、メーカーと協力し、帳票レイアウトやシステム機能の更なる改善に取り組む。2013年1月には、多くのメーカーから要望が寄せられた帳票のフォント拡大等のシステム改善を行うなど、具体的な対応を図った。また、2013年度の早期には、メーカーにとってさらに利便性の向上に繋がる、項目の追加、並び順の変更や得意先ごとの小計追加などの対応を行う予定である。
5. 販売促進金請求書の電子化は、まだまだ数多く残っている郵送業務効率化の一つに過ぎない。2013年度以降、メーカーから卸店へ郵送している品代請求書や販売促進金支払案内書などの電子化も検討していく予定である。



2012 年度情報システム研究会画像専門部会活動の概要

画像専門部会は昨年に引き続き、日食協画像標準 Ver2.0 の普及啓蒙、メーカー様による自発的画像登録推進を目標とし卸売業全体のテーマとして活動を進めてきたが、今年度は具体的な取組として、登録タイミングの早期化を掲げ、商品画像利用ニーズの高い春夏、秋冬の新商品発売シーズンに各卸売業の営業担当者が得意先に提案を行う際に、「多くの新商品が登録されていて利用できる」ことなどを目指して活動を進めた。

また、推進対象の 222 社の中で、100%近く登録いただけるメーカー様と登録が進まないメーカー様がはっきり分かれてきていることから、登録の少ないメーカー様に対する個別アプローチを行い改善依頼をした。

これらの活動結果として、新商品発売シーズンにおける登録率は 2012 年秋冬商品で 72.1% (前年より 14 ポイントアップ)、2013 年春夏商品で 69.3% (前年より 7.8 ポイントアップ) となり一定の成果が出ている。また、新商品発売時期の推進活動が年間の登録率を押し上げるという結果にもつながり、年間の画像登録率(2012 年 1 月～12 月)も 66.5% (前年より 12.1 ポイントアップ) となり、部会参加卸売業とファイネット、JII の登録推進活動の成果が着実に現れた年となった。

2013 年度はこれら活動に加え、メーカー様、卸売業で入手に苦労している通販用画像の標準化に向けた活動にも着手していく予定。

以 上

日食協 画像専門部会開催履歴

開催日	部会名	検 討 内 容
2012 年 5 月 10 日	第 28 回画像専門部会	①2012 年度目標達成のための活動について ②2012 年秋冬商品画像登録活動について
8 月 9 日	第 29 回画像専門部会	①2012 年秋冬商品画像登録状況確認
9 月 6 日	第 30 回画像専門部会	①2012 年秋冬商品画像登録結果とメーカーフォローについて ②共同推進メーカーの担当卸別の状況と今後の推進活動
11 月 8 日	第 31 回画像専門部会	①2012 年度活動報告(10 月までの実績に基づき) ②2013 年度活動計画について。
2013 年 2 月 21 日	第 32 回画像専門部会	①2012 年度画像登録実績(確定)について ②2013 年度春夏商品登録状況について ③画像標準仕様ガイドブック改定について

「下請法」に関する簡易テスト

－ 法務研究会 －

(資料提供：旭食品(株))

制限時間は 15 分です。○×でお答えください。

問題	回答
1 問	当社にとって下請事業者として対象になるのは当社PB商品を製造委託している資本金 1 億円以下のメーカーである。
2 問	下請事業者に発注した商品が納期の前日に届いたので運送屋に持って帰ってもらった。
3 問	下請商品の発注ロットが 100 ケースの商品を発注するのに当支店では販売できる数量が 10 ケースなので下請事業者に連絡をいれ 10 ケースで発注した。
4 問	得意先のPB商品の帳合をもらう場合、商品の内容や価格等に関与している場合、また何も関与していなくても得意先からPB商品の製造委託を当社が請け負う契約書を締結している場合は資本金区分が条件を満たしたメーカーに対して当社が親事業者になる。
5 問	下請商品が値下がりし、得意先から在庫分の差額補償要求があり下請事業者に相談して差額を補填してもらった。
6 問	電子メール等による電磁的記録の提供によって発注を行ういわゆる電子受発注を実施する場合には、あらかじめ書面又は電磁的方法による下請事業者の承諾が必要である。
7 問	下請事業者に得意先の特売商品を発注したが、その後得意先から特売が中止になったとの連絡があり、下請事業者に連絡を入れ発注を取り消した。
8 問	親事業者は、緊急であったので電話で発注をした場合は、発注書面は下請事業者の了解を得て納品時に交付すればよい。
9 問	下請法の、適用の対象となる下請取引の範囲については①取引の内容と②取引当事者の資本金の額、の 2 つの条件を満たすことが基準となる。
10 問	親事業者は取引記録を電磁的方法で保存しているが、発注内容が変更となったときは、以前の取引記録を削除して、変更後の内容に更新すればよい。
11 問	親事業者は、下請代金の支払期日については検査の有無にかかわらず、下請事業者の給付の受領日から60日以内に定めなければならない。
12 問	親事業者は、通常、発注から1週間後の納期の物品について、急遽週末発注、週明け納入の短納期発注を行うこととなった。下請事業者と協議の上、発生する費用の増加分下請事業者が負担してくれた。
13 問	親事業者が下請事業者に対して製造委託等を行った場合は、取引の経緯を記録した書類又は電磁的記録(下請法第5条の書類)を作成し、2年間保存する義務がある。
14 問	ドラッグAで棚変えがあり返品があった。下請事業者に相談するとドラッグAならしかたないですねと言ってくれたので返品した。
15 問	得意先の帳合見直しがあり、どうにか現帳合を維持したが納価が5%下がってしまった。下請事業者に相談すると1%条件を付けましょうといってくれたので倉入れに条件1%をいれた。
16 問	会社の清掃作業を清掃業者に委託することは、下請法上の役務提供委託には該当せず、下請法の対象とはならない。
17 問	拡売商品の値段が合わずノルマが達成できそうにないので、下請事業者に相談して現物対応で10プラス2にしてもらい得意先に対応した。

問題		回答
18 問	得意先からクリスマスケーキの購入を頼まれていたので商品が定番に並んでいる下請事業者だけにクリスマスケーキを 1 個だけ買ってもらった。	
19 問	親事業者は、一般消費者に 1 年間の品質保証期間を定めている商品について、明らかに下請事業者に責任があり、直ちに発見できない瑕疵のあった商品を受領後 10 か月経過した時点で返品したが、下請法上は問題とはならない。	
20 問	得意先から新店の商品陳列の依頼があったので下請事業者 10 社に相談したら 2 社だけ行きますよと言ってくれたので 2 社には陳列に参加してもらった。	
21 問	発注書面の交付は、原則として発注の都度必要であるが、支払方法等の取引条件が一定しており共通の記載事項がある場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ交付していれば、その関連を発注書面に記載することで足りる。	
22 問	月末に利益が足らなくて困っていたら、下請事業者から 100 ケース発注してくれたら 5 万円協賛しますと提案があり、発注をいれ未収を計上した。	
23 問	下請法は正式名称を下請代金支払遅延等防止法といい親事業者の義務や禁止事項が明確に記載されている。	
24 問	振込手数料を下請事業者が負担する旨、発注前に書面で合意した場合は、親事業者が負担した実費の範囲内の振込手数料を下請代金から差し引いてもよい。	
25 問	あらかじめ定めた下請代金の支払期日に親事業者から支払を行われなかったとしても、その原因が下請事業者からの請求書の提出の遅れにあった場合は、下請法上問題とはならない。	
26 問	親事業者は、受入検査を省略している物品については、瑕疵が発見されたとしても返品はできない。	
27 問	倉庫スペースがなくなり別途倉庫を借りた。下請事業者に借り倉庫においてある下請商品のスペース分だけ負担してもらった。	
28 問	規格品にシールを貼るなど加工してもらおうと下請法上の製造委託に該当し、下請法の対象となる。	
29 問	親事業者の外注担当者が、自社製品の販売量が拡大すれば下請事業者への発注数量を増加させると強調して、下請事業者に自社製品の購入を再三依頼し購入させることは、下請法違反とはならない。	
30 問	50 周年で下請事業者に 1 万円の協賛をお願いしたら 5 千円なら協賛しますと言ってくれたので未収を計上した。	

解答及び解説

	正解	設問内容	解説
1 問	×	下請法の概容	【解説】 当社の資本金が3億円を超えているので、PB商品を製造委託している資本金3億円以下のメーカーが対象となる。
2 問	○	受領拒否の禁止	【解説】 約束した納期前に納品を要請されても親事業者には受け取る義務は無く、受け取りを拒んでも受領拒否とはならない。ただ受け取れる場合は受け取るほうが望ましい。
3 問	×	買ったたきの禁止	【解説】 発注ロットが100ケースであることが前提に下請金額が決定されているので禁止事項である買ったたきに該当する。
4 問	○	下請法の概容	【解説】 当社が得意先のPB商品の内容、価格等に関与しないければ当社は親事業者にならないが、得意先と委託契約書を締結すると親事業者になるに該当してしまう。
5 問	×	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	【解説】 当社が商品を受領した時点で下請事業者の給付は終了しており、禁止事項、経済上の利益の提供に該当。
6 問	○	書面の交付義務	【解説】 電子受発注を実施する場合、あらかじめ下請事業者に対して使用する電磁的方法の種類と内容を示して、書面又は電磁的方法で承諾を得ることが必要である。承諾を得るに当たっては、費用の負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申し出を行うことができることも併せて提示することが必要となる。
7 問	×	受領拒否の禁止	【解説】 発注したものを、下請事業者の責に帰すべき理由が無いのに取り消すと禁止事項の受領拒否に該当する。
8 問	×	書面の交付義務	【解説】 緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は「注文内容について直ちに発注書面を交付するので、これにより確認されたい。」という趣旨の連絡をする必要がある。この場合、下請事業者の了解の有無にかかわらず、直ちに発注書面を交付しなければならない。
9 問	○	下請法の概容	【解説】 当社の場合はPB商品を製造委託しており、なおかつ資本金が3億円以下の事業者が下請取引に該当する。
10 問	×	書類の作成・保存義務	【解説】 電磁的記録の作成・保存については、記録事項について訂正又は削除の事実及び内容を確認できることが必要である。取引記録の作成・保存の要件。
11 問	○	下請代金の支払期日を定める義務	【解説】 下請代金の支払期日は、下請事業者の物品等の受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定めなければならない。支払期日を定める義務。
12 問	×	買ったたきの禁止	【解説】 下請事業者は1週間後の納期で単価の見積もりを行ったものであり、当然、納期を短縮した場合はコストがかかることとなる。そのコストを親事業者が負担しない場合は買ったたきとなるおそれがある。
13 問	○	書類の作成・保存義務	【解説】 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等を行った場合には、その取引の内容(給付の内容、給付の受領等)を記載した書類を作成し2年間保存することを義務付けられている。書類の作成・保存義務。
14 問	×	返品禁止	【解説】 下請事業者の責に帰すべき理由が無い場合はたとえ下請事業者が了解してくれても禁止事項の返品に該当する。
15 問	×	下請代金の減額の禁止	【解説】 下請事業者の責に帰すべき理由が無い場合はたとえ下請事業者が了解してくれても禁止事項の減額に該当する。
16 問	○	下請法の概容	【解説】 役務提供委託とは、役務を他者に提供している事業者が、その役務の提供の全部又は一部を他の事業者へ委託することである。したがって、自社の工場の清掃を清掃業者に委託することは、自ら用いる役務に当たり下請法の適用対象とならない。

	正解	設問内容	解説
17 問	×	下請代金の減額の禁止	【解説】 下請事業者の責に帰すべき理由が無い場合はたとえ下請事業者が了解してくれても(現物対応でも)禁止事項の減額に該当する。
18 問	×	購入・利用強制の禁止	【解説】 任意と強制の判断が困難なので下請事業者に購入依頼は絶対にしないようにしたほうが良い。禁止事項、購入・利用強制に該当。
19 問	○	返品 of 禁止	【解説】 検査で合格した製品の中に、直ちに発見できない瑕疵がある場合は、受領後6か月以内に返品することは認められる。ただし、親事業者が一般消費者に対し6か月を超える品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じ最長1年間以内であれば返品は可能である。直ちに発見できない瑕疵の場合。
20 問	×	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	【解説】 下請事業者の利益が不利益を上回るか根拠が明確でないので、絶対に役務の提供は依頼しないほうが良い。禁止事項、経済上の利益の提供要請に該当。
21 問	○	書面の交付義務	【解説】 発注書面の交付は、原則として発注の都度必要であるが、継続的な取引が行われる場合には共通的事項(支払条件、支払期日等)を記載した書面(例えば、「支払方法等について」)をあらかじめ交付していれば、個々の発注書面にはその事項の記載を省略することができる。ただし、その関連を発注書面に付記する必要がある。
22 問	×	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	【解説】 当社の場合ボリュームディスカウントの交渉は事業開発本部だけであり、支店で交渉すると、禁止事項、経済上の利益の提供に該当。
23 問	○	下請法の概容	【解説】 親事業者の4つの義務と11の禁止事項が記載されている。義務違反は50万円以下の罰金、禁止事項違反は勧告措置がとられる。
24 問	○	下請代金の減額の禁止	【解説】 発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した振込手数料を実費の範囲内で下請代金から差し引くことは認められる。
25 問	×	下請代金の支払遅延の禁止	【解説】 請求書の提出遅れであろうとも、親事業者は受領をしているのであるから、支払期日までに支払わないと支払遅延となる。
26 問	○	返品 of 禁止	【解説】 親事業者は受入検査を行わず受領した場合は親事業者の検査義務(商法526条)の不履行と考えられる。したがって返品はできない。
27 問	×	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	【解説】 倉庫賃をはらっても下請事業者の直接の利益にならないので、下請事業者の利益を不当に害するとして問題である。
28 問	○	下請法の概容	【解説】 規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などさせた場合は下請法の対象となる。原材料であろうとも仕様(一定の長さに切断する)を定めて委託した場合は製造委託に該当する。
29 問	×	購入・利用強制の禁止	【解説】 下請取引に影響を及ぼす外注担当者等から下請事業者を購入・利用強制を要請することは購入・利用強制となる。
30 問	×	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	【解説】 下請事業者が了承しても下請事業者の利益を不当に害するものとして問題となる。絶対に要求しないでください。

平成 2 4 年度加工食品卸売統計調査

一般社団法人 日本加工食品卸協協会

単位＝百万円・%

	2 4 年 1 ～ 1 2 月	前年比	2 3 年 1 ～ 1 2 月
総卸売上高	10, 392, 309	103. 26%	10, 064, 652
品群別 卸売上高			
常 温 品	4, 227, 541 (40. 7%)	101. 61%	4, 160, 493 (41. 3%)
酒 類	2, 891, 121 (27. 8%)	101. 83%	2, 839, 170 (28. 3%)
菓 子 類	345, 443 (3. 3%)	99. 94%	345, 639 (3. 4%)
冷 凍 品	1, 010, 054 (9. 7%)	112. 21%	900, 176 (8. 9%)
冷 蔵 品	1, 356, 307 (13. 1%)	106. 94%	1, 268, 280 (12. 6%)
そ の 他	561, 843 (5. 4%)	101. 99%	550, 894 (5. 5%)
業態別 卸売上高			
卸 売	2, 376, 978 (22. 9%)	103. 99%	2, 285, 767 (22. 7%)
直 販	7, 758, 580 (74. 7%)	103. 02%	7, 531, 307 (74. 8%)
メーカー ・ 他	256, 751 (2. 4%)	103. 71%	247, 578 (2. 5%)

※ () 内の数字は構成比

◆会員卸企業数 1 3 4 社

◆統計調査参加企業数 7 8 社

[参加企業内訳]

[北海道支部] 7 企業

- ・シュレン国分(株)・岩田醸造(株)・日本アクセス北海道(株)・(株)北海道リョーシヨク
- ・北海道酒販(株)・(株)スハラ食品・(株)ヤマツ

[東北支部] 5 企業

- ・(株)山形丸魚・東北国分(株)・(株)福島リョーシヨク・丸大堀内(株)・ボーキ佐藤

[関東支部] 2 5 企業

- ・三菱食品(株)・三井食品(株)・日本酒類販売(株)・(株)日本アクセス・国分(株)・川商フーズ(株)
- ・(株)ヤスノ・東京国分(株)・(株)関東リョーシヨク・(株)新潟リョーシヨク・新潟国分(株)・(株)平喜
- ・(株)渡辺商店・ユアサ・フナシヨク(株)・(株)千葉リョーシヨク・国分フードクリエイト東京(株)
- ・常洋水産(株)・ヤマキ(株)・関東国分(株)・廣屋国分(株)・コンタツ(株)・(株)サンヨー堂・ストー缶詰(株)
- ・神奈川国分(株)・みのわ商事(株)

[東海支部] 5 企業

- ・東海国分(株)・(株)トーカン・(株)岐阜リョーシヨク・(株)昭和・(株)イズミック

[北陸支部] 5 企業

- ・カナカン(株)・(株)北陸リョーシヨク・北陸国分(株)・北陸中央食品(株)・石川中央食品(株)

[近畿支部] 9 企業

- ・加藤産業(株)・伊藤忠食品(株)・ヤタニ酒販(株)・(株)飯田・(株)飯田リョーシヨク・兵庫国分(株)
- ・(株)ヒメカン・カネトミ商事(株)・ケイ低温フーズ(株)

[中国支部] 7 企業

- ・藤徳物産(株)・西中国国分(株)・山陰国分(株)・東中国国分(株)・サンリック国分(株)・中村角(株)
- ・(株)和田又

[四国支部] 3 企業

- ・旭食品(株)・(株)四国リョーシヨク・四国国分(株)

[九州・沖縄支部] 1 2 企業

- ・コゲツ産業(株)・亀井通産(株)・平林食品(株)・長崎国分(株)・ヤマエ久野(株)・(株)竹之下
- ・(株)大分リョーシヨク・大分国分(株)・南九州国分(株)・(株)中九食品・九州加藤(株)・玉屋商事(株)

以上 7 8 企業

支 部 活 動

平成24年度 各支部総会及び研修会内容

-
- ・ 6 月 5 日 (火) 中国支部 総会及び研修会
講師 フロンティア・マネジメント (株) 代表取締役 松岡 真宏氏
「流通業の常識を疑え」
 - ・ 6 月 11 日 (月) 東北支部 総会及び賛助会員連絡会
 - ・ 6 月 14 日 (木) 東海支部 総会及び研修会
講師 フロンティア・マネジメント (株) 代表取締役 松岡 真宏氏
「流通業の常識を疑え」
 - ・ 6 月 15 日 (金) 関東支部 総会及び研修会
講師 農林水産政策研究所 上席主任研究官 薬師寺哲郎
「高齢化社会における食料を巡る諸問題」
 - ・ 6 月 15 日 (金) 近畿支部 総会
 - ・ 6 月 19 日 (火) 四国支部 総会及び研修会

講師 日本スーパーマーケット協会 専務理事 大塚 明氏
「シナリオ 2020 (2020 年のスーパーマーケット業界の課題と展望)」
 - ・ 7 月 4 日 (火) 北海道支部 総会及び研修会
講師 (株) オフィス はなわ 代表取締役社長 塙 昭彦氏
「リーダーは逆境にどう考え、行動するのか ～人生、全て当たりくじ～」
 - ・ 7 月 6 日 (金) 九州沖縄支部 総会及び研修会
講師 日本スーパーマーケット協会 専務理事 大塚 明氏
「シナリオ 2020 (2020 年のスーパーマーケット業界の課題と展望)」
 - ・ 7 月 12 日 (木) 北陸支部 総会
 - ・ 7 月 24 日 (火) 近畿支部 実務研修会
講師 ヒューマンコメディクス社長 笑伝塾 塾長 殿村 政明氏
「お客様の心を掴み、ゆるぎない信頼関係を築く営業コミュニケーション」
 - ・ 8 月 22 日 (水) 東海支部 研修会
講師 グラッツェミッレ 代表取締役 高塚 苑美氏
「クルマを売りたいなら、クルマの話はやめなさい！～成功率 8 割を超える営業の秘訣～」

講師 支縁塾 代表取締役 大谷 由里子氏
「大谷流『心の元気』の作り方～コミュニケーション力アップ～」
 - ・ 9 月 12 日 (水) 東海支部 商品研修会 (工場見学)
訪問先 伊賀越第二工場・クノール中部事業所
 - ・ 10 月 12 日 (金) 関東支部 商品研修会 (工場見学)

訪問先 サンヨー食品前橋工場・明治坂戸工場

・11月9日（金） 関東支部 経営実務研修会

講師 H&L リサーチ代表 有賀 泰夫氏

「日本の問屋は永遠なり」

・11月13日（火） 東海支部 研修会

講師 健康社会学者・気象予報士 河合 薫氏

「人生を決める！ワークバランス」

・11月19日（月） 近畿支部 研修会

講師 ミッションワン代表取締役 高田英男氏

「今、小売業が食品卸売業、メーカー期待するもの」

・11月22日（木） 北陸支部 経営実務研修会

講師 H&L リサーチ代表 有賀 泰夫氏 「日本の問屋は永遠なり」

・2月20日（水） 近畿支部 研修会

講師 PGA 認定ゴルファー 古市 忠氏 「がんばれる事への感謝」

・3月5日（火） 東北支部 経営実務研修会

講師 H&L リサーチ代表 有賀 泰夫氏 「日本の問屋は永遠なり」

各支部の総会内容

〔中国支部〕

中国支部総会を6月5日（火）15時よりホテルグランヴィア広島にて開催した。

中国支部事務局の磯田英之氏（中村角(株)）の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、ついで中国支部長の中村成朗氏（中村角(株)）が議長席に着いて、5月に行われた本部の定時総会についての報告を交えて開会の挨拶を行った。

その後議案の審議に入り、事務局から第1号議案 平成23年度事業報告書承認の件 及び第2号議案 平成23年度収支決算書承認の件を一括して説明審議し、監査報告を会計幹事店の吉村友昭氏（国分(株)中国支社）行い、拍手で承認された。

ついで第3号議案 平成24年度事業計画案承認の件 及び 第4号議案 平成24年度収支予算案承認の件も一括して事務局が説明し、全て原案通りこれも拍手で承認された。

続いて15時30分より会場を移して賛助会員も加わって合同研修会が開催された。

中村支部長の開会挨拶の後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を報告し、ついでフロンティア・マネジメント(株)代表取締役 松岡真宏氏が「流通業の常識を疑え」と題して講演された。

講演内容は、① 20年間で劇的に消費スタイルを変えた日本の消費者 ② 総合小売業で何が起きているのか ③ 総合小売業の再生の処方箋とは ④ 人口動態の見通し、中国における日本の流通業をどう見るか等であった。

終了後、懇親会を行い閉会とした。

〔東北支部〕

東北支部総会を6月11日（月）11時45分よりホテルモントレ仙台で開催した。

開会に先立ち東北支部長の堀内琢夫氏が（丸大堀内(株)）「昨年は東日本大震災の影響で総会の開催が遅い時期になってしまったが、本年は通常通り開催することが出来た」と開会の挨拶を行った。

その後事務局で副支部長である降幡 進氏（東北国分(株)）の司会進行で、まず定足数の確認を行い、そして支部長が議長席に着いて議事に入った。

第1号議案 平成23年度事業活動報告及び決算報告を副支部長が説明し拍手で承認された。

第2号議案 平成24年度事業活動計画及び予算について事務局が説明しこれも拍手で承認された。

第3号議案 役員改選に関する件について事務局案を説明し承認された。

その後経営情報交換会として奥山専務理事から一般社団法人への変更等について説明がなされた。

その後昼食をはさんで午後1時から賛助会員連絡会が開催された。

司会は引き続き、降幡 進氏（東北国分(株)）が担当し、最初に東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が「日食協はメーカーと卸のウイン・ウインの関係を構築する場」と開会の挨拶を行った。

ついで賛助会員を代表してハウス食品(株)仙台支店長の島村和宏氏が挨拶し「価値販売への転換」等について述べられた。この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、14時10分に閉会した。

平成24年度 東北支部 新役員名簿

支部長	堀内 琢夫	丸大堀内(株)	代表取締役社長
副支部長	降幡 進	東北国分(株)	代表取締役社長
会計監事	佐藤 淳	佐藤(株)	代表取締役社長

【東海支部】

東海支部総会を、6月14日（木）午後1時より名古屋観光ホテルに於いて開催した。

事務局の山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞）の司会進行で定足数を確認した後、東海支部長の永津邦彦氏（(株)トークン）が「日食協では様々な活動を行い卸業界の発展に取り組んでおり、東海支部も本部の成果を波及させていきたい」と開会の挨拶を述べた。

この後、支部長が議長席について議案の審議に入った。

議案内容

第1号議案 平成23年度事業報告書承認の件

第2号議案 平成23年度収支決算書承認の件

第3号議案 平成24年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成24年収支予算案承認の件

以上の各議案を審議承認した後、奥山専務理事が本部活動についての報告を行った。終了後、会場を変えて中部飲食料品問屋連盟と共催で講演会を開催した。

松岡真宏氏（フロンティア・マネジメント(株)代表取締役）を講師に「～流通業の『常識』を

疑え～」のテーマで行われ、豊富なデータによる多角的な分析で20年間で劇的に消費スタイルを変えた日本の消費者と今後の見通しについて講演した。

〔関東支部〕

関東支部幹事会が6月15日（金）午前11時30分より東京大手町レベル21東京會館に於いて定時総会に先立ち開催された。

関東支部の田中茂治氏（（株）日本アクセス）の司会進行で午後に行われる総会の議案内容について確認後、幹事全員が挨拶を含めて業界に近況について意見を述べた。

その後13時より定時総会が行われた。

当日の内容を議事録に以下に掲載する。

出席状況 会員49社中 出席22社 委任状27社 計49社定刻 奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭 田中茂治関東支部長（（株）日本アクセス）が、本日のご参集と日頃の弊協会へのご協力に対して御礼を述べたのち、次に様に言葉を続けた。

「日本加工食品卸協会は昭和52年5月に設立され今年で35年目を迎え、本年度は公益法人制度改革に則り、名称も”一般社団法人日本加工食品卸協会”に改め、135社の会員と109事業所、及び賛助会員132社、団体賛助会員3社の合計372の企業及び事業所にて構成されている卸の全国唯一の団体であり、北は北海道から九州・沖縄まで全国9支部にて活動している。その中で、会員卸49社と33の事業所会員を傘下に持つ最大の支部であるこの関東支部が活性化していくことが、日食協発展のベースになることを認識し活動を続けている。

平素の活動として、4つの継続調査事業（①物流コスト・②返品調査・③在庫回転日数調査・④物流動向調査）の取りまとめを行う。

更に本年の課題として

①昨年に引き続き電力節電抑制策の推進 ②消費税の増税については価格転嫁の確保とインボイス制度を伴う複数税率の導入を行わないことを主張していく事また、BMSとかBCPというように一企業毎の対応が困難な課題については、賛助会員の皆さまから力強いご支援をいただきながら、“製・配・販”三層が一体となった連携をより一層強化するために、川中である卸が何をすべきかというテーマに大胆に挑戦して行く所存なのでご協力をよろしくお願いしたい。

なお、定時総会終了後は農林水産省の薬師寺上席研究官の“高齢化社会における食料をめぐる諸問題”というテーマで特別講演会も有るので、最後までおつきあい下さい。」と挨拶された。

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約第9条により、田中支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、コンタツ株式会社 三角 殿と、株式会社升喜 秋庭 殿を指名し、承認され、議事に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告に関する件

第2号議案 平成23年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月24日（木）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報Vol.174号を資料として次の如く報

告を行った。

1. 本部活動

- ・事業活動報告
- ・公益法人制度改革への対応について

2. 関東支部活動

- ・事業活動概況、
- ・関東支部流通業務委員会活動報告。
- ・関東支部の収支決算（前期繰越額 928,489円、当期収入合計 1,200,167円当期支出合計 1,817,383円、次期繰越収支差額 311,273円、各予算費と内容概要）。

事務局は、会計監事の吉田学文氏（明治屋商事㈱）から統合再編により交替の申し出を受けたこと、替わって伊藤忠食品㈱の神保敏郎氏に会計監事として代理監査を受けたことを報告し、本日の会員参加者から了承を得る。

ここで議長は、会計監事代理の神保氏に監査結果を報告するよう要請した。

神保会計監事代理は「会計監事の代理という事で、5月28日（月）に監査を行い、全てに正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成24年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成24年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額 311,273円、当期収入合計 1,501,000円、当期支出合計1,560,000円、予備費 50,000円、次期繰越額 202,273円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 役員改選の件

議長は事務局に内容を説明するよう要請。

事務局より、本年は役員改選時期のため、事前にご意向を確認致しましたところ、会社人事の都合で一部役員から交替の申し出を受けたことを説明。

本日、総会前の幹事会において、後任者案も含めて承認を得たことを報告し、同時に総会資料に基き役員案を読み上げ、その場で拍手をもって承認された。また被選任者全員もその就任を承諾する。

第6号議案 その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが、無かったので、事務局側から報告事項が有ったら説明するよう要請。

事務局は、この度の法人格変更による改定内容、及びそれに係る規約の修正部分について、資料に則り説明し、拍手をもって承認を得た。

加えて、消費税の増税に関する件、更に今夏の電力需要抑制対策について、日食協としての考え、ポイント等を説明する。

最後に議長は、本日の全ての審議事項が滞りなく終了した事を告げ、14時15分に総会は終了した。

定時総会終了後に、農林水産省の研究機関農林水産政策研究所の上席主任研究官 薬師寺哲郎氏をお招きして「高齢化社会における食料をめぐる諸問題 ～ 食料消費・食生活・食料購入～」というテーマで特別講演会を開催した。

平成24年度 関東支部 新役員名簿

役 員	社 名	役 職	氏 名	備考
支部長	(株)日本アクセス	代表取締役社長	田 中 茂 治	
副支部長	国分(株)	執行役員広域・関東統括部長	内 藤 悟	
副支部長	廣屋国分(株)	代表取締役社長	関 口 信 彦	
副支部長	三井食品(株)	執行役員営業本部副本部長兼酒類統括部長	竹 下 修	
副支部長	(株)サンヨー堂	代表取締役社長	宗 像 善 昌	
副支部長	三菱食品(株)	常務執行役員関東支社長	中 村 稔	
会計監事	伊藤忠食品(株)	東日本営業本部営業第一部部長	神 保 敏 郎	
幹事	日本酒類販売(株)	代表取締役社長	松 川 隆 志	
幹事	(株)ヤグチ	商品部部長	後 藤 毅	
幹事	コンタツ(株)	物流統括部部長	三 角 悦 雄	
幹事	(株)升喜	商品政策部部長	秋 庭 修	
幹事	(株)新潟リョーショク	代表取締役社長	花 村 昭 男	
幹事	(株)マルイチ産商	取締役執行役員食品事業部長	原 田 文 彦	
幹事	横浜乾物(株)	代表取締役社長	斉 藤 米 造	
幹事	関東国分(株)	代表取締役社長	大久保徳政	
幹事	ヤマキ(株)	代表取締役社長	山 口 茂	
幹事	ユアサ・フナシヨク(株)	代表取締役会長	上 田 弘	
幹事	武田食品(株)	取締役部長	田 村 悟	
幹事	常洋水産(株)	営業本部長	増 子 幸 吉	
幹事	群馬県卸酒販(株)	代表取締役社長	萩 原 哲 夫	
常任幹事	日食協	専務理事	奥 山 則 康	

平成23年度新物流コスト実態調査(平成23年4月～平成24年3月)

－一般社団法人 日本加工食品卸協会 関東支部流通業務委員会－

関東支部流通業務委員会は、平成23年度を対象とする物流コストについて、9月に実態調査を行い、関東支部流通業務委員企業10社から回答をいただいた。その中で特に常温加工食品のウエイトの高い4社（加藤産業、サンヨー堂、日本アクセス、三菱食品）について別途集計、分析を行った。担当は、亀山 猛氏（日本酒類販売（株））。

デフレ経済を背景に平均ケース単価が更に下落したことを受け、物流コストの削減をより一層推進し、全項目で低下した。ケース単価が2,454円（前年度比34円減）と低迷したのに伴い、ケースあたりの物流コスト（センターフィを除く）が、110.79円（23.8円減）、物流コスト比率は4.55%（0.86%減）にそれぞれ低減した。

物流コストの内訳は、データ処理費8.48円（4.12円減）、設備費22.13円（6.05円減）、流通課工費34.02円（1.13円減）、配送費46.16円（12.47円減）。全項目が減しているが、中でも配送費の2桁ダウン（12.5%減）が目を引く。

この他支払いセンターフィの支出があり、これを含めて物流コスト全体の管理が求められるが、販売チャネルの構造的変化から、支払いセンターフィが物流費全体に占める割合は徐々に増加傾向にある。

[平成23年度常温加工食品のケース単価及び物流コスト]

物流コスト	平成23年度			平成22年度			平成21年度			平成20年度		
	金額 (円)	比率 (%)	構成比 (%)	金額 (円)	比率 (%)	構成比 (%)	金額 (円)	比率 (%)	構成比 (%)	金額 (円)	比率 (%)	構成比 (%)
ケース単価	2,454円			2,488円			2,587円			2,667円		
データ処理料	8.48	0.35	7.7	12.6	0.51	9.4	10.13	0.39	7.6	11.48	0.43	9.3
設備費	22.13	0.91	19.9	28.18	1.13	20.9	23.99	0.93	18.1	22.59	0.85	18.2
流通加工費	34.02	1.40	30.7	35.15	1.41	26.1	35.87	1.38	27.1	33.76	1.26	27.2
配送費	46.16	1.89	41.7	58.63	2.36	43.6	62.57	2.42	47.2	56.21	2.11	45.3
合計	110.79	4.55	100.0	134.56	5.41	100.0	132.56	5.12	100.0	124.04	4.65	100.0

回答用紙【問1-A】 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

対象全10企業単純平均

拠点数 = (80)

対象商品：常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く

対象期間：平成23年 4月～24年 3月までの1年間（または直近決算月の1年間）

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	60,672,723千円	
倉出売上数量	21,198,254C/S	
倉売上返品数量	78,579C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,044.1円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	56.81%	63.46%
酒類(ビール含む)	43.19%	36.54%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS）	77.32%	78.77%
CVS	4.36%	5.55%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	10.15%	8.51%
その他（外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等）	8.17%	7.17%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	47.08%	45.74%
センター納品（TC分）	52.92%	54.26%

II. 物流コスト

拠点数 = (80)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	14.85円	0.49%
設備費	22.62円	0.75%
流通加工費	48.71円	1.61%
配送費	53.40円	1.76%
小計	139.58円	4.61%
支払センターフィー(TC分)		
合計	139.58円	4.61%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合はー表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、願います。

※5 I. 基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)

※6 I. 基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。

※8 II. 物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かず算出願います。

※9 II. 物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。

(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

回答用紙【問1-A】 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

食・酒汎用6企業単純平均

拠点数 = (54)

対象商品：常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く

対象期間：平成23年 4月～24年 3月までの1年間（または直近決算月の1年間）

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	60,719,559千円	
倉出売上数量	17,986,357C/S	
倉売上返品数量	63,490C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,437.2円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	28.79%	39.61%
酒類(ビール含む)	71.21%	60.39%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS）	78.27%	82.00%
CVS	0.19%	0.17%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	16.30%	13.62%
その他（外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等）	5.24%	4.21%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	55.41%	54.39%
センター納品（TC分）	44.59%	45.61%

II. 物流コスト

拠点数 = (54)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	19.10円	0.57%
設備費	25.05円	0.77%
流通加工費	58.51円	1.79%
配送費	58.22円	1.77%
小計	160.88円	4.89%
支払センターフィー(TC分)		
合計	160.88円	4.89%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合はー表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、願います。

※5 I.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)

※6 I.基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。

※8 II.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かず算出願います。

※9 II.物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

回答用紙【問1-A】 FAX送信先 03-3241-1469

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会 資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】

加食中心4企業単純平均

拠点数 = (26)

対象商品：常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く

対象期間：平成23年 4月～24年 3月までの1年間（または直近決算月の1年間）

I. 拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	60,602,469千円	
倉出売上数量	26,016,100C/S	
倉売上返品数量	101,213C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,454.48円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	98.86%	99.23%
酒類(ビール含む)	1.14%	0.77%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS）	75.87%	73.92%
CVS	10.62%	13.61%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	0.93%	0.86%
その他（外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等）	12.58%	11.61%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	34.58%	32.77%
センター納品（TC分）	65.42%	67.23%

II. 物流コスト

拠点数 = (26)

項目	ケース当り金額	売上単価比率
データ処理費	8.48円	0.35%
設備費	22.13円	0.91%
流通加工費	34.02円	1.40%
配送費	46.16円	1.89%
小計	110.79円	4.55%
支払センターフィー(TC分)		
合計	110.79円	4.55%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。

※2 II 物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。

※3 各項目で対象外の場合はー表示、数字がゼロの場合は0表示願います。

※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、願います。

※5 I.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式 倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)

※6 I.基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流に係る数値を入力して下さい。

※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。

※8 II.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かず算出願います。

※9 II.物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)

※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

平成24年度返品実態調査報告(対象期間:平成24年5月～9月)

流通業務委員会

平成24年5～9月までの5ヶ月間の返品実態調査を実施し、その調査対象として関東支部 流通業務委員会の企業計10社で、その集計と分析を行いました。(担当:三菱食品(株) 小松充明)

【TOTAL】

売上金額は平成24年2,302億(前年1,510億円)と前年比で52.45%大幅増となっており、今年から1社増えた影響がかなり大きいことを示している。(22年11社⇒23年9社⇒24年10社 1社増)

この大幅増により、当調査内容も更に現実味を帯びてくるものと考えます。

返品率は0.42%⇒0.31%と0.11%減少傾向にはあるが、一般商品を除くPB、ギフト商品はその一方で増えている。

※一般商品

3カテゴリーの93%を占める一般商品は0.25%⇒0.16%と0.09%減となり、他2カテゴリーの返品率(PB商品0.37%→0.48%、ギフト1.95%→2.62%)は増加するも、分母が大きい為、全体的には押し下げる形となった。

※PB商品

PB商品に至っては、売上金額前年比558%と飛躍的な伸びを示している。

※ギフト商品

ギフト商戦は、7月冷夏による天候不順に加え、値引の抑制を狙って同業他社がセールを本格展開する時期を7月初旬から中旬に遅らせる傾向があり、セール目当ての来店客が減少したことにより、中元商品の販売が期間中苦戦する形となった。

【S M】

売上金額は平成24年2,207億(1,413億と前年比)56.11%増。

※一般商品

売上金額は平成24年2,120億(1,328億と前年比)59.68%増。

一般商品の返品率は0.20%⇒0.13%～0.07%減少している。

※PB商品

PB商品は一般商品の返品率と比較すると高く、0.20%⇒0.38%へ増加。

※ギフト商品

ギフトも天候不順、デフレ傾向により売上が伸び悩んだことが影響し、返品率も0.91%⇒1.38%と増加。

但し百貨店に対抗する為、催事期を長く取り、その分返品時期も9月に集中している。

【百貨店】

売上金額は一社増えているにも関わらず、94 億円と昨年の 96 億より下回った。

※一般商品

百貨店の売上金額に占める一般商品は 24%、前年対比 19.83%増であるが、返品率も 3.19%⇒3.48%と増加傾向。

※PB 商品

PB 商品の返品は 1.75%⇒4.64%と大幅悪化。

※ギフト商品

ギフトが総売上額の 75%を占めているが、前年対比 93%となっており、返品率も 3.06%⇒3.68%と悪化。

ギフト商戦の低迷要因は、【TOTAL】の※ギフト商品コメントと同様。

今年の傾向として、中元商戦に対する出荷額は、6～7 月に集中している点では変わりはないが、返品に関して通年 8～9 月での返品となるが、数値からみても 8 月に見切りを付け早期返品してくる傾向が窺われる。

卸からメーカーへの加工食品返品は 2010 年度で 1,139 億円分と出荷額の 1%。

当調査における関東エリアでの得意先からの返品率 0.31%に、卸の未出荷商品の返品も加えると上記数値に近い状況であると考える。

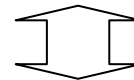
但し、卸からメーカーに対し返品不可の対象額も相当あり、これがカウントされていない為、実際の返品率(小売⇒卸⇒メーカー)はもっと高い。

返品が発生する事由としては、下記項目が挙げられる。

小売業

- ・ 納品、店舗時の破汚損
- ・ 店頭販売残(特売、催事、定番カット)
- ・ 店舗発注ミス
- ・ 改廃時期、カット残
- ・ 販売期限超過商品

返品、廃棄商品の発生⇒
スペースの圧迫、仕分・処理コスト増大



発注精度の向上

卸売業（返品を抑制する為の取組み）

- ・ 庫内、納品時の汚破損⇒庫内整理、積み付け、納品迄の物流品質維持
 《社内体制の強化》
 - ・ 在庫残→欠品防止の為の余剰在庫⇒物流部署⇔営業部署、小売業との情報連携を深化させた
 取組み強化により、在庫の適正化図る。
 - ・ カットアイテムが多数発生する改廃時期。⇒営業部署から連絡漏れのないよう管理強化(カ
 ット連絡は新規導入に比べ疎かになりがちで継続して発注し、ムダな在庫となる)
- ※改廃、季節、ギフト商品

- ・最近は得意先 PB 商品拡大路線による NB、自社 PB カットも要因に挙げられる。
- ・得意先単位商品別の在庫量見直しが必要。(社内分析、発注担当者別に精度向上を目指す)。
発注、予測読み違い⇒部署、得意先単位での検証
- ・返品ワースト企業の改善
- ・無返品契約の推進

→ 鮮度管理基準による庫内 NG 在庫(出荷不可)の発生…発注精度の見直し、営業部署との連携

メーカー

メーカー回収品(異物混入、賞味期限他成分誤表示など、誤出荷品)
需要供給の見込み違いによる過剰生産

→ 食品鮮度ルール緩和に対する記事が多く取りあげられている。(2012 年 10 月 28 日読売新聞)
東日本大震災以降、消費者意識が変化! ムダの抑制、もったいないという意識が更に高まっている。

大手約 40 社が参加する「製配販連携協議会」 経済産業省主導で発足。



1/3 のルール緩和、賞味期間の延長検討(例: 缶詰 3 年→5 年)

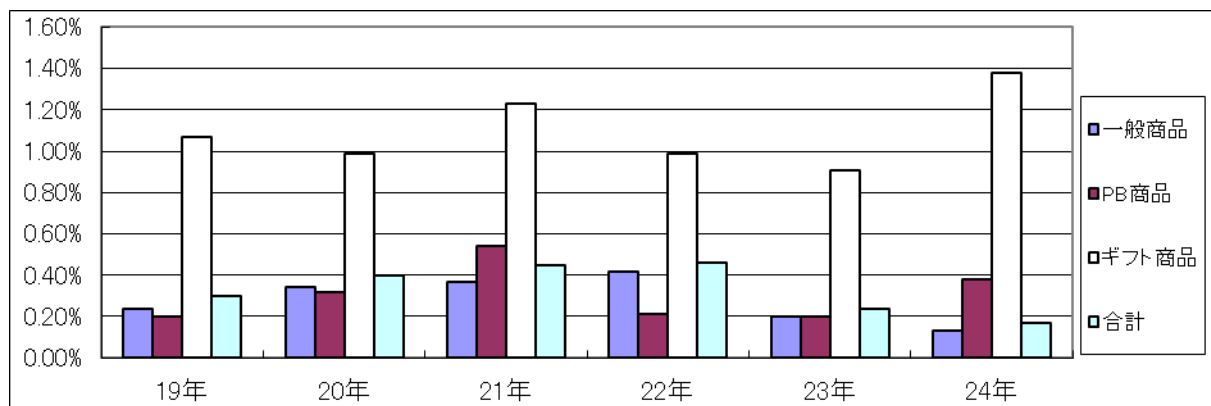


今後の返品、廃棄削減に対する期待効果大。
業界あげて協力、連携体制を取り、改善に取り組んでいく。

業態別・返品率 6 年の推移

スーパー用

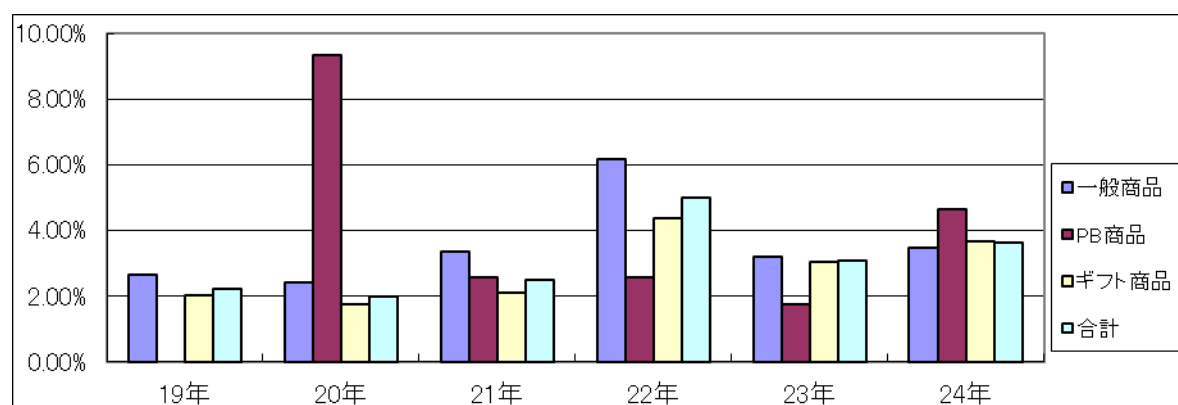
	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
一般商品	0.24%	0.34%	0.37%	0.42%	0.20%	0.13%
PB 商品	0.20%	0.32%	0.54%	0.21%	0.20%	0.38%
ギフト商品	1.07%	0.99%	1.23%	0.99%	0.91%	1.38%
合計	0.30%	0.40%	0.45%	0.46%	0.24%	0.17%



22 年度から全体的にみると返品率は減少に転じ、昨年の東日本大震災の影響もあり、消費者意識は変わりつつある。しかし本年は PB、ギフト商品に限ってみると割合は小さいが、返品率が悪化に転じている。

百貨店用

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
一般商品	2.65%	2.40%	3.37%	6.19%	3.19%	3.48%
PB 商品	—	9.33%	2.57%	2.57%	1.75%	4.64%
ギフト商品	2.02%	1.77%	2.11%	4.38%	3.06%	3.68%
合計	2.22%	1.98%	2.49%	4.99%	3.08%	3.64%



23 年度減少するも、本年 3 カテゴリーとも前年比で悪化しており、百貨店業態の販売が苦戦。

平成24年度 在庫回転日数調査(平成24年1月～12月)

「平成24年度の在庫回転日数調査」を実施し2月に分析報告を行った。
担当は、加藤由人（伊藤忠食品㈱）。調査対象は、関東支部流通業務委員会企業10社。
拠点数は69拠点（前年75拠点）で関連する項目についてアンケート調査を実施した。

●年間平均在庫回転日数について

年間倉出金額・10社合計（前年企業数＝10）

（単位：億円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	3,091	3,212	△122	96.2%
酒類	1,997	1,981	16	100.8%
合計	5,087	5,193	△106	98.0%

年間平均在庫金額・10社合計（前年企業数＝10）

（単位：億円）

	本年	前年	増減	前年比
食品	94.3	95.5	△1.1	98.8%
酒類	51.4	45.6	5.8	112.8%
合計	145.8	141.1	4.7	103.3%

年間平均在庫日数

平均在庫日数＝倉出金額÷在庫金額×365日より算出

	本年	前年	増減	前年比
食品	11.5	10.8	0.7	106.5%
酒類	10.3	8.4	1.9	122.6%
平均	10.5	9.9	0.6	106.1%

食品は、前年より倉出金額・在庫金額共に減少しているが、在庫日数は0.7日増加している。
酒類は、前年より倉出金額・在庫金額共に増加し、在庫日数は大幅に1.9日増加している。全体的には酒類の在庫日数の増加が影響し0.6日増加している。

※2企業について、月末在庫評価指標から3旬平均在庫評価指標に変更した事も影響する。

	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度
食品	11.5日	10.8日	10.8日	10.3日	10.3日
酒類	10.3日	8.4日	7.4日	7.6日	7.5日
合計	10.5日	9.9日	9.2日	9.0日	8.9日

過去5年間の在庫日数の推移を見てみると、H24年度が食品・酒類共に最大日数である。

カテゴリー別に前年比較を行うと、食品は10企業中平均在庫回転日数が短縮出来たのは4社、長期化したのは6社、酒類は7社中平均在庫日数が短縮出来たのは3社、長期化したのは4社である。

酒類の年間平均在庫日数の増加の要因の一部として、ビール・発泡酒・第三のビール等のアイ

テムの多様化が考えられる。

食品・酒類合計で見ると改善出来たのが3社、長期化したのが7社。

●坪当たり倉出金額・在庫金額について

坪当たり倉出金額

(単位：千円)

	本年	前年	増減	前年比
食品	51,183	50,913	270	100.5%
酒類	44,631	46,107	△1,476	96.8%
平均	57,332	57,457	△125	99.8%

坪当たり平均在庫金額

(単位：千円)

	本年	前年	増減	前年比
食品	1,533	1,480	53	103.6%
酒類	1,740	1,496	244	116.3%
平均	1,600	1,486	114	107.7%

坪当たり倉出金額は、前年比 99.8%となっているが坪当たり平均在庫金額は前年比 107.7%と大きく増加している。

対象拠点・総坪数（参考）

(単位：坪)

	本年	前年	増減	前年比
食品	61,548	64,490	△2,942	95.4%
酒類	29,541	30,474	△933	96.9%
平均	91,089	94,964	△3,875	95.9%

坪当たりの平均在庫金額の増加は、センター統廃合効果（坪数＝△3,875 坪）が影響していると思われる。（食品・酒類で在庫場所を明確に区分けし坪数内訳を把握している企業は少ないと推察し、カテゴリー別の数値は参考までとする。）

平成24年度在庫回転日数調査結果

調査項目		平成24年度			前年との比較				平成23年度		
		企業数	対象拠点 69		対象拠点 ー6				企業数	対象拠点 75	
			単純合計 値	該当企業 平均値	単純合計 値	前年比 %	該当企業 平均値	前年比 %		単純合計 値	該当企業 平均値
年間倉出金額 ＜百万円＞	食品	10	309,054	30,905	-12,172	-3.8%	-1,218	-3.9%	10	321,226	32,123
	酒類	7	199,653	28,522	1,568	0.8%	224	0.8%	7	198,085	28,298
	合計/平均	10	508,707	50,871	-10,604	-2.0%	-1,060	-2.1%	10	519,311	51,931
年間平均在庫金額 ＜百万円＞	食品	10	9,434	943	-113	-1.2%	-12	-1.3%	10	9,547	955
	酒類	7	5,141	734	582	12.8%	83	11.3%	7	4,559	651
	合計/平均	10	14,575	1,458	468	3.3%	47	3.2%	10	14,107	1,411
年間平均在庫日数 ＜日＞	食品	10	115.0	11.5	7.0	6.5%	0.7	6.1%	10	108.0	10.8
	酒類	7	72.0	10.3	6.0	9.1%	1.9	18.3%	7	66.0	8.4
	平均	10	105.0	10.5	5.0	5.0%	0.6	5.7%	10	100.0	9.9
坪当たり倉出金額 ＜千円＞	食品	10	51,183	5,118	270	0.5%	27	0.5%	10	50,913	5,091
	酒類	7	44,631	6,376	-1,476	-3.2%	-211	-3.3%	7	46,107	6,587
	平均	10	57,332	5,733	-125	-0.2%	-13	-0.2%	10	57,457	5,746
坪当たり在庫金額 ＜千円＞	食品	10	1,533	153	53	3.6%	5	3.3%	10	1,480	148
	酒類	7	1,740	249	244	16.3%	35	14.1%	7	1,496	214
	平均	10	1,600	160	114	7.7%	11	6.9%	10	1,486	149

□内の数字は在庫金額÷倉出金額×365(単純平均せず)

平成 24 年度 備車及び物流動向調査 分析結果

〈複数回答有〉(10 社回答)

1. 備車動向

1) 前提

- ①対象物流センター数 84 ヶ所(23 年 89 ヶ所) (・増加 0 社・変化なし 7 社・減少 3 社)
- ②契約運送会社数 66 社(同 69 社) (・増加 2 社 ・変化なし 7 社 ・減少 1 社)
- ③出入り運送会社数 132 社強(同 130 社強) (・増加 0 社・変化なし 5 社・減少 5 社)

※ 実際に入出入りしている運送会社数は、一部把握困難な場合がある。

★増加はセンター数 1 社・契約運送会社 2 社のみ。減少・変化なしの回答が多い。

2) 契約形態

- ・ 配送：車建て 6 社 (例：2t 車 22,000 円/日)
- ・ 配送：個建て 2 社
- ・ 配送・倉出売上金額比率 5 社 (例：1.40～1.67%)
- ・ 包括契約（1c/s 当り） 1 社 (例：平均 130 円)
- ・ 包括契約（売上比率） 5 社 (例：2.5%、2.77%)

契約形態の種類数

3 種類 3 社 2 種類 3 社 1 種類 4 社

★複数の契約形態を選択している企業が半数を超える。

3) 契約単価について

- ① 今年度の結果 コストアップ 1 社 据置 5 社 コストダウン 4 社
(コストアップ率は+2.0%、コストダウン率は▲0.03%～▲5%と幅あり)

② 物量・支払運賃

前年対比	物量	支払運賃
90%未満	1 社	1 社
90%以上－95%未満	1 社	0 社
95%以上－100%未満	3 社	5 社
100%以上－105%未満	3 社	4 社
105%以上－110%未満	2 社	0 社
110%以上－115%未満	0 社	1 社
115%以上－120%未満	1 社	0 社

10 社平均は物量 97.5%・支払運賃 96.0%

※物量と支払運賃の相関関係

- (傾向 1) 物量の伸長＞支払運賃伸長 6 社
- (傾向 2) 物量と支払運賃がほぼ比例 1 社
- (傾向 3) 物量伸長＜支払運賃伸長 3 社

★物量の変化に対応して、支払運賃のコントロールができていく傾向が見える。

③ 次年度のコスト予測 コストアップ 1社 据置 7社 コストダウン 2社

★据え置きが大勢となった。

2. 物流動向

1) コストアップ要因

コストアップ要因	回答数
・燃料高騰	2
・駐車取締り強化	1
・重量規制強化	1
・運転手及び作業員の確保	2
・料金の値上げ交渉	3
・派遣社員の比率拡大	
・物流業者変更	
・機械化及び IT 化	1
・改正省エネ法の対応	
・その他	

★料金の値上げ交渉によるコストアップが 3 社と多い。

2) コストダウン要因

コストダウン要因	回答数
・拠点統合	5
・業務外部委託	1
・物流業者変更	2
・取引先整理	3
・取扱商品整理	1
・機械化及び IT 化	
・在庫管理改善	3
・人員整理	2
・要員配置転換	1
・管理者交代	
・倉庫内改装	
・構内整理	
・料金の値下げ交渉	3
・派遣社員の比率拡大	
・その他	

★拠点統合による合理化、取引先整理や在庫管理改善による効率化推進、料金値下げ交渉と様々な施策を打っていることが伺える。

3. 平成 25 年度に抱えている問題点・改善点

- ① 拠点統廃合
 - ・拠点再配置による合理化・効率化、物流受託による横持ち運賃の削減
 - ・配送効率の高い得意先を他に移管したため、配送費上昇。
- ② センター納品
 - ・量販店 DC・TC センター開設による汎用センターの出荷金額の減少
 - ・拠点統廃合、配送エリア拡大による配送費アップの懸念
- ③ 庫内作業関連
 - ・庫内作業の煩雑化（バラ出荷の増加や納品時間指定等）によるコストアップも想定され、料金の値上げ機会が増加する
 - ・出荷期限切れ商品の処理（在庫スペースの圧迫・不良品倉庫から良品倉庫への移動処理の煩雑さ）
- ④ 運賃値上げの懸念
 - ・基幹汎用拠点の物流の減少により物流経費率のアップが懸念
 - ・燃料高騰による影響
 - ・売上比率の包括契約では、商品単価の下落に伴ない委託業者の収入減が想定され、料金改定（値上げ）の交渉が増加する
- ⑤ その他
 - ・拠点再配置による配送要件の整理、見直し
 - ・業務提携による効率向上

以上のように物流全体の効率化・改善がみられる一方、さまざまな問題点も散見される。

以上

（2013 年 3 月・㈱サンヨー堂 柳澤信夫）

[近畿支部]

6 月 15 日（金）午後 1 時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催された。

支部総会は、事務局の二井康文氏（伊藤忠食品(株)）の司会進行で始まり、最初に近畿支部長の濱口泰三氏（伊藤忠食品(株)）が、「昨年の東日本大震災では、食のライフラインとして卸の機能・役割が再確認された。外部環境は依然厳しいが、環境変化に迅速に対応し、価値提供していかなければならない。」と開会のあいさつを述べた。

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長が議長席に着き議案審議に入った。

第 1 号議案 平成23年度事業報告に関する件

第 2 号議案 平成23年度収支決算報告に関する件

第 3 号議案 平成24年度事業計画（案）に関する件

第 4 号議案 平成24年度収支予算（案）に関する件

第 5 号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

以上の内容を事務局が報告し、決算監査報告を山下 明氏（五大物産(株)）が行い、いずれも拍手で承認され閉会となった

平成24年度 近畿支部 新役員名簿

支部長	伊藤忠食品株式会社	代表取締役	濱口泰三
副支部長	加藤産業株式会社	常務取締役	小林隆夫
会計監事	五大物産株式会社	代表取締役社長	角田勇吉
幹 事	株式会社ヒメカン	代表取締役社長	清水昌樹

〔四国支部〕

四国支部役員会が6月19日（火）午前11時30分より、リーガホテルゼスト高松に於いて四国支部総会に先立ち開催された。

総会における議案内容の確認が主要な議案であるが、四国支部における今後の新たな事業活動についても具体的に意見交換が行われた。

昼食後12時30分より賛助会員も加わって四国支部の総会が開催された。

最初に、事務局の渡辺国雄氏（旭食品(株)）が本日の予定と配布資料の確認、定足数の報告を行った。

ついで四国支部長の竹内克之氏（旭食品(株)）が開会の挨拶を述べた。

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、事務局が以下に議案について説明を行い全て原案通り拍手で承認された。

議案内容

第1号議案 平成23年度事業報告並びに会計報告

第2号議案 平成24年度収支予算の件

第3号議案 その他

その後、奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行った。

終了後、講演会に移り、日本スーパーマーケット協会 専務理事 大塚 明氏が「シナリオ2020～2020年のスーパーマーケット業界の課題と展望」というテーマで講演された。

〔北海道支部〕

7月4日（火）14時30分より京王プラザホテルに於いて支部総会に先立ち常任幹事会を開催した。主要議題としては、この後行われる総会の議案の確認であったが、事務局体制の交替、今秋に予定する海外視察研修等について打ち合わせを行った。

15時から定時総会並びに日食協懇談会が開会され、事務局の菊地弘祐氏（スハラ食品(株)）の司会進行で最初に支部長の村山圭一氏（スハラ食品(株)）が「少子高齢化に対応して地域密着型の小売業やCVSが成長している」と市場環境を交えて開会の挨拶を述べた。

ついで事務局が定足数の確認を行って、議案の審議に入った。

第1号議案 平成23年度 支部事業活動報告に関する件

第2号議案 平成23年度 支部決算報告及び監査報告に関する件

以上を一括して事務局が報告し、監査報告を星 正寿氏（三菱食品(株)）が行い、拍手で承認された。続いて第3号議案 平成24年度 支部事業計画（案）

第3号議案 平成24年度 支部事業計画（案）

第4号議案 平成24年度 支部事業予算（案）

以上を一括して事務局が報告し、拍手で承認された

ついで支部活動状況報告をWGメンバー代表の吉田潤一氏（三菱食品(株)）が行い、清水道博氏（日本アクセス北海道(株)）がベトナム研修についての報告を行って、最後に奥山専務が「日食協本部活動報告」を述べた。

休憩後講演会に移り、講師に埴 昭彦氏（(株)7&I・ホールディングス顧問(株)オフィス はなわ 代表取締役社長 一般財団法人 徳育経営研究所 理事長）をお招きして「リーダーは逆境にどう考え、行動するのか～人生、全て当たりくじ！～」という演題で「桃太郎から学ぶリーダー論」等を講演された。

終了後懇親会が行われ、開会挨拶を賛助会員世話人を代表して平山賢司氏（北海道味の素(株)）が行って開宴し、中締めを副支部長の平野喜久夫氏（日本アクセス北海道(株)）が行って閉会した。

[九州沖縄支部]

7月6日（金）午前11時より、ANAクラウンプラザホテルに於いて、九州沖縄支部の第64回幹事会が開かれた。

主要な議題は午後で開催される定時総会に向けての議案内容の確認であったが、役員改選や今後の事業活動等について幅広く意見交換を行った。

昼食後、午後1時から第35回定時総会が開催された。

事務局の白土恵一氏（コゲツ産業(株)）の司会進行により、最初に定足数の確認を行って総会成立の報告を行った後、副支部長の出森義人氏（ヤマエ久野(株)）が開会の言葉を述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が「卸機能が豊かな消費を支えている」と開会の挨拶を行った。

この後本村支部長が議長席に着いて、議事録署名人を指名して議案の審議に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告並びに収支決算書承認の件

第2号議案 平成24年度事業計画並びに予算案承認の件

1、2号議案を一括して事務局が説明し、会計監事の梶山尚志氏（三井食品(株)）が監査報告を行って、拍手で承認された。続いて

第3号議案 任期满了に伴う役員改選に関する件は、全員重任することが承認された。

第4号議案 ①取引慣行改善に係る地域活動の実態報告については、福岡地区協議会の中村康裕氏（ヤマエ久野(株)）が報告した。

【福岡地区協議会活動報告】

定期会を11企業で2ヶ月に1回開催

1. 返品問題について

各卸から、お客様へ返品削減のお願いを継続して実施。昨年福岡地区協議会メンバーにて各社の返品率検証調査を行う。結果、2010年度に対し0.002%～0.07%の改善がみられた。

しかしながら業態別ではドラッグストアの返品率が、低いところで1.29%、高いところで4.6%と過去の日食協の調査の九州平均の0.6%を大幅に上回っている結果となる。福岡地区協議会にて、返品に対するガイドライン的なものを作成し各卸が、共通認識のもと返品削減要請を継続して行うようにした。

2. センターファイについて

新たに新設される共配センターに関しては、福岡地区協議会で設定したガイドラインを基準として設定していくことを共通の認識とする。

3. 労務提供に関して

現在一部の量販店、ドラッグ、CVSにおいて労務の提供について対価が支払われているが、中には自社内で卸、メーカーに要請せずに対応している企業もあり、まだまだ対応がバラバラであり今後も継続して意見交換を進める。

最後に②商品展示特売の本年自粛の継続については、今年度も継続して自粛とすることを承認し、13時50分に総会を終了した。

その後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、14時40分からは日本スーパーマーケット協会 専務理事大塚 明氏を講師に「シナリオ2020～2020年のスーパーマーケット業界の課題と展望～」という演題で特別講演会が行われた。

平成24年度 九州・沖縄支部新役員 幹事会 名簿

役員他	社 名	役 職	出席者氏名
支 部 長	コゲツ産業(株)	代表取締役社長	本 村 道 生
副支部長	ヤマエ久野(株)	取締役会長	出 森 義 人
会計監事	三井食品(株)	執行役員九州支社長	有 吉 朗
幹 事	伊藤忠食品(株)九州・中国支店	支店長	魚 住 直 之
幹 事	国分(株)九州支社	九州支社長	玉 置 信 一
幹 事	加藤産業(株)九州支社	取締役九州支社長	破 魔 重 美
幹 事	(株)日本アクセス九州支社	常務執行役員九州支社長	西 村 武
幹 事	三菱食品(株)九州支社	執行役員九州支社長	長 澤 秀 人
幹 事	旭食品(株)九州中央支店	支 店 長	福 井 良 臣
幹 事	亀井通産(株)	代表取締役社長	築 城 初 實
幹 事	(株)立石	代表取締役社長	立 石 善 一 郎

幹 事	佐賀食品(株)	代表取締役社長	藤 井 昇
幹 事	下 田 商 事 (株)	代表取締役社長	下 田 弥 吉
幹 事	(株) 三 久 食 品	代表取締役社長	阪 本 恒 徳
幹 事	(株) 隅 倉	代表取締役社長	隅 倉 啓 造
幹 事	南九州国分(株)	代表取締役社長	大 和 一 彦
幹 事	(株) 竹 之 下	代表取締役社長	宇 野 圭 郎
幹 事	(株) 許 田 商 会	代表取締役社長	許 田 正 博

[北陸支部]

7月12日(木)午前11時よりホテル日航金沢に於いて、北陸支部役員会が開催された。

午後から開催される定時総会に向けての議案内容の確認が主な内容であったが、今秋に開催予定の経営実務研修会の日程や講師案についての打ち合わせも行った。

昼食後、12時25分より北陸支部の会員卸、事業所会員卸が参加して北陸支部総会が開催された。会計幹事の奥野 潔氏(石川中央食品(株))の司会進行で最初に北陸支部長の荒木 章氏(カナカン(株))が、「食品業界も大きな転機を迎えている。PBの扱い比率が多くなるなど、ビジネスチャンスも大きく変化している。消費者の節約志向も拍車がかかっている。」などと開会の挨拶を述べた。

続いて出席者が各自自己紹介を行い、定足数の確認を行った後、支部長が議長席について議案の審議に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告ならびに収支決算報告について
幹事(監査)の藤井伸子氏(マルコク(株))が監査報告

第2号議案 平成24年度事業計画ならびに収支予算について

第3号議案 役員改選

第1、2号議案については会計幹事から説明報告があり、いずれも原案通り拍手で承認された。役員改選は全員重任となった。また今秋に予定する経営実務研修会の日程及び講師の先生等について確認が行われた。

全ての議案が終了後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行って13時25分に総会は閉会となった。

平成24年度 北陸支部 新役員名簿

支部長	カナカン(株)	代表取締役社長	荒 木 章
副支部長	北陸中央食品(株)	代表取締役社長	澤 田 悦 守
会計幹事	石川中央食品(株)	代表取締役社長	奥 野 潔
幹事(監査)	マルコク(株)	代表取締役社長	藤 井 伸 子
幹 事	(株)田中興商店	代表取締役社長	塩 田 則 國

各県ブロック動向

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は、6月20日（水）午後3時より横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズに於いて定時総会を開催した。

事務局の森谷健一氏（神奈川県分（株））の司会進行で定足数を確認した後、総会成立宣言を行い、会長の高木一夫氏（神奈川県分（株））が開会の挨拶を行って、議長席に着き議案の審議に入った。

議案内容

第1号議案 平成23年度事業報告

第2号議案 平成23年度会計報告及び監査報告

第3号議案 平成24年度事業計画案

第4号議案 その他

終了後賛助会員も加わって奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、ついで講演会に入り、『なでしこジャパン “継続力～続けることで見えてきたもの～”』と題して（元祖なでしこジャパン・サッカー女子元日本代表）高倉麻子氏が講演を行った。

終了後懇親会を行い閉会した。

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、6月21日（木）午後3時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井俊彦氏（（株）静岡メイカン）の司会進行で、最初に会長の山口 茂氏（ヤマキ（株））が挨拶し、「恒例の新商品の試食会について、節度ある運営」を呼びかけた。

ついで山口会長が、議長席に着いて議事に入った。

議案内容

第1号議案 平成23年度事業報告及び会計監査報告

第2号議案 平成24年事業方針案及び予算案

第3号議案 会則改定について

全て原案通り拍手で承認された。

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後懇親会が開かれた。

◆長野県食品問屋連盟

長野県食品問屋連盟は平成25年3月13日（水）松本市で第44回定時総会を開き、任期満了に伴う役員改選で原田文彦氏（マルイチ産商取締役執行役員食品事業部長）を再任した。原田会長は開会の挨拶で2月に厚生労働省が発表した都道府県別生命表で長野県が男女とも1位だったことを挙げ、「食が1番の要因であり、その根幹を支えている誇りを持って知恵を出し合い、汗

をかこう」と呼び掛けた。総会には会員、賛助会員約 110 人が参加。研修、研究活動の推進などを柱とした 2013 年の事業計画を可決した。賛助会員を代表して、深瀬成利・味の素関東支店長は、「長野県の長寿日本一を守るべく、美味しさと健康に貢献していこう」と挨拶。来賓の日食協奥山専務理事は、およそ 1 年後に迫った消費税引き上げに伴う業界の取り組みを説明し「外税方式への一本化などで価格転嫁の確保を進め、事務負担が増える軽減税率、インボイス制度の導入は避けるべきと協調した。記念講演ではエッセイスト、画家、農園主、ワイナリーオーナーと多方面で活躍している東御市在住の玉村豊男氏が「ふつうの暮らしがプレミアムーおいしい信州ふーど(風土)の展開」をテーマに、長野県が取り組んでいる県産の農産物、加工食品の発信事業などについて説明した。83 年に東京から長野県に移り住んだ玉村氏は「自分や近所の人たちが作った野菜や果物を、普段の暮らしで食べる。この安心、安全な食生活にこそ価値がある」と提言し「足元の宝物を発見してほしい」と呼びかけた。

事務局活動

[関連省庁・諸団体]

農林水産省

- ・「高齢者向け加工食品の製造・流通」に関する意見交換会を実施。
- ・FCP 活動に継続して参画し、取り組み内容について情報を共有する。
- ・2011 年度環境自主行動計画の調査票の提出。
- ・緊急災害時対応食糧供給体制整備調査に対応し資料を提出。
- ・新型インフルエンザ等対策検討にあたっての資料を作成し提出。
- ・「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」のオブザーバー委員となる。
- ・「食品ロス削減のための商慣習検討 WT」に委員を派遣。
- ・「消費税の増税に対する要望書」を提出。

財務省

- ・「消費税の増税に対する要望書」を提出。

経済産業省

- ・「消費税の増税に対する要望書」を提出。

公正取引委員会

- ・「優越的地位の濫用」に関する業界ガイドラインについてご指導いただく。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・理事団体として食流機構の運営に参画、また「食料品物流円滑化推進協議会」のメンバーとして研修会を受講。

(財)食品産業センター

- ・食品団体連絡協議会に参加。（年 6 回）
- ・「食品産業における取引慣行の実態調査委員会」に委員として参加。

(公社)日本缶詰協会

- ・当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただき、また缶詰関係団体専務会を主宰していただき定期的に情報交換を行う。
- ・缶詰関係団体の賀詞交換会の事務局を依頼。

(財)全国食品缶詰公正取引協議会

- ・常任幹事として「食品缶詰試買検査会」に参加。

(財)食品環境検査協会

- ・評議会の委嘱を受け評議員会に参加。

(一財)流通システム開発センター

- ・理事団体として運営に参画。
- ・「流通システム標準化推進協議会」（流通 BKS 推進協議会）の副会長店として、流通 BMS の普及拡大に努める。

(一社)日本卸売協会

- ・連携して「消費税の増税に対する要望書」を中小企画庁に提出。
- ・卸売管理士の普及・啓発に努める。
- ・3月15日の総会で解散を決議。

東京23区清掃協議会

- ・ペットボトルの回収事業に係わる会議体に参加。

(財)日本貿易関係手続簡素化協議会

- ・「EDIFACT 日本委員会」の委員の委嘱を受ける。

日本製罐協会

- ・当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・当協会の団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

異業種交流委員会

- ・定期的に年2回委員会を開催し、異業種間卸で情報交換を行う。

[庶務事項]

◆会報発行

Vol. 174	May. 24. 2012	Vol. 175	Jul. 30. 2012	Vol. 176	Oct. 30. 2012
Vol. 177	Jan. 1. 2013	Vol. 178	Mar. 28. 2012		

平成 24 年度活動内容

一般社団法人日本加工食品卸協会 業務日誌

月 日	本 部	支 部	業 務 内 容
4 月 2 日			事業報告書作成
4 月 3 日			月次決算処理・銀行記帳
4 月 4 日			正・副会長会議・理事会資料準備
4 月 5 日			事業報告書作成寄稿
4 月 6 日			流通センター開所式出席・月次会計処理
4 月 9 日			缶詰関係団体専務会・業務監査準備
4 月 10 日			業務監査・食育ハンドブック修正版打合
4 月 11 日	物流問題研究会		連絡協議会・業界新聞取材対応
4 月 12 日			食育ハンドブック監修打合
4 月 13 日	業務監査		移行登記完了報告
4 月 16 日			会長業務打合・給与台帳作成
4 月 17 日			理事会資料作成
4 月 18 日			各委員会・WG 委員会名簿作成、理事会資料作成
4 月 19 日	正副会長会議・理事会		定時総会開催案内発送準備
4 月 20 日	執行運営委員会		定時総会開催案内発送
4 月 23 日	労務管理研究会		日経取材対応・決算書類メール
4 月 24 日			会員企業業務打合・理事会議事録作成
4 月 25 日			流通システム標準普及推進協議会通常総会
4 月 26 日	商品開発研究会・情報システム研究会		理事会議事録作成
4 月 27 日		流通業務委員会	IT ベンダー業務打合

5 月 1 日			業界の人材開発についての業務打合
5 月 2 日			定時総会資料作成
5 月 7 日			理事会議事録作成
5 月 8 日	EDI W・G		関東支部総会案内配送
5 月 9 日			定時総会資料作成
5 月 10 日			金融連携検討会打合
5 月 11 日			国分 300 周年感謝の集い
5 月 14 日			会報最終校正・賛助会員幹事店会資料作成
5 月 15 日	政策委員会・賛助会員幹事店会		4 月分会計入力
5 月 16 日	法務研究会		食品事業者環境対策支援事業打合
5 月 17 日			缶詰関係団体専務会・ソラマチ内覧会見学
5 月 18 日			野村総研打合・HP 情報打合・業界サニテーション打合
5 月 21 日			会長業務打合
5 月 22 日			日本缶詰協会総会・外食協情報交流会
5 月 23 日			定時総会準備・取引慣行検討委員会
5 月 24 日	理事会・定時総会		会報配布準備

5月25日			製・配・販連携協議会総会
5月28日		流通業務委員会	関東支部業務監査・会計士業務打合
5月29日			日本小売業協会総会・産業構造審議会流通部会聴講
5月30日			国分 300 周年展示会参観・年間会費請求書作成
5月31日			講演会資料作成

6月1日	環境問題対応 W・G(A)		流通システム開発センター理事会
6月4日			農林水産政策研究所業務打合・業界新聞取材
6月5日		中国支部総会	関東支部総会準備
6月6日	情報システム研究会		関東支部総会準備
6月7日			ファイネットユーザー会
6月8日			缶詰関係団体専務会
6月11日		東北支部総会	関東支部総会資料作成
6月12日			生団連総会・企業・団体等連絡協議会
6月13日	物流問題研究会		ビジネスインフラ打合
6月14日		東海支部総会	関東支部総会資料搬入
6月15日		関東支部総会	労働保険料申告書記入
6月18日			総会登記手続き
6月19日		四国支部総会	
6月20日			神奈川県食品卸同業会総会
6月21日			静岡食品卸同業会総会
6月22日			缶詰関係団体臨時専務会
6月25日			環境問題打合・流通研究取材対応・就任挨拶対応
6月26日			ソラマチ見学・小売団体打合
6月27日	執行運営委員会・商品開発研究会		登記書類作成
6月28日	EDI W・G		食流機構理事会
6月29日	労務管理研究会		小売業団体定時総会記念懇親会

7月2日			入金記帳・会報原稿寄稿
7月3日		北海道支部総会	年会費入金整理
7月4日			商品展示会研修
7月5日			千葉大学園芸学部講演
7月6日		九州沖縄支部総会	関東支部物流コスト集計
7月9日	環境問題対応 W・G(A)		関東支部物流コスト集計
7月10日			共同広告カスタム調査結果報告・研修企画打合
7月11日			物流業者業務打合
7月12日		北陸支部総会	各研究会開催案内作成
7月13日			缶詰関係団体専務会・会長業務打合
7月17日		流通業務委員会	物流コスト集計
7月18日	法務研究会		企業・団体連絡協議会
7月19日			日本卸売協会研究懇談会
7月20日			コンサル業務打合
7月23日			お別れの会出席・JII 業務打合

7月24日			ファイネット業務打合・会報発送準備
7月25日	情報システム研究会		会報配送ラベル作成
7月26日			高齢者向け加工食品の意見交換会
7月27日			消費税セミナー・会報発送
7月30日			前理事告别式出席
7月31日	執行運営委員会・EDI W・G		通帳記帳・会議資料作成

8月1日			環境対策打合・入金確認書まとめ
8月2日			食料品地域物流円滑化等推進協議会総会
8月3日			近隣工事説明会
8月6日			緊急災害時の食料供給に関する資料作成
8月7日			卸売業機能強化フォーラム資料作成
8月8日			情報システム研修会次第検討
8月9日			会社案内作成打合
8月10日			業界新聞取材対応
8月13日	環境問題対応 W・G(A)		社内規定修正作業
8月14日			会長業務打合・流通 BMS 普及啓発打合
8月15日			夏休暇
8月16日			加入申込用紙作成・給与計算
8月17日			PJ 資料検討・入会要領作成
8月20日			会社案内改訂版検討・月末支払い準備
8月21日			PJ 資料作成・各研修会案内作成
8月22日			PJ 資料作成・情報システム研修会案内文作成
8月23日			緊急時企業間連携に係る検討会
8月24日	物流問題研究会実務検討会		協会案内作成打合
8月27日		流通業務委員会	関東支部物流コスト再計算
8月28日			環境数値取りまとめ
8月29日	労務管理研究会		商品研修会企画打合
8月30日	執行運営委員会		新新会計基準予算作成
8月31日			賛助会員加入要請・環境数値取りまとめ

9月3日			事業別予算表作成・公益目的支出計画策定
9月4日			月次会計処理・環境数値取りまとめ
9月5日	緊急災害時食料供給 PJ		給与台帳修正・月次会計処理
9月6日	情報システム研究会		情報システム研修会講師依頼打合
9月7日	EDI W・G		流通 BMS 導入アンケート調査依頼
9月10日			環境数値調査票作成
9月11日	環境問題対応 W・G(A)		流通 BMS 導入アンケート調査集計
9月12日			緊急時企業間連携に係る指針検討会
9月13日			パイン缶詰開缶研究会
9月14日			賛助会員加入勧誘・業界新聞取材対応
9月18日			卸売業強化フォーラム資料作成
9月19日			環境数値調査表作成・流通 BMS アンケート集計
9月20日			関東農政局 6 次産業化政策打合・流通 BMS 啓発打合
9月21日			理事会等案内文書作成

9月24日			関東支部経営実務研修会案内文書作成
9月25日	執行運営委員会		会員送付ラベル作成
9月26日	法務研究会・物流問題研究会実務検討会		研究会用資料作成
9月27日		流通業務委員会	流通新聞取材対応
9月28日			会長業務打合・物流実態調査まとめ

10月1日			月末現金確認・通帳記入・理事会案内送付
10月2日			理事会案内発送・講演会原稿作成
10月3日			政策委員会・賛助会員幹事店会案内準備
10月4日	EDI W・G		JII 業務打合・会報寄稿
10月5日	異業種交流委員会		上半期会計処理(本部・支部)
10月9日			会報原稿寄稿・フォーラム準備・研修会参加者リスト
10月10日			卸売業機能強化フォーラム(秋田)
10月11日			食糧新聞創刊 70 周年記念特別セミナー
10月12日		商品研修会	上半期会計決算
10月15日	環境問題対応 W・G(A)		会報寄稿・緊急食糧支援業務打合
10月16日			返品実態調査アンケート集計
10月17日			企業・団体連絡協議会
10月18日	情報システム研究会		缶詰関係団体専務会
10月19日			日本卸売協会消費税の増税の対応問題打合
10月22日	緊急災害時食料供給に関する PJ・環境数値算定標準化協議会		上半期決算資料作成
10月23日	政策委員会		業務監査準備・情報システム研修会資料準備
10月24日	商品開発研究会		理事会資料準備
10月25日			小売業セミナー出席・業務監査
10月26日			情報システム研修会
10月29日	執行運営委員会		業務監査準備
10月30日	労務管理研究会		物流新聞取材対応
10月31日	業務監査		理事会資料準備

11月1日	環境数値算定標準化協議会実務委員会		展示会参観
11月2日			食品ロス削減の商慣習検討WT会議傍聴
11月5日			会長業務打合・経営実務研修会準備
11月6日			物流フォーラム打合・経営実務研修会
11月7日			全国事務局会議準備業務
11月8日	正・副会長会議、理事会		月次会計準備
11月9日	全国事務局会議	経営実務研修会	銀行残高証明書半期分取得
11月12日	EDI W・G		理事会議事録作成
11月13日		東海支部合同懇談会	政策委員会資料準備
11月14日			流通BMSフォーラム&ソリューション EXPO 出席
11月15日	政策委員会・賛助会員幹事店会		月次会計処理
11月16日	システム専門部会		賛助会員幹事店会意見交換内容のまとめ
11月19日			缶詰関係団体専務会・業界ヒアリング対応
11月20日			地域物流円滑化セミナー
11月21日			公益法人セミナー

11月22日		北陸支部経営実務研修会	収支予算進捗表作成
11月26日	法務研究会		消費税の増税に対する要望書提出
11月27日	執行運営委員会		年末調整準備
11月28日			会報寄稿・物流問題研究会打合
11月29日			業界新聞新年特集号対応寄稿
11月30日	環境数値算定標準化協議会実務委員会・環境問題 W・G		賞与支払い準備

12月3日			会長業務打合
12月4日		九州沖縄支部連絡協議会	年賀挨拶状作成・年末調整法定調書作成
12月5日			会報寄稿・食品関連団体等連絡協議会
12月6日	情報システム研究会		展示会関係業務打合
12月7日		北海道支部常任理事会	月次決算書類作成
12月10日			異業種交流委員会案内作成
12月11日			会報校正・PCA 事例セミナー
12月12日	EDI W・G		年末調整給与支払い明細作成
12月13日			災害リスクセミナー
12月14日			会報最終校正・業界標準化業務打合
12月17日			異業種交流委員会開催準備
12月18日			年末挨拶対応
12月19日			異業種交流委員会開催案内配布
12月20日			農林水産省要請調査配布
12月21日			会報配送準備
12月25日			業界ヒアリング対応・年末挨拶対応
12月26日	労務管理研究会		会報発送業務・年末挨拶対応
12月27日			農林水産省業務打合・会員卸業務打合
12月28日			年末通帳記帳

1月7日			年始挨拶対応・通帳記帳
1月8日			缶詰業界新年賀詞交換会
1月9日			講演会原稿寄稿
1月10日			業務ソフト打合・異業種交流委員会資料準備
1月11日			月次処理・緊急時食料供給資料打合
1月15日			エコアンケート調査依頼実施
1月16日			業務用食材卸業合同賀詞交歓会
1月17日			流通システム開発センターセミナー
1月18日	情報システム研究会		缶詰関係団体専務会・食品ロス削減検討会 傍聴
1月21日	法務研究会・EDI W・G		緊急災害時供給リスト追加分提出
1月22日			介護食打合・物流問題研究会準備打合
1月23日			地域卸講演
1月24日	システム専門部会		商品展示会研修
1月25日			流通 BMS 活用セミナー・BCP 連携説明会
1月28日			日銀調査対応・食品シンポジウム
1月29日		流通業務委員会	取引慣行実態調査検討会
1月30日	執行運営委員会		流通業務委員会調査資料集計
1月31日	環境問題対応 W・G		JPR 業務打合

2月1日	物流問題研究会		在庫回転日数集計作業
2月4日			関東支部新物流コスト分析
2月5日			政策委員長業務打合
2月6日			会長業務打合・生団連分科会
2月7日			流通経済研究所流通大会
2月8日			異業種交流委員会・連絡協議会
2月12日			一般紙連合広告打合・企業規範アンケート集計
2月13日			スーパートレードショー参観
2月14日			缶詰試買検査会・クレーム実態調査集計
2月15日			缶詰関係団体専務会・政策委員長業務打合
2月18日			新型インフルエンザ対策PJ・会長業務報告
2月19日			食流機構臨時理事会
2月20日			近畿支部研修会参加・業界ヒアリング対応
2月21日			BCPに関する行政との打合
2月22日		流通業務委員会	日本卸売協会業務打合・食品ロス削減傍聴
2月25日	EDI W・G		収支予算案試算
2月26日	労務管理研究会		卸売酒販組合中央会打合
2月27日			介護食品論点整理の会・酒類食品システム研究会記念講演会
2月28日			中小企業庁要望提出・予算案作成

3月1日	執行運営委員会		予算資料作成
3月4日	法務研究会		会報原稿寄稿・関東支部物流資料集計
3月5日		東北支部経営実務研修会	卸売統計調査集計
3月6日	情報システム研究会		支部交流会資料作成
3月7日		支部交流会	環境セミナー準備
3月8日			支部交流会工場見学
3月11日	物流問題研究会		缶詰関係団体専務会
3月12日	環境問題 W・G		商品開発研究会実態調査集計
3月13日			長野県食品問屋連盟定時総会
3月14日	政策委員会		流通システム開発センター理事会
3月15日			日本卸売協会総会・食品環境検査協会評議員会
3月18日	商品開発研究会		卸売統計調査集計
3月19日			理事会資料作成
3月21日			省エネ人材育成セミナー・食流機構臨時理事会
3月22日		流通業務委員会	省エネ人材育成セミナー
3月25日			公正取引委員会打合・日缶協環境問題検討会
3月26日	EDI W・G		会長業務打合・理事会資料打合
3月27日			理事会準備・会報配送業務
3月28日	理事会		会報発送業務
3月29日			物流業界紙対応・年度末締め

会 員 動 向

会員・事業所・賛助会員・団体賛助会員動向推移表

平成25年 5月 9日現在
一般社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 賛 助 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成25年	133	▲1	105	1	133	0	3	0	374	0
24年	134	▲7	104	▲27	133	▲1	3	0	374	▲35
23年	141	▲8	131	▲5	134	1	3	0	409	▲12
22年	149	▲1	136	▲12	133	0	3	0	421	▲13
21年	150	▲7	148	▲6	133	13	3	0	434	0
20年	157	▲8	154	▲4	120	▲1	3	0	434	▲13
19年	165	▲6	158	6	121	2	3	0	447	2
18年	171	▲7	152	4	119	18	3	0	445	15
17年	178	▲11	148	▲21	101	▲1	3	0	430	▲33
16年	189	▲3	169	▲2	102	0	3	0	463	▲5
15年	192	▲8	171	▲10	102	▲1	3	0	468	▲19
14年	200	▲6	181	1	103	0	3	0	487	▲5
13年	206	▲2	180	33	103	▲2	3	0	492	29
12年	208	▲18	147	1	105	▲1	3	0	463	▲18
11年	226	▲21	146	3	106	▲5	3	0	481	▲23
10年	247	▲15	143	8	111	1	3	0	504	▲6
9年	262	▲11	135	▲1	110	0	3	0	510	▲12
8年	273	▲13	136	5	110	▲2	3	0	522	▲10
7年	286	▲7	131	▲18	112	0	3	0	532	▲25
6年	293	▲13	149	1	112	▲1	3	0	557	▲13
5年	306	1	148	10	113	▲3	3	0	570	8
昭和55年	333	----	135	----	116	-----	4	----	588	----

平成 2 4 年度入・退会 会員一覧表
(平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 5 月 9 日)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H24. 04. 01 現在	1 3 4	1 0 4	1 3 3	3	3 7 4
新規加入	1	5	0	0	6
退会	2	4	0	0	6
H25. 05. 09 現在	1 3 3	1 0 5	1 3 3	3	3 7 4

支部別会員及び事業所会員内訳

平成 2 5 年 5 月 9 日現在

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員
北海道	北海道	1 0	7	近畿	京都	—	2
	(計)	(1 0)	(7)		大阪	1 0	9
東北	青森	1	—		奈良	1	—
	秋田	1	—		和歌山	—	—
	岩手	—	—		滋賀	—	—
	山形	1	—		兵庫	4	2
	宮城	1	8		(計)	(1 5)	(1 3)
	福島	3	—	中国	鳥取	—	—
	(計)	(7)	(8)		島根	1	—
関東	東京	2 7	1 3		岡山	3	—
	神奈川	2	4		広島	3	8
	千葉	2	2		山口	3	—
	埼玉	1	5		(計)	(1 0)	(8)
	栃木	3	1	四国	香川	2	3
	群馬	2	2		徳島	—	1
	茨城	2	2		愛媛	—	1
	長野	2	3		高知	1	2
	山梨	2	—		(計)	(3)	(7)
	静岡	3	3	九州 沖縄	福岡	3	9
	新潟	2	—		佐賀	2	1
	(計)	(4 8)	(3 6)		大分	3	—
東海	愛知	6	8		長崎	3	—
	三重	1	0		熊本	2	—
	岐阜	1	—		宮崎	4	1
	(計)	(8)	(8)		鹿児島	3	—
北陸	石川	4	5		沖縄	5	1
	富山	1	1		(計)	(2 5)	(1 2)
	福井	2	—	合 計		1 3 3	1 0 5
	(計)	(7)	(6)				

平成24年度入・退会 会員一覧表
(平成24年 4月 1日～平成25年 5月 9日)

[入 会 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 11. 05	近畿	兵庫県	ケイ低温フーズ(株)	
H25. 04. 24	関東	東京都	首都圏国分(株)	

[退 会 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 05. 31	中国	広島県	(株)桑宗	会社都合
H25. 03. 11	北海道	札幌市	(株)丸市岡田商店	業態変更
H25. 04. 24	関東	東京都	廣屋国分(株)	会社統合
〃	〃	〃	東京国分(株)	〃

[入 会 事 業 所 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 04. 01	関東	神奈川県	(株)関東リョーショク多摩支店	
〃	〃	東京都	国分(株)広域支社	
H25. 04. 24	関東	東京都	首都圏国分(株)第一支店	会社統合
〃	〃	〃	〃 中央支店	〃
〃	〃	〃	〃 西東京支店	〃
〃	〃	千葉県	〃 千葉支店	〃
〃	〃	東京都	〃 業務用営業部	〃

[退 会 事 業 所 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H25. 04. 24	関東	東京都	廣屋国分(株)中央支店	会社統合
〃	〃	〃	〃 西東京支店	〃
〃	〃	千葉県	〃 千葉支店	〃
〃	〃	東京都	〃 業務用営業部	〃

[入 会 賛 助 会 員]

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考
H24. 04. 01	新潟県	越後製菓(株)	
H25. 01. 01	東京都	ポッカサッポロフード & ビバレッジ(株)	社名変更

[退 会 賛 助 会 員]

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考
H25. 01. 01	愛知県	(株)ポッカコーポレーション	社名変更

平成 2 4 年度 計算書類等

(平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日)



東京都中央区日本橋本町 2-3-4 江戸ビル 4F

平成 24 年度 本部 貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

本部会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,942,125	16,146,520	8,795,605
現金	91,394	94,166	-2,772
普通預金	19,850,731	11,052,354	8,798,377
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
前払費用	471,383	471,383	0
流動資産合計	25,413,508	16,617,903	8,795,605
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,310,500	2,426,500	884,000
研修・普及事業引当預金	7,662,064	16,000,000	-8,337,936
特定資産合計	10,972,564	18,426,500	-7,453,936
固定資産合計	10,972,564	18,426,500	-7,453,936
資産合計	36,386,072	35,044,403	1,341,669
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,861,681	1,609,525	252,156
預り金	150,753	215,110	-64,357
流動負債合計	2,012,434	1,824,635	187,799
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,310,500	2,426,500	884,000
固定負債合計	3,310,500	2,426,500	884,000
負債合計	5,322,934	4,251,135	1,071,799
正味財産の部			
一般正味財産	31,063,138	30,793,268	269,870
正味財産合計	31,063,138	30,793,268	269,870
負債及び正味財産合計	36,386,072	35,044,403	1,341,669

平成 24 年度 本部 正味財産増減計算書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

本部会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	20,000	20,000	0
受取会費	54,532,500	54,323,000	209,500
正会員受取会費	27,055,000	27,265,000	-210,000
事業所会員受取会費	1,040,000	1,290,000	-250,000
賛助会員受取会費	23,837,500	23,168,000	669,500
団体賛助会員受取会費	2,600,000	2,600,000	0
雑収益	59,386	155,913	-96,527
受取利息	9,386	10,413	-1,027
雑収益	50,000	145,500	-95,500
経常収益計	54,611,886	54,498,913	112,973
(2) 経常費用			
事業費	41,617,126	40,148,388	1,468,738
役員報酬	8,939,400	8,939,400	0
職員給料手当	3,750,000	1,875,000	1,875,000
調査研究費	14,643,284	16,130,735	-1,487,451
人材育成事業費	3,776,650	3,007,580	769,070
情報システム研修会	976,648	968,944	7,704
啓発事業費	4,992,994	4,720,079	272,915
賃借料	3,368,050	3,368,050	0
広告宣伝費	1,170,100	1,138,600	31,500
管理費	12,724,890	13,295,963	-571,073
役員報酬	570,600	570,600	0
職員給料手当	3,222,875	4,169,500	-946,625
退職給付費用	884,000	1,531,576	-647,576
福利厚生費	1,182,564	1,074,239	108,325
会議費	2,006,920	1,852,448	154,472
旅費交通費	617,300	608,830	8,470
通信運搬費	210,977	412,705	-201,728
消耗品費	1,322,090	1,360,519	-38,429
賃借料	2,245,370	1,309,800	935,570
租税公課	71,360	70,000	1,360
交際費	42,340	62,230	-19,890
光熱水料費	171,590	152,627	18,963
雑費	176,904	120,889	56,015
経常費用計	54,342,016	53,444,351	897,665
評価損益等調整前当期経常増減額	269,870	1,054,562	-784,692
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	269,870	1,054,562	-784,692
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	269,870	1,054,562	-784,692
一般正味財産期首残高	30,793,268	29,738,706	1,054,562
一般正味財産期末残高	31,063,138	30,793,268	269,870
正味財産期末残高	31,063,138	30,793,268	269,870

平成 24 年度 本部 正味財産増減計算書内訳表

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	本部会計					合 計
	調査研究事業	自主調査事業	研修事業	共通	法人会計	
一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取入会金	0	0	0		20,000	20,000
受取会費	0	0	0		54,532,500	54,532,500
正会員受取会費	0	0	0		27,055,000	27,055,000
事業所会員受取会費	0	0	0		1,040,000	1,040,000
賛助会員受取会費	0	0	0		23,837,500	23,837,500
団体賛助会員受取会費	0	0	0		2,600,000	2,600,000
雑収益	0	0	0		59,386	59,386
受取利息	0	0	0		9,386	9,386
雑収益	0	0	0		50,000	50,000
経常収益計	0	0	0		54,611,886	54,611,886
(2) 経常費用						
事業費	27,867,794	7,769,764	5,979,568	0	0	41,617,126
役員報酬	7,417,800	951,000	570,600		0	8,939,400
職員給料手当	3,000,000	375,000	375,000		0	3,750,000
調査研究費	14,643,284	0	0		0	14,643,284
人材育成事業費	0	0	3,776,650		0	3,776,650
情報システム研修会	0	0	976,648		0	976,648
啓発事業費	0	4,992,994	0		0	4,992,994
賃借料	2,806,710	280,670	280,670		0	3,368,050
広告宣伝費	0	1,170,100	0		0	1,170,100
管理費	0	0	0		12,724,890	12,724,890
役員報酬	0	0	0		570,600	570,600
職員給料手当	0	0	0		3,222,875	3,222,875
退職給付費用	0	0	0		884,000	884,000
福利厚生費	0	0	0		1,182,564	1,182,564
会議費	0	0	0		2,006,920	2,006,920
旅費交通費	0	0	0		617,300	617,300
通信運搬費	0	0	0		210,977	210,977
消耗品費	0	0	0		1,322,090	1,322,090
賃借料	0	0	0		2,245,370	2,245,370
租税公課	0	0	0		71,360	71,360
交際費	0	0	0		42,340	42,340
光熱水料費	0	0	0		171,590	171,590
雑費	0	0	0		176,904	176,904
経常費用計	27,867,794	7,769,764	5,979,568	0	12,724,890	54,342,016
評価損益等調整前当期経常増減額						269,870
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額						269,870
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-27,867,794	-7,769,764	-5,979,568	0	41,886,996	269,870
一般正味財産期首残高	0	0	0		30,793,268	30,793,268
一般正味財産期末残高	-27,867,794	-7,769,764	-5,979,568	0	72,680,264	31,063,138
正味財産期末残高	-27,867,794	-7,769,764	-5,979,568	0	72,680,264	31,063,138

財務諸表に対する注記

平成25年3月31日

1. 重要な会計方針

当事業年度から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当預金	2,426,500	884,000	-	3,310,500
研修・普及啓発事業 引当預金	16,000,000	2,594	8,340,530	7,662,064
合 計	18,426,500	886,594	8,340,530	10,972,564

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に関する 対応額)
特定資産				
退職給付引当預金	3,310,500	-	-	(3,310,500)
研修・普及啓発事業 引当預金	7,662,064	-	(7,662,064)	-
合 計	10,972,564	-	(7,662,064)	(3,310,500)

専務理事	係
	

附 属 明 細 書

平成25年3月31日

1. 特定資産の明細

特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2にて記載している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	2,426,500	884,000	-	-	3,310,500

専務理事	係
	

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成 25 年 4 月 15 日

一般社団法人 日本加工食品卸協会

監 事 升 本 正 
監 事 小 原 利 郎 

平成 24 年度 本部・支部 貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	31,544,941	23,614,922	7,930,019
現金	140,991	117,870	23,121
普通預金	26,403,950	18,497,052	7,906,898
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
前払費用	471,383	471,383	0
流動資産合計	32,016,324	24,086,305	7,930,019
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,310,500	2,426,500	884,000
研修・普及事業引当預金	7,662,064	16,000,000	-8,337,936
特定資産合計	10,972,564	18,426,500	-7,453,936
固定資産合計	10,972,564	18,426,500	-7,453,936
資産合計	42,988,888	42,512,805	476,083
負債			
1. 流動負債			
未払金	1,861,681	1,609,525	252,156
預り金	150,753	215,110	-64,357
流動負債合計	2,012,434	1,824,635	187,799
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,310,500	2,426,500	884,000
固定負債合計	3,310,500	2,426,500	884,000
負債合計	5,322,934	4,251,135	1,071,799
正味財産の部			
一般正味財産	37,665,954	38,231,718	-565,764
正味財産合計	37,665,954	38,261,670	-595,716
負債及び正味財産合計	42,988,888	42,512,805	476,083

平成 24 年度 本部・支部 正味財産増減計算書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000
受取入会金	20,000	20,000	0
受取会費	54,532,500	54,323,000	209,500
正会員受取会費	27,055,000	27,265,000	-210,000
事業所会員受取会費	1,040,000	1,290,000	-250,000
賛助会員受取会費	23,837,500	23,168,000	669,500
団体賛助会員受取会費	2,600,000	2,600,000	0
雑収益	2,155,950	2,138,592	17,358
受取利息	10,950	12,092	-1,142
臨時会費収入	2,095,000	0	2,095,000
雑収益	50,000	2,126,500	-2,076,500
経常収益計	66,708,450	65,781,592	926,858
(2) 経常費用			
事業費	51,941,334	48,626,974	3,314,360
役員報酬	8,939,400	8,939,400	0
職員給料手当	3,750,000	1,875,000	1,875,000
会議費	1,796,424	319,040	1,477,384
旅費交通費	196,000	0	196,000
通信運搬費	80	0	80
調査研究費	16,378,334	16,611,311	-232,977
人材育成事業費	10,171,526	10,527,562	-356,036
情報システム研修会	976,648	968,944	7,704
啓発事業費	5,194,739	4,879,067	315,672
消耗品費	33	0	33
賃借料	3,368,050	3,368,050	0
広告宣伝費	1,170,100	1,138,600	31,500
管理費	14,912,832	16,486,672	-1,573,840
役員報酬	570,600	570,600	0
職員給料手当	3,222,875	4,169,500	-946,625
退職給付費用	884,000	1,531,576	-647,576
福利厚生費	1,193,144	1,074,239	118,905
会議費	2,498,867	3,560,790	-1,061,923
旅費交通費	2,278,100	2,067,402	210,698
通信運搬費	213,037	412,705	-199,668
消耗品費	1,322,510	1,360,519	-38,009
賃借料	2,245,370	1,309,800	935,570
租税公課	71,760	70,800	960
交際費	42,340	69,475	-27,135
光熱水料費	171,590	152,627	18,963
雑費	198,639	136,639	62,000
経常費用計	66,854,166	65,113,646	1,740,520
評価損益等調整前当期経常増減額	-145,716	667,946	-813,662
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-145,716	667,946	-813,662
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-145,716	667,946	-813,662
一般正味財産期首残高	37,811,670	37,563,772	247,898
一般正味財産期末残高	37,665,954	38,231,718	-565,764
正味財産期末残高	37,665,954	38,231,718	-565,764

平成 24 年度 本部・支部 正味財産増減計算書内訳表

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	法人会計				合 計
	調査研究事業	自主調査事業	研修事業	法人会計	
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
本部配賦金	0	0	0	10,000,000	10,000,000
本部配賦金	0	0	0	10,000,000	10,000,000
受取入会金	0	0	0	20,000	20,000
受取会費	0	0	0	54,532,500	54,532,500
正会員受取会費	0	0	0	27,055,000	27,055,000
事業所会員受取会費	0	0	0	1,040,000	1,040,000
賛助会員受取会費	0	0	0	23,837,500	23,837,500
団体賛助会員受取会費	0	0	0	2,600,000	2,600,000
雑収益	0	0	0	2,155,950	2,155,950
受取利息	0	0	0	10,950	10,950
臨時会費収入	0	0	0	2,095,000	2,095,000
雑収益	0	0	0	50,000	50,000
経常収益計	0	0	0	66,708,450	66,708,450
(2) 経常費用				0	0
事業費	24,193,008	1,851,867	8,277,030	17,619,429	51,941,334
役員報酬	7,417,800	951,000	570,600	0	8,939,400
職員給料手当	2,625,000	562,500	562,500	0	3,750,000
会議費	1,796,424	0	0	0	1,796,424
旅費交通費	0	0	0	196,000	196,000
通信運搬費	0	0	0	80	80
調査研究費	5,436,185	36,750	431,025	11,051,586	16,955,546
人材育成事業費	3,909,144	0	5,316,092	876,220	10,101,456
情報システム研修会	0	0	976,648	0	976,648
啓発事業費	201,745	20,947	107,995	4,389,460	4,720,147
消耗品費	0	0	0	33	33
賃借料	2,806,710	280,670	280,670	0	3,368,050
広告宣伝費	0	0	31,500	1,106,050	1,137,550
管理費	222,495	0	0	14,690,337	14,912,832
役員報酬	0	0	0	570,600	570,600
職員給料手当	0	0	0	3,222,875	3,222,875
退職給付費用	0	0	0	884,000	884,000
福利厚生費	0	0	0	1,193,144	1,193,144
会議費	221,655	0	0	2,277,212	2,498,867
旅費交通費	0	0	0	2,278,100	2,278,100
通信運搬費	0	0	0	213,037	213,037
消耗品費	0	0	0	1,322,510	1,322,510
賃借料	0	0	0	2,245,370	2,245,370
租税公課	0	0	0	71,760	71,760
交際費	0	0	0	42,340	42,340
光熱水料費	0	0	0	171,590	171,590
雑費	840	0	0	197,799	198,639
経常費用計	24,415,503	1,851,867	8,277,030	32,309,766	66,854,166
評価損益等調整前当期経常増減額	-24,415,503	-1,851,867	-8,277,030	34,398,684	-145,716
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-24,415,503	-1,851,867	-8,277,030	34,398,684	-145,716
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-24,415,503	-1,851,867	-8,277,030	34,398,684	-145,716
一般正味財産期首残高	0	0	0	37,811,670	37,811,670
一般正味財産期末残高	-24,415,503	-1,851,867	-8,277,030	72,210,354	37,665,954
正味財産期末残高	-24,415,503	-1,851,867	-8,277,030	72,210,354	37,665,954

平成 24 年度 支部 貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

支部会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,602,816	7,468,402	-865,586
現金	49,597	23,704	25,893
普通預金	6,553,219	7,444,698	-891,479
流動資産合計	6,602,816	7,468,402	-865,586
資産合計	6,602,816	7,468,402	-865,586
正味財産の部			
一般正味財産	6,602,816	7,438,450	-835,634
正味財産合計	6,602,816	7,468,402	-865,586
負債及び正味財産合計	6,602,816	7,468,402	-865,586

平成 24 年度 支部 正味財産増減計算書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

支部会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000
本部配賦金	10,000,000	9,300,000	700,000
雑収益	2,096,564	1,982,679	113,885
受取利息	1,564	1,679	-115
臨時会費収入	2,095,000	0	2,095,000
雑収益	0	1,981,000	-1,981,000
経常収益計	12,096,564	11,282,679	813,885
(2) 経常費用			
事業費	10,324,208	8,478,586	1,845,622
会議費	1,796,424	319,040	1,477,384
旅費交通費	196,000	0	196,000
通信運搬費	80	0	80
調査研究費	1,735,050	480,576	1,254,474
人材育成事業費	6,394,876	7,519,982	-1,125,106
啓発事業費	201,745	158,988	42,757
消耗品費	33	0	33
管理費	2,187,942	3,190,709	-1,002,767
福利厚生費	10,580	0	10,580
会議費	491,947	1,708,342	-1,216,395
旅費交通費	1,660,800	1,458,572	202,228
通信運搬費	2,060	0	2,060
消耗品費	420	0	420
租税公課	400	800	-400
交際費	0	7,245	-7,245
雑費	21,735	15,750	5,985
経常費用計	12,512,150	11,669,295	842,855
評価損益等調整前当期経常増減額	-415,586	-386,616	-28,970
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-415,586	-386,616	-28,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-415,586	-386,616	-28,970
一般正味財産期首残高	7,018,402	7,825,066	-806,664
一般正味財産期末残高	6,602,816	7,438,450	-835,634
正味財産期末残高	6,602,816	7,438,450	-835,634

内閣総理大臣

安倍 晋三

殿

法人の名称 一般社団法人日本加工食品卸協会

代表者の氏名 國分 勸兵衛

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 平成24 年度（平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

2. 公益目的支出計画実施報告書

【平成24 年度(2012/4/1 から 2013/3/31 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	38,261,670円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	24,193,008円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	0円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	24,193,008円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	0円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	14,068,662円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
計画作成時点の見込みに比べ、継1における公益目的支出の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込み額を上回り、公益目的支出計画の完了見込みが1年早まる見込みである。これは、特に環境問題において「食品リサイクル法」及び「産業廃棄物処理法」が改定された事を受けて、従来弊協会が作成した冊子の改訂版を発行した事、また、「環境自主行動計画」の後継となる「低炭素社会実行計画」の立案、実施を求められ、その対応のためセミナー等を開催した事による。さらに、緊急時食糧支援については緊急災害時食料供給に関するPJを設置し、「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」をまとめた等、計画作成時点よりも踏み込んだ活動を展開した事による。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成27年3月31日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	平成26年3月31日

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	円	円	38,261,670円	38,261,670円	38,261,670円
公益目的収支差額	円	円	18,367,768円	24,193,008円	18,323,869円
公益目的支出の額	円	円	18,367,768円	24,193,008円	18,323,869円
実施事業収入の額	円	円	0円	0円	0円
公益目的財産残額	円	円	19,893,902円	14,068,662円	0円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	商慣行・取引条件に関する調査研究事業、公正取引・公正競争に関する調査研究事業、マーチャライジングに関する調査研究事業、環境問題に関する調査研究事業、「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業、加工食品卸売統計調査に関する調査研究事業、加工食品卸売業の信頼性向上に関する普及啓発事業、環境問題に関する普及啓発事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
加工食品流通の近代化と効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行い、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資する。	
(1)商慣行・取引条件に関する調査研究事業 定期的に全国規模で「返品」に関する実態調査等を実施して、食品ロスの削減と取引慣行の是正の状況を把握し、調査書に取りまとめ公開している。 (2)公正取引・公正競争に関する調査研究事業 企業コンプライアンスが求められる中、公正取引、適正取引推進を目指して取引業者間の現場実態がどのような取引状況にあるかの調査を行い、報告書にまとめ公開している。 (3)マーチャライジングに関する調査研究事業 缶詰ブランドオーナー会員卸を主体に本部組織の常設組織として商品開発研究会を設け、時宜に合った課題について研究している。 (4)環境問題に関する調査研究事業 本部組織に環境数値算定標準化協議会を設け、環境問題対応ワーキンググループと連動して環境関連法律に対する業界の対応方針や統一ルール作りを協議し、また業界で作成した「新環境自主行動計画」における「輸配送部門」「事業場部門」の環境数値目標や「廃棄物対策」の実効性を高める研究を行い、業界の環境数値を公開している。 (5)「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時」における食糧支援の調査研究事業 新型インフルエンザの流行時及び緊急災害時に加工食品卸売業者は、社会機能維持者として国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図るため、食料調達数を調査している。またインフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染の防止策と重要業務の継続を検討する「新型インフルエンザ対策のガイドライン」に関する調査研究を行っている。 (6)加工食品卸売統計調査に関する調査研究事業 国内食品市場全体を俯瞰できるフルライン・フルチャネルの公益性ある統計データを開示し、加工食品の安定的な販売・消費実態を広く社会に伝え、一般メディア・生活者・行政・研究機関など各方面にとって有益なマクロデータを提供している。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	18,367,768円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
市場・流通構造の変化に伴う新しい枠組みの協働体制の中で積極的に情報を共有化し、優先的対応策の調査、研究を行った。具体的には、「生団連」における各委員会への参加、「食品ロス削減のための商慣習検討WT」への委員の推薦、「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」との情報共有化、連携等がある。 間近に迫った消費税の増税に関する対応として関連省庁に「消費税の増税に関する要望書」を提出し、転嫁対策特別措置法(案)への対応としては共同行為についての検討を行った。 東日本大震災で経験した緊急時の物流面での課題を大きな教訓として、緊急災害時の初動時のプッシュ型の食料供給体制についてガイドラインを取りまとめた。 また「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」にオブザーバー委員として参加し、介護食品の現状の課題について流通の面から意見を述べた。 環境問題では、「環境自主行動計画」に替わる「低炭素社会実行計画」の作成と実行計画を作成すべくセミナーを開催しこの問題の知見を深めた。 法務問題では、法令遵守と公正取引推進のため「下請法」について検討し「下請法の簡易テスト」を作成しこの普及啓発を行った。 国内加工食品市場全体を俯瞰できる公益性の高い販売統計データの加工食品卸売統計調査今年度も継続して行った。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	24,193,008円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	24,193,008円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	24,193,008円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
計画作成時点の見込みに比べ、継1における公益目的支出の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込み額を上回り、公益目的支出計画の完了見込みが1年早まる見込みである。 これは、特に環境問題において「食品リサイクル法」及び「産業廃棄物処理法」が改定された事を受けて、従来弊協会が作成した冊子の改訂版を発行した事、また、「環境自主行動計画」の後継となる「低炭素社会実行計画」の立案、実施を求められ、その対応のためセミナー等を開催した事による。 さらに、緊急時食糧支援については緊急災害時食料供給に関するPJを設置し、「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」をまとめた等、計画作成時点よりも踏み込んだ活動を展開した事による。	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 ¹	商慣行・取引条件に関する調査研究事業、公正取引・公正競争に関する調査研究事業、マーチャントイングに関する調査研究事業、環境問題に関する調査研究事業、「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業、加工食品卸売統計調査に関する調査研究事業、加工食品卸売業の信頼性向上に関する普及啓発事業、環境問題に関する普及啓発事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 収益の額	(2)実施事業収入 の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
	円	円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 費用の額	(2)公益目的支出 の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	24,193,008円	24,193,008円	(1)と(2)では異なる費用科目はない	
計	24,193,008円	24,193,008円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

【引当金等の明細】

(1)実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号	
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
	退職給付引当金					
	2,426,500円	884,000円	円	円	3,310,500円	

(2)(1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的			
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
	円	円	円	円	円	

(3)「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	財産の名称		目的			
	期首の価額	当期増加額	当期減少額		期末の価額	
			目的使用	その他		
	円	円	円	円	0円	

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

私たち監事は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度における公益目的支出計画実施報告書を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査結果

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく示しているものと認めます。

平成 25 年 5 月 14 日

一般社団法人 日本加工食品卸協会

監 事 小原利郎 
監 事 升本正 

平成 25 年度事業計画

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

当協会は、平成 24 年 4 月に一般社団法人へ移行するという新たなスタートを切ったが、我々を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがある。少子高齢化社会の常態化は、食品流通のあり方の変革を促し、加えて、止まる事のない川下デフレの進行、宅配やネット事業をはじめとする新たなチャネルの台頭、大手小売業の PB 商品の強化策などの多様な要因から、付加価値を創造する新たなビジネスモデルの構築が最優先的課題となっている。

こうした環境の中、当協会は加工食品流通の構造的改善を図るため、デフレ・円高脱却と持続的な経済成長の実現を目指す本格的再生戦略の進展と併せ、食品流通業界として多種多様に变化するニーズに対応し、流通機能の一層の高度化に向け、平成 25 年度は下記の諸事業を重点的に実施する。

1. 調査研究事業

- (1) 食品流通のサプライチェーンのあり方を検討する協働体制の中で、新たな価値観を創造、共有化するための調査研究
- (2) 食品取引環境改善への調査研究
- (3) 間近に迫る消費税増税に対する調査研究
- (4) 流通環境の変化に対応した新たな流通インフラ標準化事業の調査研究
- (5) 社会機能維持者として災害、新型インフルエンザ対策の調査研究
- (6) 加工食品卸売販売統計調査の継続

2. 研修・普及啓発事業

- (1) 「低炭素社会実行計画」の策定と普及啓発
- (2) 公正取引推進のガイドラインの普及啓発
- (3) 流通 BMS の普及拡大の啓発事業
- (4) 卸売経営の活性化に向けた研修事業

3. 本部活動

- (1) 一般社団法人としての運営の軌道化
- (2) 本部活動の効果的運営と支部活動の活性化支援
- (3) 会員相互間の情報共有化と情報発信力の強化

平成 25 年度実施計画

一般社団法人 日本加工食品卸協会

概 要

平成 25 年度は、事業計画(案)に基づき主要な組織活動として下記のような事業を実施する。

(1) 政策委員会

- ・食品流通のサプライチェーン・マネジメントのイノベーションを図る協働体制(製・配・販連携協議会、生団連、日本 TCGF、食品ロス削減検討 WT 等)と連携して情報の共有化を図り共通課題の解決を図る
- ・「食品取引改善協議会」や「賛助会員幹事店会」をとおして食品卸売業の取引環境改善の方向性について協議、提言する

(2) 環境数値算定標準化推進協議会

- ・「低炭素社会実行計画」の策定と普及、啓蒙

(3) 執行運営委員会

- ・新型インフルエンザ、災害時の緊急食料支援のサプライチェーンのあり方についての調査研究
- ・TPP (環太平洋経済連携協定)に関する業界への影響についての調査研究
- ・加工食品卸売統計調査の継続
- ・加工食品卸売業の活性化に向けた研修事業

(4) ワーキンググループと主要研究会の活動テーマ

①環境問題対応 W・G

- ・「食品リサイクル法へのガイドライン」「産業廃棄物の処理に関して」の改訂版の普及啓発

②EDI W・G

- ・業界 EDI システムの標準化推進

③税務問題対応 W・G

- ・消費税増税問題についての調査研究

④情報システム研究会

- ・各システム研究団体活動の情報共有化と「流通 BMS」の普及推進

⑤物流問題研究会

- ・小売業の納品与件緩和の調査研究

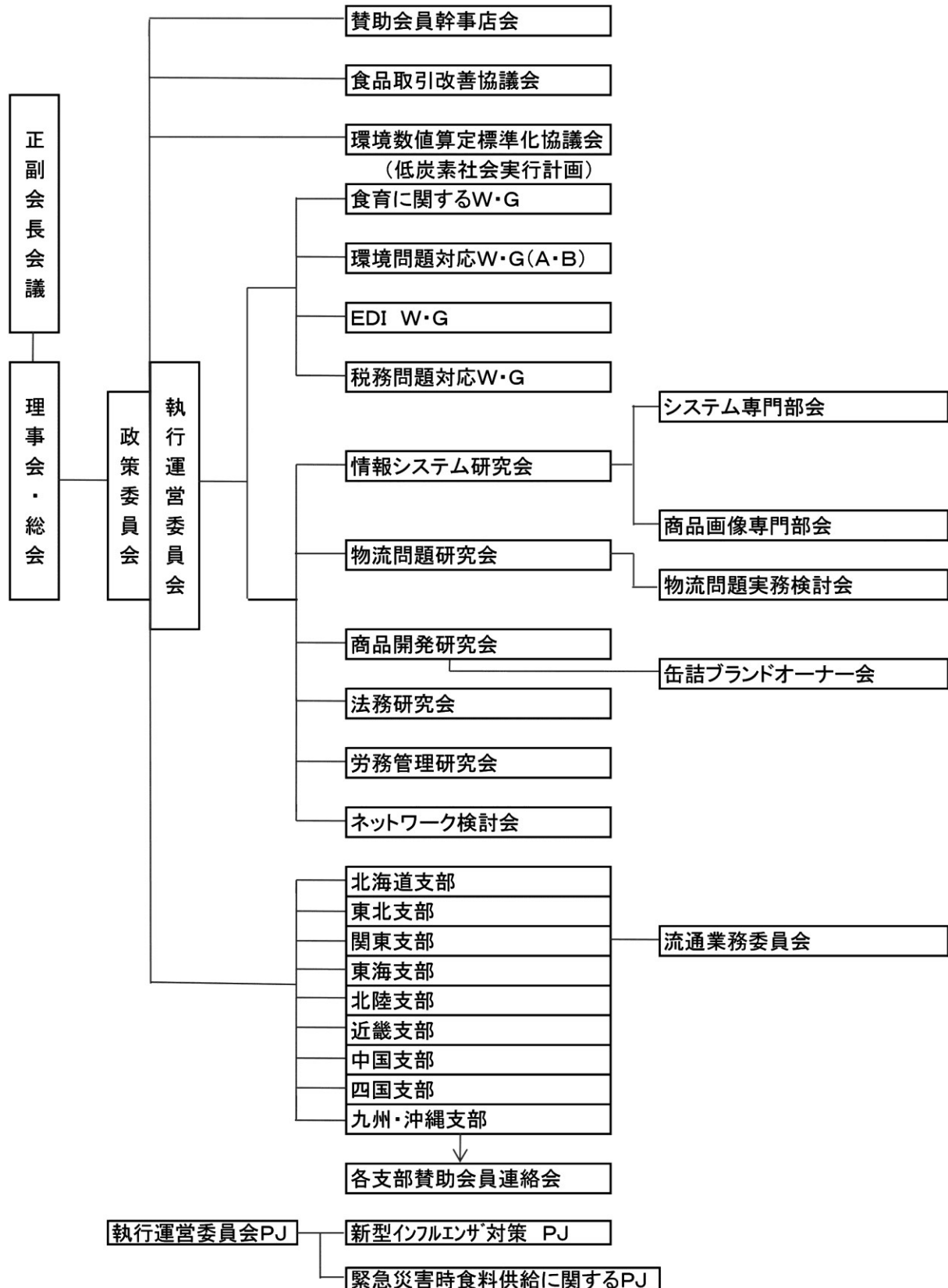
⑥法務研究会

- ・公正取引に向けた法令遵守ガイドラインの普及啓発

以 上

運営組織図

一般社団法人 日本加工食品卸協会



平成25年度 運営組織名簿

一般社団法人
日本加工食品卸協会
(敬称略)

◆政策委員会・食品取引改善協議会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品 (株)	青山 裕一	執行役員東日本営業本部本部長
	加藤産業 (株)	破魔 重美	常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当・東京本部長
○	国分 (株)	北見 賢	常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長
○	(株) 日本アクセス	堀井 壮一郎	取締役副社長執行役員 営業管掌
	三井食品 (株)	勝木 慶二郎	取締役副社長執行役員
◎	三菱食品 (株)	宮田 善康	執行役員 商品本部長
	(一社) 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

◎印：委員長 ○印：副委員長

◆執行運営委員会

	会社名	委員名	所属・役職
	伊藤忠食品 (株)	向田 隆志	WEB営業本部本部長兼商品企画部部長
	加藤産業 (株)	破魔 重美	常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当・東京本部長
	国分 (株)	清水 宣和	常務取締役経営統括本部副本部長兼業務本部長
	コンタツ (株)	湯浅 正男	取締役営業統括部長
	(株) サンヨー堂	小林 由朗	取締役商品部部長
	(株) 日本アクセス	貝塚 寛雪	取締役常務執行役員経営企画・事業・食品安全管理管掌 兼 経営企画部長 兼 秘書室長
	三井食品 (株)	富山 邦彦	執行役員営業本部副本部長
	三菱食品 (株)	宮田 善康	執行役員 商品本部長
○	(一社) 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

○印：委員長

◆執行運営委員会PJ 「新型インフルエンザ対策」

	会社名	委員名	所属・役職
	伊藤忠食品 (株)	阿部 研人	ISCビジネスサポート(株)人事総務サポート部人事チーム
	加藤産業 (株)	山本 莊之介	社長室専任課長
	国分 (株)	山本 栄二	取締役コンプライアンス担当役員

(株)日本アクセス	佐々木 靖之	人事・総務部長
三井食品 (株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部长
三菱食品(株)	寺田 幸隆	総務人事本部総務グループ 総務ユニット

◆執行運営委員会「緊急災害時食料供給に関するP J」

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	田井 聡一郎	経営戦略部 I R 広報・C S R チーム 副チーム長
加藤産業 (株)	入江 幸徳	法務コンプライアンス部長
国分 (株)	松本 啓輔	人事総務部副部長
(株) 日本アクセス	小野 幹夫	ロジスティクス本部ロジスティクス企画部長代行
三井食品 (株)	金子 達生	経営統括本部経営企画部長
三菱食品 (株)	矢澤 誠	ロジスティクス本部開発グループ DC ファシリティユニット

◆環境数値算定標準化協議会

会社名	委員名	所属・役職
協議委員		
三菱食品(株)	千田 建	ロジスティクス本部開発グループ マネージャー
○ (株)日本アクセス	中井 忍	取締役常務執行役員ロジスティクス管掌兼ロジスティクス本部長
伊藤忠食品 (株)	神山 浩二	ロジスティクス企画室室長
国分 (株)	奥村 恒弘	取締役経営企画部長
実務委員		
三菱食品(株)	小林 一之	ロジスティクス本部開発グループ DC ファシリティユニットリーダー
(株)日本アクセス	喜村 昇二	ロジスティクス本部ロジスティクス管理部物流品質管理課長
伊藤忠食品(株)	田井 聡一郎	経営戦略部 I R 広報・C S R チーム 副チーム長
△ 国分 (株)	山田 英夫	経営企画部環境担当
(一社)日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事

○:委員長 △:実務委員会座長

◆税務問題対応 W・G

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	濱田 英樹	経営企画部財経企画チーム チーム長
○ 国分 (株)	鈴木 清史	経理財務部 副部長
(株) サンヨー堂	小林 由朗	取締役商品部 部長

(株) 日本アクセス	徳江 義之	財務経理部長
三井食品 (株)	荒井 徹	経理財務本部経理部 部長
三菱食品 (株)	桜井 信彦	財務経理本部 経理グループマネージャー

○印：座長

◆環境問題対応W・G（Aチーム）

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	田井 聡一郎	経営戦略部 I R 広報・C S R チーム副チーム長
加藤産業 (株)	安井 弘人	環境管理部専任課長
国 分 (株)	山田 英夫	経営企画部環境担当
(株) 日本アクセス	田近 博巳	法務・審査・コンプライアンス部 CSR 環境管理課
〃	青木 丹	〃 環境管理課担当課長
三井食品 (株)	堀川 正	物流本部物流管理部
○ 三菱食品 (株)	小林 一之	ロジスティクス本部開発グループ DC ファシリティ チームリーダー

○印：座長

◆環境問題対応W・G（Bチーム）

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	田井 聡一郎	経営戦略部 I R 広報・C S R チーム 副チーム長
○ 加藤産業 (株)	大海 裕也	環境管理部係長
◎ 国 分 (株)	山田 英夫	経営企画部環境担当
日本酒類販売 (株)	亀山 猛	情報物流本部物流統括部物流企画課参事補
(株) サンヨー堂	小林 由明	業務部次長
(株) 日本アクセス	田近 博巳	C S R ・法務・コンプライアンス部
〃	青木 丹	〃 環境管理課担当課長
三井食品 (株)	高田 憲一	物流本部物流管理部遵法推進室
三菱食品 (株)	小林 一之	ロジスティクス本部開発グループ DC ファシリティ チームリーダー

◎印：座長 ○印：副座長

◆食育に関する W・G

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	杉本 匡生	営業サポート部部長
加藤産業 (株)	里中 周	営業企画部専任課長
国 分 (株)	岡村 宏隆	社長室長兼経営企画部広報担当部長兼環境担当部長

○	(株) 日本アクセス	久我 嘉郎	営業統括本部営業企画部マーケティング課長
	三井食品 (株)	笠井 隆	営業本部営業推進部部長
	三菱食品 (株)	西村 武司	マーケティング本部 マーケットリサーチ グループ マネージャー

○印：座長

◆ E D I W・G

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品 (株)	佐多 洋文	情報システム企画部システム企画第二課課長補佐
	加藤産業 (株)	森 拓也	情報システム部
	国 分 (株)	平田 幸則	情報システム部 E D I システムチーム・チームリーダー
	(株) 日本アクセス	山口 隆広	情報システム部広域リテールシステム課
	日本酒類販売 (株)	今野 政亨	情報物流本部情報統括部開発課
	三井食品 (株)	牛之濱 誠之	コーポレートスタッフ本部情報システム部企業間推進室
	三菱食品 (株)	中川 守	情報システム本部 I T 戦略企画グループ企画ユニット 課長

○印：座長

※オブザーバー 太田 岳秀 (株)ファイネット企画・開発部専任部長

◆情報システム研究会

	会社名	委員名	所属・役職
	旭食品 (株)	竹内 恒夫	情報システム本部情報管理部部長
◎	伊藤忠食品 (株)	竹腰 雅一	情報システム企画部長
	加藤産業 (株)	高原 一夫	情報システム本部長補佐
○	国 分 (株)	高波 圭介	情報システム部長
	(株) ジャパン・インフォレックス	土屋 俊彦	常務取締役
	(株) トーカン	牧内 孝文	執行役員流通システム統括部長
	(株) 日本アクセス	八十島 幹夫	情報システム部長代行
	日本酒類販売 (株)	大西 完治	情報物流本部情報統括部部長
	三井食品 (株)	馬場 恵三	コーポレートスタッフ本部情報システム部部長
	三菱食品 (株)	大久保 敏男	情報システム本部企業間開発グループマネージャー
	ヤマエ久野 (株)	草場 信之	社長付 次長

◎印：座長 ○印：副座長

※オブザーバー 恒吉 正浩 株式会社 ファイネット 営業推進部長

◆情報システム研究会システム専門部会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	北 濱 久 司	情報システム企画部担当部長
加藤産業 (株)	佐 藤 一 樹	東京本部営業部ユニットマネージャー
国 分 (株)	川 村 仁	情報システム部課長
(株) トーカン	丹羽 直 樹	流通システム統括部業務企画課長
(株) 日本アクセス	飯 沼 正 典	情報システム部 I T 業務管理課兼 I T 運用管理課課長
日本酒類販売 (株)	石 津 秀 信	情報物流本部情報統括部情報企画課課長代理
◎ 三井食品 (株)	弘 中 治 行	コーポレートスタッフ本部情報システム部企業間推進室室長
三菱食品 (株)	新 居 史 貴	情報システム本部基幹開発グループマネージャー

◎印：座長 ○印：副座長

◆情報システム研究会「商品画像専門部会」

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 (株)	杉 本 匡 生	商品本部営業サポート部 部長
〃	東 田 英 希	〃 営業サポート課
加藤産業 (株)	里 中 周	営業企画部 専任課長
〃	小 川 宗 大	情報システム部 係長
国分 (株)	花 澤 裕	営業推進部副部長兼営業企画担当副部長兼事業開発部副部長
〃	安 藤 豪	営業推進部営業企画担当
(株)日本アクセス	久 我 嘉 郎	営業統括本部営業企画部 マーケティング課長
〃	掛 村 佳 代	〃 マーケティング課
三井食品 (株)	後 藤 力	経営統括本部マーケティング部
三菱食品 (株)	秋 目 康 伸	ビジネスサポート本部営業サポートセンター未収・マスタ管理グループ Dユニット
〃	豊 嶋 和 義	マーケティング本部カスタマーマーケティンググループ C R M推進ユニット
(株) J I I	西 田 邦 生	代表取締役社長
〃	土 屋 俊 彦	常務取締役
〃	吉 田 泰 則	情報システム担当課長
〃	黒 田 亮	〃 専任課長
〃	谷 原 郁 子	インフォレックス推進部 E D I 情報管理担当課長
〃	堀 川 益 雄	常務取締役
〃	仁 木 崇 夫	画像情報担当 課長補佐
(株)サイバーリンクス	杉 谷 宗 紀	S C M推進室事業推進課課長

○	〃	藪中 明希子	S C M推進室事業推進課
○	(株) ファイネット	大村 勝利	営業推進部部長代理
○	〃	成田 重人	営業推進部部長代理

○印：事務局

◆物流問題研究会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品 (株)	神山 浩二	ロジスティックス企画室室長
	加藤産業 (株)	泉 岳伸	ロジスティックス部課長
	国 分 (株)	本郷 秀貴	物流事業部課長
	コンタツ (株)	三角 悦雄	物流統括部部長
	(株) サンヨー堂	小林 由明	業務部次長
	(株) 日本アクセス	小沢 治夫	ロジスティックス本部汎用物流部長
	〃	西川 彰二	〃 汎用物流部汎用推進課長
	日本酒類販売 (株)	佐藤 稔	情報物流本部物流統括部部長
	三井食品 (株)	岡崎 一郎	物流管理部長
◎	三菱食品 (株)	竹島 健二郎	ロジスティックス本部低温物流事業開発グループマネージャー

◎印：座長 ○印：副座長

◆商品開発研究会兼ブランドオーナー会

	会社名	委員名	所属・役職
◎	(株) サンヨー堂	宗像 義昌	代表取締役社長（日食協理事）
○	〃	島垣 研二	常務取締役商品本部長兼缶詰部長
	国 分 (株)	細野 直樹	食品統括部オリジナル第一担当部長
	〃	森 公一	食品統括部オリジナル商品第一担当兼第二担当副部長
	(株) 明治屋	滝下 広明	商品事業本部マーケティング部部長
	〃	中川 泉	本社品質保証部品質保証チームリーダー兼お客様相談室長
	三菱食品 (株)	土蔵 隆	(株) リーコーホレーション代表取締役社長
	伊藤忠食品 (株)	秋元 博信	商品企画部商品統括第一課課長
	伊藤忠商事 (株)	中野 和真	食材流通部開発輸入課課長代行
	加藤産業 (株)	上岡 正典	商品管理部次長
	川商フーズ (株)	景山 健太郎	食品流通部食品流通グループグループ長
	(株) 北村商店	北村 篤司	代表取締役社長

正栄食品工業 (株)	山本 一彦	果実商品部フルーツ加工品グループ 課長
ストー缶詰 (株)	須藤 修吉	代表取締役社長
(株) 日本アクセス	立石 晴久	アクセスブランド営業部長
三井食品 (株)	平岩 敏郎	品質管理部部長
(株) 明治	渡部 信二	健康事業本部健康事業営業部長
(株) ヤグチ	栗栖 信也	代表取締役社長

◎印：委員長 ○印：幹事店会座長

※幹事店会メンバー

・(株)サンヨー堂 ・(株)明治屋 ・国分(株) ・三菱食品(株) ・加藤産業(株)

◆法務研究会

	会社名	委員名	所属・役職
7	旭食品 (株)	池上 隆	本社管理本部法務部部長
6	伊藤忠食品 (株)	五島 実	審査法務部部長
8	加藤産業 (株)	入江 幸徳	法務コンプライアンス部長
	〃	渡邊 亮	法務コンプライアンス部主任
2	国分 (株)	柄 秀典	審査法務部長
4	(株) 日本アクセス	北山 誠	執行役員法務・審査コンプライアンス部長
5	日本酒類販売 (株)	柳川 俊泰	執行役員内部監査室室長兼管理本部法務部部長
1	三井食品 (株)	松野 啓介	コーポレートスタッフ本部法務部部長
3	三菱食品 (株)	三輪 和男	コンプライアンス・法務グループ マネージャー
	〃	関原 伸介	財務経理本部リスクマネジメントグループ マネージャー

座長：輪番制

◆労務管理研究会

	会社名	会社名	所属・役職
5	伊藤忠食品 (株)	上床 浩生	ISCビジネスサポート(株)人事総務サポート部人事チーム長
7	加藤産業 (株)	中島 嘉幸	総務部長
3	国分 (株)	小木曾 泰治	執行役員人事総務部長
6	(株) サンヨー堂	玉井 英一	常務取締役総務部長兼財務部長
2	(株) 日本アクセス	佐々木 靖之	人事・総務部長
4	三井食品 (株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長
1	三菱食品 (株)	田口 耕輝	総務人事本部 人事グループ マネージャー

座長：輪番制

◆ネットワーク検討会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品 (株)	竹腰 雅一	情報システム企画部長
	国 分 (株)	福沢 美二郎	情報システム部 E D I システムチーム課長
	(株) 日本アクセス	森下 昌紀	情報システム部担当部長
	日本酒類販売 (株)	島田 剛宏	情報物流本部情報統括部開発課課長代理
△	三井食品 (株)	牛之濱 誠之	コーポレートスタッフ本部情報システム部企業間推進室
	三菱食品 (株)	中川 守	情報システム本部 IT 戦略企画グループ 企画ユニット 課長

○印：座長 △印：副座長

平成25年度 収支予算書【本部・支部】
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	(1,500)	(1,500)	(0)	
特定資産受取利息	1,500	1,500	0	
② 受取会費	(54,646,000)	(54,389,000)	(257,000)	
正会員会費収入	27,135,000	27,015,000	120,000	
事業所会員会費収入	1,040,000	1,040,000	0	
賛助会員会費収入	23,871,000	23,734,000	137,000	
団体賛助会員会費収入	2,600,000	2,600,000	0	
③ 雑収益	(1,979,988)	(1,979,905)	(83)	
受取利息	19,988	19,905	83	
臨時会費収入	1,910,000	1,910,000	0	
雑収入	50,000	50,000	0	
経常収益計	56,627,488	56,370,405	257,083	
(2) 経常費用				
① 事業費	(46,000,114)	(45,699,005)	(301,109)	
役員報酬	8,939,400	8,939,400	0	
給料手当	3,750,000	3,750,000	0	
退職給付費用	845,960	845,960	0	
福利厚生費	1,229,704	1,043,095	186,609	
会議費	9,250,000	9,180,000	70,000	
委員会活動費	4,270,000	4,150,000	120,000	
旅費交通費	2,290,000	2,290,000	0	
通信運搬費	686,000	761,500	△ 75,500	
消耗品費	428,000	428,000	0	
修繕費	200,000	200,000	0	
印刷費	4,163,000	4,163,000	0	
賃借料	3,368,050	3,368,050	0	
諸謝金	350,000	350,000	0	
講師費	3,400,000	3,400,000	0	
新聞図書費	342,000	342,000	0	
広告宣伝費	1,150,000	1,150,000	0	
委託費	1,230,000	1,230,000	0	
光熱水料費	108,000	108,000	0	
雑費	0	0	0	
② 管理費	(16,539,411)	(16,152,020)	(387,391)	
役員報酬	570,600	570,600	0	
給料手当	4,010,000	3,260,000	750,000	
退職給付費用	38,040	38,040	0	
福利厚生費	55,296	46,905	8,391	
会議費	2,740,000	2,595,000	145,000	
旅費交通費	2,050,000	2,480,000	△ 430,000	
通信運搬費	475,000	525,000	△ 50,000	
消耗品費	1,510,000	1,510,000	0	
光熱水料費	72,000	72,000	0	
賃借料	2,246,950	2,246,950	0	
会費	1,386,000	1,286,000	100,000	
交際費	112,000	80,000	32,000	
租税公課	71,000	70,000	1,000	
雑費	1,202,525	1,371,525	△ 169,000	[注2] (1)
経常費用計	62,539,525	61,851,025	688,500	
当期経常増減額	△ 5,912,037	△ 5,480,620	△ 431,417	
当期一般正味財産増減額(A)	△ 5,912,037	△ 5,480,620	△ 431,417	
一般正味財産期首残高	32,781,050	38,261,670	△ 5,480,620	
一般正味財産期末残高	26,869,013	32,781,050	△ 5,912,037	
正味財産期末残高	26,869,013	32,781,050	△ 5,912,037	
特定資産取崩収入				
研修・普及啓発事業引当預金				
取崩額(B)	6,300,000	12,000,000	△ 5,700,000	[注2] (2)
差額(B+A)	387,963	6,519,380	△ 6,131,417	

[注1]

(1) 収支予算書は、正味財産増減計算書ベースで作成しています。

[注2]

(1) 従来の予備費相当額 1,050,000円は管理費の「雑費」に計上しています(前期は1,200,000円)。
(2) 正味財産増減計算書ベースでは表示されない科目ですが、資金収支ベースでは重要な項目であるため別掲しています。

平成25年度 収支予算書内訳表【本部・支部】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

事業名 科目名	実施事業等会計	その他会計			法人会計	合計
	継続1	その他1	その他2	小計		
	調査・普及啓発事業	自主調査事業	研修事業			
一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 特定資産運用益	0	0	0	0	1,500	1,500
② 受取会費	0	0	0	0	54,646,000	54,646,000
③ 雑収益	0	0	0	0	1,979,988	1,979,988
経常収益計	0	0	0	0	56,627,488	56,627,488
(2) 経常費用						
① 事業費	18,323,869	10,799,299	16,876,946	27,676,245	0	46,000,114
② 管理費	0	0	0	0	16,539,411	16,539,411
経常費用計	18,323,869	10,799,299	16,876,946	27,676,245	16,539,411	62,539,525
当期経常増減額	△ 18,323,869	△ 10,799,299	△ 16,876,946	△ 27,676,245	40,088,077	△ 5,912,037
当期一般正味財産増減額	△ 18,323,869	△ 10,799,299	△ 16,876,946	△ 27,676,245	40,088,077	△ 5,912,037

[注1] 各事業の概要は以下の通りです。

調査・普及啓発事業・・・商慣行・取引条件に関する調査研究事業／公正取引・公正競争に関する調査研究事業
 ／マーチャндаイジングに関する調査研究事業／環境問題に関する調査研究事業／加工食品卸に関する調査研究事業
 ／「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業
 自主調査事業・・・加工食品卸売業の信頼性向上に関する普及啓発事業／環境問題に関する普及啓発事業
 ／情報システムに関する調査研修事業／ロジスティクスに関する調査研究事業
 研修事業・・・情報システムに関する普及啓発事業／ロジスティクスに関する普及啓発事業／研修に関する事業

平成25年度 収支予算書【本部】
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	(1,500)	(1,500)	(0)	
特定資産受取利息	1,500	1,500	0	
② 受取会費	(54,646,000)	(54,389,000)	(257,000)	
正会員会費収入	27,135,000	27,015,000	120,000	
事業所会員会費収入	1,040,000	1,040,000	0	
賛助会員会費収入	23,871,000	23,734,000	137,000	
団体賛助会員会費収入	2,600,000	2,600,000	0	
③ 雑収益	(68,500)	(68,500)	(0)	
受取利息	18,500	18,500	0	
臨時会費収入	0	0	0	
雑収入	50,000	50,000	0	
経常収益計	54,716,000	54,459,000	257,000	
(2) 経常費用				
① 事業費	(44,373,114)	(44,536,505)	(△ 163,391)	
役員報酬	8,939,400	8,939,400	0	
給料手当	3,750,000	3,750,000	0	
退職給付費用	845,960	845,960	0	
福利厚生費	1,229,704	1,043,095	186,609	
会議費	2,000,000	2,000,000	0	
委員会活動費	1,500,000	1,500,000	0	
旅費交通費	1,250,000	1,500,000	△ 250,000	
通信運搬費	570,000	670,000	△ 100,000	
消耗品費	400,000	400,000	0	
修繕費	200,000	200,000	0	
印刷費	4,100,000	4,100,000	0	
賃借料	3,368,050	3,368,050	0	
諸謝金	350,000	350,000	0	
講師費	3,400,000	3,400,000	0	
新聞図書費	342,000	342,000	0	
広告宣伝費	1,150,000	1,150,000	0	
委託費	870,000	870,000	0	
光熱水料費	108,000	108,000	0	
本部配賦金	10,000,000	10,000,000	0	
雑費	0	0	0	
② 管理費	(14,597,886)	(13,743,495)	(854,391)	
役員報酬	570,600	570,600	0	
給料手当	4,010,000	3,260,000	750,000	
退職給付費用	38,040	38,040	0	
福利厚生費	55,296	46,905	8,391	
会議費	2,120,000	2,120,000	0	
旅費交通費	835,000	780,000	55,000	
通信運搬費	475,000	525,000	△ 50,000	
消耗品費	1,510,000	1,510,000	0	
光熱水料費	72,000	72,000	0	
賃借料	2,246,950	2,246,950	0	
会費	1,386,000	1,286,000	100,000	
交際費	80,000	80,000	0	
租税公課	71,000	70,000	1,000	
雑費	1,128,000	1,138,000	△ 10,000	[注2] (1)
経常費用計	58,971,000	58,280,000	691,000	
当期経常増減額	△ 4,255,000	△ 3,821,000	△ 434,000	
当期一般正味財産増減額(A)	△ 4,255,000	△ 3,821,000	△ 434,000	
特定資産取崩収入				
研修・普及啓発事業引当預金	6,300,000	12,000,000	△ 5,700,000	[注2] (2)
取崩額(B)				
差額(B+A)	2,045,000	8,179,000	△ 6,134,000	

[注1]

(1) 収支予算書は、正味財産増減計算書ベースで作成しています。

[注2]

- (1) 従来の予備費相当額 1,000,000円は管理費の「雑費」に計上しています(前期は1,000,000円)。
(2) 正味財産増減計算書ベースでは表示されない科目ですが、資金収支ベースでは重要な項目であるため別掲しています。

平成25年度 収支予算書内訳表【本部】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

事業名 科目名	実施事業等会計	その他会計			法人会計	内部取引消去	合計
	継続1	その他1	その他2	小計			
	調査・普及啓発事業	自主調査事業	研修事業				
一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1)経常収益							
①特定資産運用益	0	0	0	0	1,500		1,500
②受取会費	0	0	0	0	54,646,000		54,646,000
③雑収益	0	0	0	0	68,500		68,500
経常収益計	0	0	0	0	54,716,000	0	54,716,000
(2)経常費用							
①事業費	18,084,869	10,560,299	14,297,946	24,858,245	1,430,000	△ 10,000,000	34,373,114
②管理費	0	0	0	0	14,597,886		14,597,886
経常費用計	18,084,869	10,560,299	14,297,946	24,858,245	16,027,886	△ 10,000,000	48,971,000
当期経常増減額	△ 18,084,869	△ 10,560,299	△ 14,297,946	△ 24,858,245	38,688,114	10,000,000	5,745,000
当期一般正味財産増減額	△ 18,084,869	△ 10,560,299	△ 14,297,946	△ 24,858,245	38,688,114	10,000,000	5,745,000

[注1] 各事業の概要は以下の通りです。

調査・普及啓発事業・・・商慣行・取引条件に関する調査研究事業／公正取引・公正競争に関する調査研究事業
 ／マーチャント・アイシングに関する調査研究事業／環境問題に関する調査研究事業／加工食品卸に関する調査研究事業
 ／「新型インフルエンザ」対策及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業
 自主調査事業・・・加工食品卸売業の信頼性向上に関する普及啓発事業／環境問題に関する普及啓発事業
 ／情報システムに関する調査研究事業／ロジスティクスに関する調査研究事業
 研修事業・・・情報システムに関する普及啓発事業／ロジスティクスに関する普及啓発事業／研修に関する事業

平成25年度 収支予算書【支部】
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	(0)	(0)	(0)	
特定資産受取利息	0	0	0	
② 受取会費	(0)	(0)	(0)	
正会員会費収入	0	0	0	
事業所会員会費収入	0	0	0	
賛助会員会費収入	0	0	0	
団体賛助会員会費収入	0	0	0	
③ 本部配賦金	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)	
本部配賦金	10,000,000	10,000,000	0	
④ 雑収益	(1,911,488)	(1,911,405)	(83)	
受取利息	1,488	1,405	83	
臨時会費収入	1,910,000	1,910,000	0	
雑収入	0	0	0	
経常収益計	11,911,488	11,911,405	83	
(2) 経常費用				
① 事業費	(11,627,000)	(1,162,500)	(10,464,500)	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
会議費	7,250,000	7,180,000	70,000	
委員会活動費	2,770,000	2,650,000	120,000	
旅費交通費	1,040,000	790,000	250,000	
通信運搬費	116,000	91,500	24,500	
消耗品費	28,000	28,000	0	
修繕費	0	0	0	
印刷費	63,000	63,000	0	
賃借料	0	0	0	
諸謝金	0	0	0	
講師費	0	0	0	
新聞図書費	0	0	0	
広告宣伝費	0	0	0	
委託費	360,000	360,000	0	
光熱水料費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
② 管理費	(1,941,525)	(2,408,525)	(△ 467,000)	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
会議費	620,000	475,000	145,000	
旅費交通費	1,215,000	1,700,000	△ 485,000	
通信運搬費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
光熱水料費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
会費	0	0	0	
交際費	32,000	0	32,000	
租税公課	0	0	0	
雑費	74,525	233,525	△ 159,000	[注2] (1)
経常費用計	13,568,525	3,571,025	9,997,500	
当期経常増減額	△ 1,657,037	△ 1,659,620	2,583	
当期一般正味財産増減額(A)	△ 1,657,037	△ 1,659,620	2,583	
特定資産取崩収入 研修・普及啓発事業引当預金 取崩額(B)	0	0	0	[注2] (2)
差額(B+A)	△ 1,657,037	△ 1,659,620	2,583	

[注1]

(1) 収支予算書は、正味財産増減計算書ベースで作成しています。

[注2]

- (1) 従来の子備費相当額 50,000円は管理費の「雑費」に計上しています(前期は200,000円)。
(2) 正味財産増減計算書ベースでは表示されない科目ですが、資金収支ベースでは重要な項目であるため別掲しています。

平成25年度 収支予算書内訳表【支部】
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

事業名 科目名	実施事業等会計	その他会計			法人会計	内部取引消去	合計
	継続1	その他1	その他2	小計			
	調査・普及啓発事業	自主調査事業	研修事業				
一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0
② 受取会費	0	0	0	0	0	0	0
③ 本部配賦金	671,000	671,000	7,228,000	7,899,000	1,430,000	△ 10,000,000	0
④ 雑収益	0	0	0	0	1,911,488	0	1,911,488
経常収益計	671,000	671,000	7,228,000	7,899,000	3,341,488	△ 10,000,000	1,911,488
(2) 経常費用							
① 事業費	910,000	910,000	9,807,000	10,717,000	0	0	11,627,000
② 管理費	0	0	0	0	1,941,525	0	1,941,525
経常費用計	910,000	910,000	9,807,000	10,717,000	1,941,525	0	13,568,525
当期経常増減額	△ 239,000	△ 239,000	△ 2,579,000	△ 2,818,000	1,399,963	△ 10,000,000	△ 11,657,037
当期一般正味財産増減額	△ 239,000	△ 239,000	△ 2,579,000	△ 2,818,000	1,399,963	△ 10,000,000	△ 11,657,037

新年度事業活動

正・副会長会議開催

－ 4 月 2 5 日 －

4 月 25 日（木）午前 10 時 30 分より。理事会に先立ち正・副会長会議が開催された。

当日に行われる理事会の内容確認が主要な議案であるが、特に今回は平成 24 年度の決算内容や消費税の特別措置法案に関する弊協会の対応方針についての協議及び今夏の電力需要抑制の対策について打ち合わせを行った。

理 事 会 開 催

－ 4 月 2 5 日 －

4 月 25 日（木）午前 11 時 30 分より、レベル 21 東京會館において定例理事会が開催された。
5 月 23 日に開催される定時総会に向けての議案審議を行った。以下に当日の内容を掲載する。

議 案	第 1 号議案	平成 2 4 年度事業報告に関する件
	第 2 号議案	平成 2 4 年度収支決算報告に関する件
	第 3 号議案	会員の動向に関する件
	第 4 号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第 5 号議案	役員の一部改選に関する件
	第 6 号議案	定時総会の開催に関する件
	第 7 号議案	その他
		(1) 消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為に関する特別措置についての対応の件
		(2) 「低炭素社会実行計画」について（案）
		(3) 電力需要抑制の対策について（案）
		(4) その他

出欠状況	理事総数 2 3 名中	出席理事 1 7 名	計 1 7 名
	監事総数 2 名中	出席監事 2 名	計 2 名
	オブザーバー	2 名	

来賓出席 農林水産省 食料産業局食品製造卸売課

食品第 2 班 尾川 大輔様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。冒頭に、本日配布した資料の確認をしたのち、國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「お食事が終わりました直ぐということで恐縮ですが始めさせていただきます。今日は 5 月 2

3日が総会ということで、それを前にしてたびたびこの様にお集まりいただく訳ではありますが、ご多忙の中、またご遠方からも、ご出席をたまり誠にありがとうございます。

また、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局食品製造卸売課の尾川様のご出席をいただきまして有難うございます。どうぞ宜しくお願い致します。

世の中のことについては皆様の方が良くご存じだと思いますが、アベノミックスというのが大変順調に進み、内閣の支持率もまだまだ上がっているというような状況の中、円安株高ということで、世の中は割合良い方向に動いているような感じが致します。

しかし、われわれ業界の一般食料品を中心とする消費財に関しては、なかなか競争が激しく厳しい状況が続いているのが現状です。特に円安が進み100円近くになって来ており、原料関係が上がり、エネルギー関連も上がってくるという状況の中、メーカー様におきましても値上げをそろそろ考えなければいけない事態に至っているのではないかと考えております。それから来年は消費税の増税が控えておるのでその対応も考えておかなければいけないというようなことでございます。

そういうことで今日は5月23日の総会を前にいたしまして、前回の時にご報告しきれなかったところや、これからの問題として、消費税に対する特別措置法が可決されたのちのカルテル行為の問題、低炭素化社会に対する取り組み、また、役員の一部改選等皆さまにお図りして、ご理解をいただきたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。ということで簡単でございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。」

続きまして司会の奥山専務は、公務ご多用の中ご来臨いただきました農水省幹部の方を紹介しご挨拶をお願いする。

それを受けて、食料産業局食品製造卸売課の尾川担当は事前に配布された「食品表示法案の骨格」という資料に基き、その内容を詳細にわたり説明、最後に日本加工食品卸協会の益々の発展とご参集の皆さまのご健勝を祈念され挨拶とされた。

事務局はここで本日の出欠状況と監事2名の同席並びにオブザーバーとして出席をいただいている宮田政策委員長を紹介、会の成立と共に前回の理事会同様慣例として議長に会長を指名し列席者の承認を受け、國分会長が議長席に就いた。

議長は早速議事に入った。

第1号議案 平成24年度事業報告に関する件

議長より、第1号議案を事務局より報告するよう指示があり専務理事より、前回は中間報告とした「卸売統計調査」の最終結果を、配布された資料に則り報告し、承認を得た。

第2号議案 平成24年度収支決算報告に関する件

続いて第2号議案の説明をするよう、事務局に要請。

それを受けて専務理事より、配布した平成24年度決算書類に基づき、特に前年数値と乖離があった科目に関して説明する。また、今期の収支決算書類に関しては従来の決算資料とは異なる

付属明細表を添付（新法人に移行した為）しているので、それらについての説明を行い、同時に4月15日に監事各位より監査を受けた経緯を報告。

議長はここで、監事に監査報告を求め、升本監事より「去る4月15日に専務理事より業務報告を受けたのち、監事2名にて行なった監査の結果、財務諸表及び帳票・証憑に関して、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告。

議長は、質疑を求めたが無かったので、承認を求め拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、本年4月1日の新事業年度以降、今理事会までに動きの有った入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成25年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては、本年は見直し時期ではないため昨年、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

- ①年額一括
- ②銀行振込み
- ③振込手数料は会員各位負担
- ④納付期限 平成25年 6月28日（金）

との説明が有り、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第5号議案 役員の一部改選に関する件

本年は役員の一部改選時期ではないが、一部の方より会社人事の都合により交替の申し出が有り、後任の推薦者を含めて説明するよう議長は事務局へ指示、事務局から下記の案が提示され、拍手を持って承認された。

〔辞任〕

三菱食品株式会社 中野 理事
三菱食品株式会社 中嶋 理事
味の素株式会社 小原 監事

〔就任〕

三菱食品株式会社 井上 理事
三菱食品株式会社 宮田 理事
味の素株式会社 品田 監事

第6号議案 定時総会の開催に関する件

議長より 資料の定時総会（案）に則り「以上如く審議内容を、定時総会の議案として総会を

開催したい」と発言があり、事務局より平成25年5月23日（木）15時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第7号議案 その他

引き続き 議長は、その他として事務局より審議案件の説明を促し、事務局より

（１）消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為に関する特別措置についての対応の件

（２）「低炭素社会実行計画」について

（３）電力需要抑制の対策について

の三点を説明し、審議をお願いする。

議長より意見等を求めたが、事務局からの提示案にて進めることで承認をいただく。

特に（１）に関しては、特別措置法案成立後、日食協が申請団体としての前提条件を満たすことを確認し「税務問題対応W・G」にて、共同行為協定書の内容について検討する事にした。

議長は、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時00分に閉会となった。

以 上



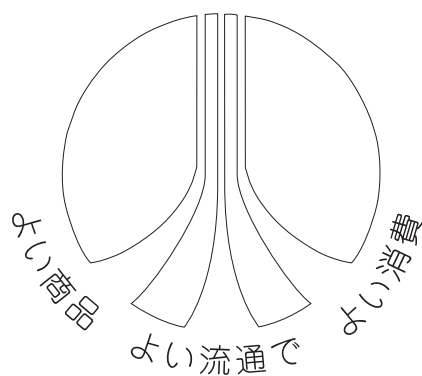
理事会会場

環境数値算定標準化協議会開催

— 4月19日 —

4月19日（金）午前10時30分から、日食協会議室にて開催した。

議案内容は、理事会に諮る「環境自主行動計画」の後継になる「低炭素社会実行計画」（案）の審議が中心であったが、その他「平成25年度電力需要抑制の対策」、「食品リサイクル法」の見直しに向けたヒアリングの対応、環境セミナーのアンケート結果について、カーボンフットプリントを活用した新しい取組みについて、輸配送のグリーン化を図る「輸配送」契約ガイドライン、フロンガスの回収などであった。



会報 日食協 Vol.179

発 行
発行所

平成25年5月23日
一般社団法人 日本加工食品卸協会
編集発行人 奥山 則康
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電 話 03-3241-6568
F A X 03-3241-1469
<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>